

(財)大学基準協会 2009年度「大学評価」受審版

山梨英和大学の現状と課題

山 梨 英 和 大 学

[点検・評価報告書 編]

〈序 章〉	… 1
〈本 章〉	
I 理念、目的	… 3
II 教育研究組織	… 7
III 教育内容、方法等	
1 学士課程の教育内容、方法	
1. 1 教育課程等	… 9
1. 2 教育方法等	…25
1. 3 国内外との教育研究交流	…37
1. 4 通信制大学等	…40
2 修士課程の教育内容、方法	
2. 1 教育課程等	…41
2. 2 教育方法等	…47
2. 3 国内外における教育研究交流	…52
2. 4 学位授与、課程修了の認定	…53
2. 5 通信制大学院	…55

IV	学生の受け入れ	
1	学部等における学生の受け入れ	…56
2	大学院研究科における学生の受け入れ	…66
V	学生生活	…70
VI	研究環境	…80
VII	社会貢献	…85
VIII	教員組織	
1	学部等の教員組織	…93
2	大学院研究科の教員組織	…98
IX	事務組織	…102
X	施設、設備	…108
XI	図書館及び図書・電子媒体等	…113
XII	管理運営	…117
XIII	財務	…125

XIV 点検・評価	…138
XV 情報公開、説明責任	…143
〈終章〉	…146

〈 序 章 〉

山梨英和学院の創立は、1889（明治22）年に遡る。

1878（明治11）年に発足した甲府教会が中心となり、山梨県にキリスト教主義の女学校を設立することとした。当時ほとんど顧みられていなかった女子教育事業を立ち上げることは、山梨県民の文化の向上にとって極めて意義深いことと確信していたのである。

欧米のプロテスタント諸教派が日本に宣教師を派遣して伝道を開始したのは1859（安政6）年であったが、甲府教会の主要メンバーとして任にあたった宣教師を派遣したカナダ・メソジスト教会は、その中でもかなり独自の個性を持っていた。というのも、カナダは1867（慶応3）年（明治維新の1年前）まで英国の植民地であり、日本とほぼ同時に近代国家としての道を歩み始めたばかりだったからである。カナダ・メソジスト教会は、アジアにおいて新たな時代を迎えた日本を、近代的・民主的国家を建設するパートナーと位置づけて、友好関係を結ぶことを目的としていたとあってよい。つまり、母国の教派と伝統を直接伝道地に導入しないという態度を堅持していたところに特色があった。このことは、“異文化に対する開かれた姿勢”、“自主独立の開拓者精神”、“献身と奉仕への情熱”というキーワードでまとめることができる。言い換えれば、カナダの宣教師たちは真に深い愛を持って、学ぶ者ひとりひとりの能力を引き出し、決して他律的な価値観を押し付けるような教育を行わなかったのである。

こうした背景のもと、「キリスト教信仰に基づく人間形成としての学校教育を行う」（「本学院寄附行為」第3条）ことを建学の理念として1889年に発足した山梨英和女学校は、1948（昭和23）年に新制の山梨英和高等学校及び中学校に改組した。併せて幼児教育にも早くから力を注ぎ、1911（明治44）年に山梨英和女学校附属幼稚園（現・山梨英和幼稚園）を開設し、終戦後の1950（昭和25）年及び1968（昭和43）年に2つの幼稚園（韮崎英和幼稚園及び石和英和幼稚園）を加えた。

1966（昭和41）年には山梨英和短期大学が国文と英文の2科で開設（3年後に学科へ変更）し、1991（平成3）年に当時長足の進歩を遂げつつあった情報文化に注目するとともに、やがて確固たる現実となる男女共同参画社会を見据えて、情報文化学科を増設した。1999（平成11）年に国文学を日本文化コミュニケーション、英文学を英語コミュニケーションにそれぞれ学科名を改称し、また男女共学に転換（2001（平成13）年）した1年後、開設当初から強い志向を抱いていた短期大学の改組により四年制大学を実現した。情報文化の発展とは表裏一体の関係としてメンタルヘルスの危機が大きな社会問題として浮上しつつあったことに即応して、臨床心理学を大学の教育研究の根幹として増設する構想を生みだし、「心理カウンセリング」、「情報メディア」及び「表現文化」の3つの学問分野を有機的に統合した人間文化学部人間文化学科（一学部一学科）を設置したのである。その2年後の2004（平成16）年には、大学院人間文化研究科臨床心理学専攻（修士課程）（一研究科一専攻）を開設するに至った。

今から100年以上も前に山梨英和学院にもたらされたキリスト教的精神を基礎とする国際性は、それぞれの時代に合わせて教育研究の中に反映されながら今日を迎えている。情報化及び国際化が進んだ現代社会にあつて、キリスト教の信仰から生まれる隣人愛は、自分とは異なる考え方を持つ他者や他民族並びにそれぞれの民族が持つ固有の文化やコミュニティを理解する源泉とな

り、ひいてはグローバルな視野と真の国際的能力の養成に貢献するであろう。

その昔、カナダの女性宣教師たちが鉄道も通っていない山梨の地に遠く太平洋の彼方から移り住み、生徒たちと起居をともにし、不自由な言葉の障がい乗り越え、ひたむきな愛と忍耐をもって、若い人たちに世界に通用する態度と生活習慣をしっかりと植えつけようとした献身的な教育実践は、現在のわれわれ自身の模範としてあらためて深く学び直す必要がある。今日、本学の留学生は学生全体の20%を超える程となっているが、このことは教職員や全学生にとって、国際的友好を実践する機会として誠に貴重な意味を持つものである。異文化異民族との共生のために、日常の中から知識と実践能力を養ってゆくことも、ある意味では本学の教育目標となるのである。

いわゆる“大学全入時代”の真只中であって、学院創立120周年を迎えることとなるわれわれが、従前にも増して理念・目的の具現化のための不断の努力を惜しみなく注いでいる現在—2009（平成21）年—、財団法人大学基準協会による大学評価の初受審に臨むことは極めて意義深い。本学にとって転換点ともいえるこの機会だからこそ、在るべき姿及び進むべき方向について、開学以来続けてきた自己点検・評価を全学的体制によって今一度深く謙虚な姿勢で実施し、厳正なる審査に臨みたい。一学部一学科及び一研究科一専攻である本学は、2008年度にあっては、学長（兼 研究科長）を委員長とする16名の教職員（副学長、宗教主任、一学科を構成する3つの学問分野の各運営責任者、共通科目委員長、大学院専攻主任、教務部長、学生部長、進路支援室長、入試部長、図書館長、国際交流に関する委員会委員長、エクステンションセンター長及び事務部長）から成る自己点検・評価委員会に大学院担当教員3名を増強して総力を結集し、2008年4月22日に開催された財団法人大学基準協会主催の大学評価実務説明会への参加を実質的な皮切りとして、例年以上に徹底した姿勢で現状認識の共有化、進むべき方向性の確認及び伸展・改善方策の具現化に全学的に取り組んでいる。

1世紀を超えて受け継がれてきた建学の精神を今後も根本に据えつつ、新しい世紀に求められる優れた人材の養成に心血を注ぐ教育研究者として、将来への確固たるビジョンのもとに明日からの責務を全うすべく、痛みを伴う改革にも決して臆することなく果敢に邁進する所存である。

〈 本 章 〉

I 理念、目的

(理念、目的等)

- I. 1 【大学、学部、大学院研究科等の理念、目的、教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性】
- I. 2 【大学、学部、大学院研究科等の理念、目的、教育目標の周知の方法とその有効性】

【現状説明】

「キリスト教信仰に基づく人格の形成、平和を愛し自由を尊ぶ心の育成、献身奉仕の精神に生きる人間形成としての学校教育」を建学の理念とする山梨英和学院は、その名の示すとおり、カナダ・メソジストによる“英”と山梨県のキリスト者及び教育者による“和”との相互理解並びに友好的な国際協力に基づき 120 年前に出発した。既述のとおり自国の教派と伝統を直接的に導入しようとする一方的な態度を持たない思想に独自の存在感を持つことから、本学院を構成する各教育施設における目標にもそのことが反映している。この根本精神をスクールモットー「敬神・愛人・自修」として、教育現場において戦前から活用してきた。その意味するところは、「ひとりひとり、ひとつひとつがすべて神により与えられた命であることを常に心に留め、傲慢になることなく謙虚に生きること（敬神）」、「他者への愛、他者からの愛に気づき、その愛に応え、愛に生きること（愛人）」、「奉仕することの尊さとその術を知り、自らを高め、成長させること（自修）」である。このことは時代の変遷の中にあっても首尾一貫してキリスト教の精神を基礎とする国際性を特色とし、地域社会に貢献するとともに国際的に活動できる人材を育成するための礎となって今日に至り、さらに次の世代に向けて受け継がれていくべきものである。

1. 山梨英和大学人間文化学部人間文化学科

新しい世紀の変わり目にあたってわれわれが構想したことは、ますます地球規模で複雑化・多様化・激動化する社会の中にあって建学の理念を実現するには、グローバル時代に現出する諸問題に正面から向かいあう能力を養い得る総合的学部の構築であった。すなわち「キリスト教信仰に基づく人間形成」を、21 世紀を迎えた現代社会における教育研究の場で具現化するため、時代の要請に応えうる深い人間理解（自己理解及び他者理解）の展開並びにそれに基づく多様なコミュニケーション能力の育成及び創造的な文化の形成を試みることにしたのである。

社会的存在である人間を理解することは、それぞれの社会が持つ固有の文化を理解することに他ならない。人間文化の捉え方は常に時代の要請に応える意図のもとに探求されねばならず、21 世紀の新しい“人間文化学”にあっては、①深い人間理解が成り立つための根底としての宗教的理解及び人間相互の現実的・心理学的理解を試みる、②人間存在の根拠の探求と相互理解を基礎とした、人間文化の形成及び展開における言語的・非言語的コミュニケーションを習得する、③文化を一方的に受容するだけでなく、各自が主体的人間として創造的活動を表現する一ことを有機的な関係のもとに学ぶ必要があると考えるに至った。

われわれはこの3つの学問分野をそれぞれ「心理カウンセリング」、「情報メディア」及び「表

現文化」と称し、「人間文化学」に包含することで根本的な革新として位置づけるとともに、次世代に向けて急速な変化を遂げつつある現代社会に、明確な意識を持って立ち向かう決意を示したのである。

我が国が直面している解決すべき多くの困難な課題や急速かつ複雑に転換する現代社会が孕む諸問題に柔軟に対応するには、豊かな人間性を持ち、正しい認識と広い視野に立って物事を判断し行動できる創造性に富んだ、また情報化・国際化社会に不可欠なコミュニケーション能力を有した人材の養成が必要である。同時に、複雑化・多様化する現代社会が抱える様々な課題を人間文化の視点から捉え直し、地域社会のリーダーとしての役割を担う人材の養成も欠かせないことと考える。

本学の人間文化学部人間文化学科における教育研究活動は、キリスト教的人間観を根本に据えつつ、新しい世紀においての人間文化の充実と発展を目指して、現実社会との間に創造的なパートナーシップを産み出す人材養成に貢献するものである。

2. 山梨英和大学大学院人間文化研究科臨床心理学専攻（修士課程）

本学人間文化学部人間文化学科は、現代社会が要請する文化活動に不可欠な基礎的分野を設定しているが、これらに関する知識や活動能力を身に付けることは必ずしも容易なことではなく、さらに深めることで目標実現を図るには大学院人間文化研究科を設置することが必要であると判断した。

学部同様「キリスト教信仰に基づく人間形成」に基づく教育展開にあつての喫緊の課題は、急速に変化する環境への不適応に悩み苦しむ人々への援助及び人間の相互理解と共生の円滑化の支援であり、それはまた時代及び地域社会からの強い要請でもある。この状況に呼応し実践的対応を図るには、学部の主要分野における教育研究を特化し深めていく専攻分野でなければならないことから、臨床心理学専攻を第一に設置し、教育をはじめとして福祉、医療、矯正の現場から一般企業に至るまでの多様なニーズに応えることとした。このことは同時に、「キリスト教信仰に基づく人間形成の教育」が目指すところの社会への奉仕という理念にも深く通じるものである。キリスト教教会が精神的教導のために臨床心理学の分野と深く関わってきた事実、キリスト教信仰が人間の一生に関わるものであることと同様に臨床心理学の研究及び実践もまた人の誕生から死に至るまで関わるものであるという事実を忘れることはできない。

また、地域に目を転じてみても、山梨県下には臨床心理学を現場で活用するスペシャリストを養成する機関がこれまでになかったこと及びその結果としての人材不足という実情から、教育界からの学校臨床心理士養成に対する期待と要望は極めて大きい。教育現場で働く現役の人材が社会人学生として勉学を志す例も珍しくはないのである。

こうした構想と展望から、本大学院人間文化研究科臨床心理学専攻は、高度の専門的職業人の養成を目的とした修士課程とし、学校教育現場をはじめとして、乳幼児、児童、高齢者及び障がい者へのサービスを中心とする福祉関連領域、医療関連領域などにおいて臨床心理学の実践活動あるいはそれに係る研究成果の社会への還元を通じて、地域の要望に応え貢献できる人材養成を目指すこととしている。

なお本専攻は、財団法人日本臨床心理士資格認定協会による臨床心理士資格認定試験の受験資格を満たすために必要な科目を履修できるよう開設していることをここに付記する。

本学の建学の理念、教育目標などの周知にあたっては、高校生及びその保護者、高等学校などを中心とした学外者向け大学案内を毎年度更新しながら分かり易く伝えることに努めるとともに、学内向けにはチャペルセンター主催のチャペルアワーにおいて日々の礼拝を通じて、また同センターによる年間にわたる諸活動を通じて伝える機会を設け、教育課程においては「宗教と人間」などの授業科目を活用し周知することとしている。さらに、大学院にあつては、学生個々に配付する「大学院学生便覧」の中に、目指す人材養成を含めて明記している。

【点検・評価、長所・問題点】

理念及び教育目標を具現化すべく開学7年目を迎えた現在において、“人間文化学”に対する共通認識が全教職員、さらには日々研鑽を積む学生や彼らを取り巻く社会の人々の中に、果たしてどのようにどの程度浸透し享受されているのか、という根本的な問題を率直に受け止め熟慮することから出発すべきである。〈序章〉においても記述したとおり、情報化及び国際化が進んだ現代社会にあつて、キリスト教の信仰に基づく隣人愛は、自分とは異なる考え方を持つ他者や他民族並びにそれぞれの民族が持つ固有の文化やコミュニティを理解する源泉となり、ひいてはグローバルな視野と真の国際的能力を持ちうる人材の養成に貢献することとなる。つまり、現代にあつて“人間文化学”を称するということは、国際的社会での共生に耐えうる教育及び実践的能力などの開発を目指すことであり、異文化の中にあつてこそ有用な教育研究の立場を確立することにほかならない。

われわれは、開学当初から教育課程に「人間文化概説」（必修）というオムニバス科目を開講してきたが、一学部一学科の中の担当教員同士が相互理解を確立することだけでも事実上困難を極めたというほかはなかった。重要なことは、それぞれが専門というカテゴリーの範囲に囚われて、単にたくさんの知識を蓄積していくことではなく、錯綜した多様な諸問題に直面する中で、新しい観点からの理解と解決を“真理への愛”という手段によって探究し総合していくことであると考える。この点こそは、現代における“人間文化学”の教育研究にとって大前提となるべきである。

また、一学部一学科の中に異なる3つの学問分野の科目を用意し、学生が自由に選択し学ぶことができるよう配慮することにより、特定の領域に偏らない広い視野を持った学際的な人材を育成することを期したが、履修モデルを提示した履修指導が徹底しなかったことから、学生の意のままにさせていたという反省は避けられない。スペシャリスト養成でなく、広い視野を持ったゼネラリスト養成をさらに目指す必要があると痛感している。

理念及び教育目標などの周知については、建学120年の伝統及び短期大学時代に確立した地元における知名度やイメージに自ら寄りかかってきた感は否めず、また現代にあつては宗教的テーマを伴う教育内容について十分な共感を得るにはある程度の困難を伴うことはやむを得ないものの、文字や言葉を集約した伝達方法だけでなく、受け手の目線に立って感性に訴える視聴覚的手段や体験的諸行事を通して学内外に向けて積極的に発信する工夫が一層必要である。また、本学教職員に対する啓蒙が疎かになっている感も否めない。

【将来の改善に向けた方策】

詳細は後述 (P.9～ 「Ⅲ. 1 学士課程の教育内容、方法」他) に譲るが、2009年度から開設を予定し現在準備を進めている新たな教育課程の展開にあっては、“人間文化学”の存在意義の原点に立ち返って、構成する多面的な専門分野がより融合化すべく配慮がなされていると同時に、教育研究者にとって急務の課題であるFDを不断に推進することが必要不可欠のものとなっている。2008年度になって、われわれはFDの一環としての研究会(教員による研究成果発表会)に着手することができた。試行錯誤の上によりやく点火した“在るべき姿としての人間文化学のともしび”を絶やすことは許されない。今後、学部及び大学院のそれぞれにおいて、より組織的かつ自発的な取り組みとして、例えば「共同研究会」のような推進チームの設立に発展するよう関係者一同が自覚を新たにすることをここに宣言する。

また、人材養成の観点に立つての新教育課程は、履修モデルのタイプとして7つのコースを設定し、学生にコースを選ばせることでそれぞれの目的に沿って教育を展開するが、その中に副専攻を取り入れる余裕を残してあるところに一学部一学科としての“幅広い視野を持った学際的な人材の育成”を実現しようと試みるものである。

周知方法については、本学ホームページへの掲載内容が不十分であることから優先してこれを改善すべく着手することとし、学内外の不特定多数の受け手に真のメッセージを伝えることが出来るように工夫する。また、在学生に対しても一層の理解の促進を図るため、新しい教育課程においては自校学を開設して浸透を実現する。加えて、大学院同様、学部学生に配付するキャンパスガイドにも理念及び教育目標並びにそれに伴う目指す人材養成を明記することとする。

さらに、学院創立120周年を迎えるこの機に、建学の精神とは何であるのか、先人達はこの精神をどのように継承してきたのかを再認識すべく、発刊を予定している「山梨英和学院120周年記念誌」を教育読本として全教職員に配付し、理念・目的のさらなる浸透を図る所存である。

II 教育研究組織

(教育研究組織)

II. 1 【当該大学の学部、学科、大学院研究科、研究所などの組織構成と理念、目的等との関連】

【現状説明】

2000（平成12）年11月に大学審議会が答申した「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」の中の「広い視野を持った人材の育成を目指す教育プログラムの提供」において、「(前略) 学生の立場に立って、入学してくる学生の多様な履修歴や卒業後の多様な進路を考慮しつつ、学生に高い付加価値を適切に身に付けさせる体系的な教育課程の編成に留意することが必要である。(中略) 特定の分野に偏らない広い視野を持った学際的な人材を育成するためには、学部や学科の枠を越えた横断的な教育課程を編成して提供したり、学生が所属している学部や学科の枠を越えて授業を選択し履修できる仕組みを整備、充実する必要がある。(後略)」と述べられている。

このことを踏まえるとともに、激しい社会変動を伴う21世紀という時代を迎えるにあたって、われわれの目指す“人間文化学”の充実と発展のためには、個々の専門が相互に開かれた学問として展開され、それらを有機的かつ総合的に把握・体得することが肝要である。こうした視点を凝視し、本学は教育研究組織を一学部一学科として開設した。

その背景にあるのは世界のグローバル化である。一例を挙げるならば、IT技術が普及した1990年代になると世界はメディアで緊密に結ばれ、地球上の人間文化すべてが同時的な教育研究の対象となった。この教育研究は人間文化全体を視野に収めたうえで、人間が本質的に備えている一貫した能力に沿って構想されるべきものである。近代的人間とは知・情・意の感覚を備えた主体的存在であると考えられていた。しかし、現代は意識的主体としての人間の外見はほとんど剥ぎ取られ、無意識の次元にある心の深層が表面に浮上しつつある。裸にされた現代人の心は極めて傷つきやすい。

こうした事実を無視することは最早許されず、本学は大学院人間文化研究科臨床心理学専攻（一研究科一専攻）を最優先に開設したのである。本大学院を担当する教員のほとんどを学部教員が兼担し、“人間文化学”の教育研究者としての全学的な一貫性を維持するとともに、臨床心理の実践家としての実務教員の役割を担って、学内はもとより教育目標に掲げる社会貢献の一翼を担っている。

地域貢献の一環としての人材輩出にあっては、中学校一種教員免許（国語、英語）及び高等学校一種教員免許（国語、英語、情報）の取得を目指す教職課程を設置している。

建学の理念及び教育目標に基づき、教育課程の運営との関連の中で組織的活動を実施しているのは、チャペルセンター、エクステンションセンター、国際交流センター及び心理臨床センターである。詳細な活動状況については後述（P.37～39 「Ⅲ. 1. 3. 1」及びP.85～89 「Ⅶ」）に委ねるが、いずれの組織にあっても、「キリスト教信仰に基づく人間形成」並びに「キリスト教的精神を基礎とする国際性を特色とし、地域社会に貢献するとともに国際的に活動できる人材育成」を目指す点で共通し、教職員が一丸となって運営にあたっている。

【点検・評価、長所・問題点】

建学の理念、教育目標に照応した“人間文化学”の独自性を展開するうえでの現行の教育研究組織は適切と考えるが、前章で述べたとおり、組織を構成する当事者間の“人間文化学”に対する共通認識の未熟さを克服すべき時にあり、直面している本質的問題を放置しておくならば一学科としての有機的結合は空洞化し、人間文化学部は専門分野ごとに孤立した複数学科的存在として形骸化するほかはなくなると考える。

【将来の改善に向けた方策】

2009年度新教育課程においては、人材養成の目的別に7つのコースを展開することとしているが、これは受講する学生の進路支援を補完するための方策であって、“人間文化学”を横断的・総合的に学ぼうえでの一学科としての存在意義はまったく揺るがない。むしろ専門領域とは異なる複数のコースにわたって教育研究に携わることが必須となることから、繰り返しているとおり、人間文化学部人間文化学科においては各教員が相互の専門性を共有する志を持つことが極めて重要であり、啓発し合う機会を組織的取り組みとして充実させることで、それぞれの専門研究に新しい光を投ずることに資するのである。そのための具体的方策は後述の各章において明らかになる。

Ⅲ 教育内容、方法

1 学士課程の教育内容、方法

1. 1 教育課程等

【到達目標】

①本学の理念「キリスト教の信仰に基づく人間形成の教育」の従来以上の具現化、②将来に繋がる専門知識や職業能力に貢献するキャリア形成教育の充実、③大学全入時代における多様な学生の入学に十分に対処できる初年次教育及び導入教育の拡充、④増加する留学生の日本語能力向上の支援、⑤卒業時における“学士力”等の質の保証—などに留意した教育課程の抜本的な再編を、2009年度からの開始に向けて整備し、実施後も適宜必要な改善を図ることで、大学を取り巻く情勢の急速な変化に対応しつつ、時代の要請に適合した教育を展開する。

(学部、学科等の教育課程)

- Ⅲ. 1. 1. 1 **【教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第19条第1項）】**
- Ⅲ. 1. 1. 2 **【教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ】**
- Ⅲ. 1. 1. 3 **【一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性】**
- Ⅲ. 1. 1. 4 **【「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部、学科等の理念、目的、学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性】**
- Ⅲ. 1. 1. 5 **【外国語科目の編成における学部、学科等の理念、目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性】**

【現状説明】

2008年度で設置後7年目を迎える人間文化学部人間文化学科は、「大学設置基準」第19条第1項に規定している教育課程の編成方針（「大学は、当該大学、学部及び学科または課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする」）に従い、「本学院寄附行為」第3条（目的）に規定する「キリスト教信仰に基づく人間形成の教育を行う」ことを基本理念としたうえで、「キリスト教的精神を基礎とする国際性を特色とし、地域社会に貢献するとともに国際的に活動できる人材を育成する」ことを教育目標としている。

開学後4年が経過した段階で、理念及び教育目標をより具現化するための教育課程の見直しを行うこととし、2005年度後半から2006年度前半にかけて新カリキュラム検討会を設置

して 20 回程の検討を重ねた。その成果としての新教育課程を 2007 年 4 月に開設し、現在に至っている。

現行のカリキュラムは、基礎教育としての共通教育科目群及び専門教育としての専門科目群に分かれており、下表の科目区分により編成している。

科目群	科目区分	必要単位	
共通教育科目	キリスト教人間学	4 単位以上	40 単位以上
	人間の理解	14 単位以上	
	人間と社会		
	人間と自然		
	演習	1 単位	
	言語と情報	11 単位以上	
	健康スポーツ	—	
	キャリアデザイン	—	
専門科目	基礎科目	12 単位以上	84 単位以上
	基幹科目	28 単位以上	
	展開応用科目及び卒業研究	42 単位以上	
	専門演習	2 単位	
計			124 単位以上

卒業要件は、「本大学学則」第 35 条第 1 項及び「本大学履修規程」第 3 条に規定しているとおおり、「共通教育科目群」からは 40 単位以上、「専門科目群」からは 84 単位以上、計 124 単位以上を習得し、大学に 4 年以上在学することとなっている。

また、本学では 3 年次編入学生を受け入れているが、卒業要件は「本大学学則」第 35 条第 3 項及び「本大学履修規程」第 14 条に規定しているとおおり、既修得単位については 62 単位を上限として一括で認定し、「共通教育科目群」から 40 単位、「専門科目群」の区分「基礎科目」14 単位及び区分「基幹科目」8 単位を修得したものとして認定する。

基礎教育及び倫理性を培う教育は、建学の理念の根本にある「キリスト教信仰に基づく人間形成」を核として幅広い観点で編成する一般教養的授業科目において、「共通教育科目群」の総称で展開している。これらは、「キリスト教人間学」、「人間の理解」、「人間と社会」、「人間と自然」、「教養演習」、「言語と情報」、「健康スポーツ」及び「キャリアデザイン」の 8 区分とし、本学が標榜する“人間文化学”の基礎及びその背景を提供するとともに、専門性としての“人間文化学”への助走的役割を担う科目群でもある。

区分「キリスト教人間学」（必修 2 科目、選択 1 科目）は、「キリスト教の信仰に基づく人間形成」教育の根幹を成している。

区分「人間の理解」（選択 7 科目）、区分「人間と社会」（選択 7 科目）、区分「人間と自然」（選択 4 科目）は、“人間文化学”という本学独自の視点を持つ学問体系を、既存の人文科学、社会科学及び自然科学との関連のうえから学習する役割を担っている科目区分である。

区分「演習」は、「教養演習」（必修）の 1 科目であり、少人数クラスにより演習形式の授業を展

開する。「教養演習」は、区分「人間の理解」、「人間と社会」及び「人間と自然」が提供する人間文化学の基礎と背景を学び、後述の「専門科目群」で展開する人間文化学の本論へといざなうとともに、各学生が選択する専門分野へと繋ぐための導入教育としての役割も果たしている。日本人学生を対象とした8クラス及び留学生を対象とした2クラスの計10クラスにより、1年次前期に開講している。

区分「言語と情報」では、日本語の運用能力を高め、自由に創造性豊かな自己表現を目指すための科目（必修1科目（「日本語表現法1」）、選択2科目）、英語の基礎力の確認から専門書講読に必要な語彙力・読解力の養成までを担う科目（必修5科目、選択8科目）、留学生を対象とした日本語支援科目（必修5科目）、第2外国語科目（「フランス語」、「ドイツ語」、「中国語」及び「韓国語」）、留学生対象の「日本語」（選択4科目）、情報処理能力と情報検索技能の養成を目的とした科目（必修2科目（「ITリテラシー演習1」及び「同2」）、選択4科目）を開講している。

区分「健康スポーツ」には、健康とスポーツの重要性を認識するための科目（選択2科目）がある。

区分「キャリアデザイン」は、職業に関する基礎的知識、職業選択及び求職活動方法などの実務を修得し、卒業後の進路選択をサポートする科目（選択6科目）を用意している。

倫理性を培う教育に関しては、建学の理念の根本にあるキリスト教に基づき、「共通教育科目群」にあつては、1年次に「キリスト教概論Ⅰ」及び「同Ⅱ」（いずれも必修）において、さらには、「哲学の世界」、「宗教と文学」、「生と死の教育」（いずれも選択）など、人間の理解から派生する人間としての倫理観を培う基礎となる科目を展開している。また、後述の「専門科目群」の中の区分「基礎科目」には「宗教と人間」を配置し、宗教学や自校学といった領域を通じて倫理性を培うカリキュラムを開講している。

学校教育法第83条（「広く知識を授けるとともに、深く学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」）に基づき、2007年度から開設している現行カリキュラムの「専門科目群」は、人間文化学部人間文化学科（一学部一学科）の教育目標である「キリスト教的精神を基礎とする国際性を特色とし、地域社会に貢献するとともに国際的に活動できる人材を育成する」ため、以下の科目区分により構成している。

「専門科目群」は人間が抱える諸問題を根源的に捉えて文化を創造的に展開していくために、専門への導入及び専門性を涵養するための入門としての「基礎科目」区分、各自の専門性を進めるにあたっての柱となる領域を学ぶ「基幹科目」区分、専門及び関連領域への学生の関心を深め、さらに進路選択に対応した専門領域に関わる応用を学ぶ「展開応用科目」区分、学生自らが関心領域を発見し、それを深めることで将来にわたって継続的学習の意欲を喚起する「専門演習」及び「卒業研究」である。

区分「基礎科目」は、人間文化を支える基本的な諸現実を、多面的かつ有機的に捉えていく視座及び方法に開眼させることを目的とし、A群（「宗教と人間」、「表現と人間」、「情報と人間」、「心理と人間」（選択必修4科目））並びにB群（「言語と社会」、「ITと人間」、「人間関係論」、「現代文化論」、「文化と教育」（選択必修5科目））から成り、すべて1年次配当である。A群及びB群からそれぞれ4単位以上を履修し、計12単位以上を修得しなければならない。

区分「基幹科目」は、区分「基礎科目」の拡充として位置づけられ、“人間文化学”に共通する人間理解の上に立ちつつ、“人間文化学”を構成する3つの学問分野（「心理カウンセリング」、「情報メディア」及び「表現文化」）それぞれの幹を形成し、2年次生及び3年次生を対象に開講する。「心理カウンセリング」関係として選択15科目、「情報メディア」関係として選択19科目、「表現文化」関係として選択31科目の計65科目から成っている。

区分「展開応用科目」は、区分「基幹科目」における“人間文化学”としての各授業科目の有機的関連性を把握し、それらを前提としたうえで、さらなる専門的研究を展開し、実践的能力を育成するために設定しており、3年次生及び4年次生を対象に開講している。「心理カウンセリング」関係として選択22科目、「情報メディア」関係として選択22科目、「表現文化」関係として選択29科目の計73科目から成っている。

区分「専門演習」には、必修1科目（「専門演習」）があり、3年次配当である。

区分「卒業研究」には、選択1科目（「卒業研究」）があり、4年次配当である。

これらに加えて、教職課程（中学校教諭一種免許状（国語、英語）及び高等学校教諭一種免許状（国語、英語、情報））に関する科目並びに資格課程（司書課程、学芸員課程及び日本語教員養成課程）に関する科目を開講している。

なお、資格課程に関する科目の多くは独自に設定したものであるが、一部は「共通教育科目群」及び「専門科目群」の科目を援用している。

外国語科目の編成に関しては、本学の教育目標である「キリスト教的精神を基礎とする国際性を特色とし、地域社会に貢献するとともに国際的に活動できる人材を育成する」に基づき、人類の福祉と世界の平和に貢献できる国際感覚豊かな人間を育成することを目指して設定されている。世界のグローバル化に伴い、国際社会に必要なコミュニケーション能力を有する人材の育成を柱のひとつとしている。「共通教育科目群」における科目区分「言語と情報」には、日本語の運用能力を高め、自由に創造性豊かな自己表現を目指すための科目として、「日本語表現法1」（必修）、「日本語表現法2」（選択）及び「文章表現の基礎」（選択）、英語の基礎力の確認から専門書講読に必要な語彙力・読解力の養成までを担う科目として「Freshman English 1」、「同2」、「同3」、「Sophomore English 1」及び「同2」（いずれも必修）、「Practice in Speaking」、「Practice in Writing」、「Practice in Listening」、「Practice in Reading」、「Practice in Basic Grammar」、「Practice in Grammar」、「Practice in TOEIC」及び「Practice in TOEFL」（いずれも選択）、留学生を対象とした日本語支援科目として「日本語コミュニケーション1」、「同2」、「同3」、「同4」及び「同5」（いずれも必修）、第2外国語科目として「フランス語」、「ドイツ語」、「中国語」及び「韓国語」、留学生を対象とした科目として「日本語1」、「同2」、「同3」及び「同4」（いずれも選択）をそれぞれ展開している。さらに、これらの外国語をより身近なものにするために、CALL教室におけるリスニング中心の授業を開講している。

【点検・評価、長所・問題点】

人間文化学部人間文化学科の教育課程は「共通教育科目群」と「専門科目群」に大別できるが、教育課程の編成に当たっては、「学部等の専攻に係る専門の学芸を教授する」（「大学設置基準」第19条第2項）ことを後者によって、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、

豊かな人間性を涵養する」（「大学設置基準」第19条第2項）ことを前者によってそれぞれ具現化している。

また、理念及び教育目標に沿って、教養教育、外国語教育、情報教育及び専門教育に関する科目を、1年次から4年次までバランスをとって配置し、学士課程としてのカリキュラムの体系性を適切に保ちつつ、同時に「大学設置基準」第19条第1項に合致していると考えている。

配置している諸科目は、先述のように、3つの学問分野によって構築されており、それぞれの領域を専門的に学ぶことも、あるいは特定の領域を中心に据えて他の領域を補強的に学ぶことによって幅の広い専門家を目指すこともできる。さらにはすべての領域を幅広く学ぶことによって、深い教養と総合的な判断力を培うことも可能であり、学生が各自の個性に合ったカリキュラムを作り上げることができるという特色をもっている。

しかしながら、カリキュラムの“自由性”に堅実な成果を期待するには、学生が明確な目標を持って授業科目を選択し、学業を展開することが大切であると同時に、常日頃からの履修指導が不可欠となる。実際には、学生ひとりひとりが具体的で現実的な進路選択を行い、それに照らして独自のカリキュラムを組立てるということが困難な作業となりつつあると認めねばならない。加えて、大学全入時代の必然的結果として、学力格差も含めた多様な学生が入学してきているという現実がある。このような認識は理事会が設置している教学協議会大学部会からも提示されることとなり、学生ひとりひとりの将来に繋がる専門知識や職業能力の修得と授業選択が明確に結びつくような教育課程を開発する必要性が生じている。

基礎教育科目としての「教養演習」にあつては、授業のねらい、授業計画、使用教材などについて担当教員間で事前に意見交換を行っているが、徹底が不十分なため各教員の自主的な判断に任されているのが実情である。また、日本語を母語としない留学生（主に中国または韓国出身者）のみを対象とする「教養演習」クラスを開講し、言葉のハンディキャップに配慮しているものの、国際化の進む現状や本学が目指す人材養成の観点からは、むしろ日本人学生とともに学ぶことのできるクラスを編成することが必要である。学生と教員双方にとって重要な意味をもつ科目であるにもかかわらず、半期科目である現状は不十分といえる。

大学全入時代に伴う入試制度の多様化により、基礎学力が不足している入学生が増えていることから、能力の個人差も大きくなりつつあるため、「日本語表現法」、「英語（第1外国語）」、「ITリテラシー演習」などに関する指導内容や指導方法についてもさらなる検討が必要である。

倫理性を培う教育の基本をキリスト教精神に置いていることは、妥当と判断する。しかし、基礎教育においてキリスト教を自校学として実施すること及び国際社会におけるキリスト教的思想への理解を深めることへの取り組みは十分とはいえない。

一般教養的授業科目の編成にあつては、偏狭な専門性に陥ることなく、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うことに至るように配慮し展開している点は長所といえる。しかし、科目区分ごとの履修方法が、現在の学生の一部にとっては複雑と映るのか、選択時に混乱を来たし、卒業間近になって要件を満たさずに留年に至るケースもあることから、一定の見直しが必要である。

専門教育科目も前述のように、「広く知識を授けるとともに、深く学芸を教授研究し、知

的、道徳的及び応用的能力を展開させる」（学校教育法第83条）ことに合致する。しかし一方、カリキュラム改正などを経る過程で、科目配置の複雑さや科目数の過多といった問題も抱えている。一学部一学科体制の観点からみても、さらなる合理化・体系化が課題である。

外国語教育に関しては、2006年度末に改訂した教育課程において英語の必要単位数を軽減する措置や、科目選択の巾を広げるなどの工夫を講じたが、学生の学力格差状況には依然十分対応しきれていない。

【将来の改善に向けた方策】

2009年度開設を目指す新しい教育課程を開発するために、理事会と大学の共同による教育課程検討会を設置し、カリキュラムの抜本的改革について2007年5月から30回近くにわたって検討を重ね、およそ以下のような方策を策定しつつある。

1. 自由な学び（教養性）とキャリア形成（専門性）が両立するコース制を展開する。これは心理系、情報系（工学及び非工学）、言語（英語・日本語）文化系（教育、宗教を含む）の学問領域を横断的・総合的に学ぶとともに、学生の進路選択や資格取得を支援できるシステムとする。

カリキュラムを構成する科目は、初年次教育・導入教育実施のための「基礎科目群」、専門に向けてのベースとなる「基盤科目群」並びに「専門科目群」の3種類に大別する。

各コースには、教育目標を達成するために必要な科目（これを「コア科目」と称する。）を「基盤科目群」及び「専門科目群」の中に用意する。学生は自分が所属するコースの「コア科目」を中心に、興味や関心に応じて他のコースの「コア科目」を、「基盤科目群」及び「専門科目群」の中から自由に選択して学ぶことができる（これを「自主選択科目」と称する。）。

2. コースは、「総合人間文化コース」、「心理臨床コース」、「心理社会コース」、「情報システムコース」、「ビジネス・コミュニケーションコース」、「英語・英語圏文化コース」、「日本語・日本文化コース」の7コースとなり、入学後から時間をかけて、各自のキャリアプランを考えつつ、2年次前期終了時にいずれかのコースを選択する。コースの選択に当たっては、後述する「基礎科目群」に置く科目「基礎ゼミナール」などにおいて十分な指導を行うよう配慮する。

3. 各コースの人材養成目的を以下のように設定する。

- ・「総合人間文化コース」：学生自身の興味に合った学びを中心として人間文化を総合的に学び、自らの個性を生かして活躍できる人材を育成する。

- ・「心理臨床コース」：臨床心理士（大学院進学を前提とする。）を目指す、あるいは行政や教育機関、一般企業などで、臨床心理学を活用できる人材を育成する。

- ・「心理社会コース」：心理学的支援方法などを学び、複雑化した現代社会を生きる人々のメンタルヘルスに従事する人材を育成する。

- ・「情報システムコース」：コンピュータ及び情報技術を学び、新しいタイプの情報エンジニアとして活躍できる人材を育成する。

- ・「ビジネス・コミュニケーションコース」：国際社会で通用するコミュニケーション及びビジネススキルを身につけ、ビジネス社会で幅広く活躍できる人材を育成する。

- ・「英語・英語圏文化コース」：英語を文学や文化の視点からも学び、グローバル化社会で通用

する英語を身につけた人材を育成する。

・「日本語・日本文化コース」：日本語と日本文化、人間のこころの探求を通して、表現力及びコミュニケーション力を身につけた人材を育成する。

4. 「基礎科目群」は、学生が4年間を過ごす本学の理念を理解し、アイデンティティを養うことを目指す「キリスト教と山梨英和」、大学における学び方の基本的スキルを身につけることを目指す導入教育としての「アカデミックリテラシー」、「基礎ゼミナール1」及び「同2」、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語及び日本語（留学生対象）から選択する「外国語1」及び「同2」、情報化社会への適応を目指す「ITリテラシー演習1」及び「同2」、1年次からの一貫したキャリア教育実現を目指す「キャリアデザイン1」、「同2」、「同3」、「同4」、「同5」及び「インターンシップ」などから成り、これらの多くは1年次に配当され、キャリア教育関連科目の一部を除いて必修とする。

「基盤科目群」は、7つのコースの専門分野を学ぶうえでベースとなる科目並びに現代社会で活躍するために必要となる教養性の高い科目で構成し、すべて選択科目である。学生は所属するコースの「コア科目」と他のコースの「コア科目」（すなわち、「自主選択科目」）を自由に履修できる。

「専門科目群」は、7つのコースの専門分野の中核となる科目で構成し、すべて選択科目である。「専門科目群」は「専門ゼミナール」（3年次配当）と「卒業研究」（4年次配当）を含み、いずれも教務上は選択科目であるが、コースごとの「コア科目」として履修することを推奨する。学生は所属するコースの「コア科目」と他のコースの「コア科目」（すなわち、「自主選択科目」）を自由に履修できる。

5. 4年間の学び方：入学時から1年半を使って、「基礎科目群」及び各コースの学びが理解できる「基盤科目群」を学びつつ、コースを決めていくことができる。学びたいことをすでに決めている学生にあっては、コースを決定する前から「基盤科目群」及び「専門科目群」を学ぶこともある程度可能とする。2年次後期からは、自分が選んだコースの「コア科目」を中心に、自分が興味をもつ科目（「自主選択科目」）を学びながら、大学生活の集大成としての「専門ゼミナール」及び「卒業研究」にチャレンジすることになる。

6. 各コースには定員を定めないこととする。また、コースの変更を原則可能とし、アドバイザー教員や各コースの運営責任者（「コースコーディネータ」と称する。）の指導を受けることができる。各コースには修了要件を設定し、それを満たした学生には卒業証書の他に「コース修了認定証」を授与することとする。このことが、卒業時における学士力の質の保証を強化することに繋がる。

7. 卒業要件は、必修科目を履修するとともに「基礎科目群」、「基盤科目群」及び「専門科目群」の取得単位数の合計が124単位以上であり、大学に4年以上在学することとする。

以上のような方策に基づいて、2009年度以降に向けて新しい教育課程を構築し展開していくこととする。

また、新カリキュラムにおいては、初年次教育及び導入教育の整備拡充を図ることとする。

「アカデミックリテラシー」（1年次前期・必修）において、大学生活全般にわたる基礎を学び、「基礎ゼミナール1」及び「同2」（1年次及び2年次・必修）において、学生ひとり

ひとりに照準を合わせた基礎学力の補強を行う。併せて2年次後期から、その後続く専門的な学びへの移行を容易にするための授業内容を展開する。少人数によるクラス編制は従来どおりであるが、現行を改め日本人学生と留学生を混在させることとする。このことにより、異文化交流・異文化理解並びに学生間の相互扶助の観点から再評価することにより、国際化社会に対応する能力を備えた人材の育成にも力を注ぐ。

一般教養的授業科目についても、幅広い教養を提供する科目群の取得が容易となるよう配慮することとする。加えて、キリスト教主義学校としての独自性を保ちつつ地域に対する貢献が可能であるという認識から、キリスト教教義とグローバル化する世界観の理解に繋がる授業を展開するとともに、山梨英和学院の設立及びその背景を理解することにより地域との絆を再確認し、自尊心を育むことに寄与する科目、すなわち、いわゆる自校学の科目を増設する。

外国語科目の編成にあつては、必修単位を現行よりも軽減する。英語、フランス語、ドイツ語、中国語、韓国語及び日本語（留学生対象）から選択する「外国語」の大半を1年次に担当し、学生個別の学力に応じた受講が可能なシステムとする。また、英語を必ずしも専門としなくても運用能力の向上を目指す学生には、「英語・英語圏文化コース」における関連科目の履修により、目的を達成することができる仕組みを構築する。

Ⅲ. 1. 1. 6 【基礎教育と教養教育の実施、運営のための責任体制の確立とその実践状況】

【現状説明】

本学において基礎教育に相当する「共通教育科目群」の科目に関する実施、運営は、教授会の専門委員会である共通科目委員会（教員4名をもって構成する。）があたる。具体的には、教育内容及び担当者の決定、年度初めに実施するオリエンテーション時の履修指導、英語における能力別クラス編成、留学生に対する日本語指導担当者との調整などである。カリキュラム及び教員の任免に関することなど当該委員会に関連する重要な審議事項については、学長指名による委員長が大学運営委員会の構成員として発議し、教授会の議を経て決定している。

【点検・評価、長所・問題点】及び【将来の改善に向けた方策】

現行の組織体制に特段の問題点は認めないが、2009年度から新教育課程（コース制）の導入にあたって、「共通教育科目群」に相当するカリキュラムは「基礎科目群」に相当させ、内容も一新することから、共通教育科目委員会を廃止し、7つのコースと同様に運営責任者（「基礎科目コーディネータ」と称する。）を配置することとする。組織体制としては、7つのコースのコーディネータとともに教務委員会として統合し、「基礎科目群」、「基盤科目群」及び「専門科目群」が機能的かつ効果的に連携して展開できるよう改編する。

Ⅲ. 1. 1. 7 【教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目、一般教養的授業科目、外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性】

Ⅲ. 1. 1. 8 【カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性】

【現状説明】

既述のとおり、本学では卒業要件を 124 単位とし、うち「共通教育科目群」から 40 単位以上及び「専門科目群」から 84 単位以上の履修を義務づけている。

「共通教育科目群」にあつては、建学の理念に直接的に関係するキリスト教を理解するための科目の履修を 4 単位以上として課している。

「専門科目群」にあつては、「基礎科目」、「基幹科目」、「展開応用科目」、「専門演習」及び「卒業研究」の 5 科目区分を設置し、学年進行に沿ってより専門性の高い科目を展開している。

「基礎科目」には、「基幹科目」及び「展開応用科目」への導入となる 9 科目（履修条件 12 単位以上）を配置するとともに、担当している 1 年次から専門科目を展望できるよう配慮をしている。

「基幹科目」には、「展開応用科目」で展開する専門領域のコアに当たる科目を配置し、2 年次及び 3 年次に担当して、28 単位以上を履修条件としている。

「展開応用科目」及び「卒業研究」から 42 単位以上並びに「専門演習」（必修）の 2 単位が履修条件である。

2008 年度現在、本学には、2006 年 4 月以前入学の学生に適用する旧カリキュラム及び 2007 年 4 月以降入学の学生に適用する現行カリキュラムが共存している。

まず、「共通教育科目群」（40 単位以上の履修が条件）における必修・選択の配分は、旧カリキュラム、現行カリキュラムともに必修が 14 単位、選択が 26 単位となっている。ただし、選択 26 単位のうち選択必修に該当する部分は異なり、旧カリキュラムでは 6 単位（英語関連科目 4 単位、第 2 外国語科目 2 単位）、現行カリキュラムでは 2 単位（第 2 外国語科目 2 単位）となっている。

次に「専門科目群」（84 単位以上の履修が条件）における配分は、旧カリキュラムでは必修が 26 単位、選択が 58 単位であるのに対し、現行カリキュラムでは必修が 2 単位、選択必修が 12 単位及び選択が 70 単位と異なっている。

学年別に必修の配分を見ると、旧カリキュラムにあつては、1 年次担当科目及び 1 年次から履修できる科目（1、2 年次担当）が、共通教育科目及び専門科目合計で 12 科目 32 単位、2 年次担当科目及び 2 年次から履修できる科目（2、3 年次担当）が、共通教育科目及び専門科目合計で 3 科目 6 単位、3 年次担当科目が専門科目で 1 科目 2 単位となっており、1 年次の必修配分が極端に多い一方で、2 年次からは飛躍的に選択の幅が広がる。

一方、現行カリキュラムの必修配分は、1 年次担当が共通教育科目で 9 科目 12 単位、2 年次担当が共通教育科目で 2 科目 2 単位、3 年次担当が専門科目で 1 科目 2 単位となっており、1 年次の必修配分が旧カリキュラムより 60%以上軽減し、同時に 2 年次から大幅に選択の幅が広がっている。さらに配当年次を簡素化して、専門科目における必修は「専門演習」のみとしている。

【点検・評価、長所・問題点】

「共通教育科目群」並びに「専門科目群」における「基礎科目」、「基幹科目」、「展開応用科目」、「専門演習」及び「卒業研究」の量的配分については、多様な領域の専門分野を抱えながらも“人間文化学”として包含した一学部一学科の特性を前提に授業を展開していることから考えても、妥当であるといえる。

ただし、一方では区分ごとの履修条件を十分に咀嚼できずに、卒業を目前に控えて要件を満たすことができなかつたり、複数の分野の専門科目を無作為的に選択することで、焦点が定まらないままに4年間を過ごす学生が出てしまうなどの問題点を抱えている。

旧カリキュラム及び現行カリキュラムともに、「共通教育科目群」及び「専門科目群」双方において選択科目の配分が多く、特に2年次からはかなり自由度が高い。この傾向は、現行カリキュラムにおいて一層顕著となる。このことは、一学部一学科を構成する3つの学問分野個々の枠組みに拘束されることなく、学生ひとりひとりの興味や関心に基づいた履修の可能性をサポートするものであり、評価できる。

一方で、卒業所要単位数を、特に「共通教育科目群」において区分ごとに細かく定めているため、時間割上の制約や、授業科目によって生じる人数制限が加わると、事実上履修の自由度は低下する。結果、学生によってはカリキュラム上の配当年次よりも後の学年で履修せざるを得ない状況となり、教育効果の点からあまり好ましくない。これらの問題は、時間割作成時の配慮やきめ細かな履修指導によってある程度は解消できるが、併せて内容が類似する科目を統合し開設科目数を合理化するなどの再検討が必要である。

【将来の改善に向けた方策】

既述「Ⅲ. 1. 1. 1」から「Ⅲ. 1. 1. 5」までに関する[将来の改善に向けた方策](P. 14～16)のとおり、新たに開設を目指す教育課程においては、卒業要件を『必修科目を履修するとともに、「基礎科目群」、「基盤科目群」及び「専門科目群」の取得単位数の合計が124単位以上であり、大学に4年以上在学すること』とし、学生の履修のし易さに一定の配慮を行う。同時に、コースごとに修了要件を設定し、それを満たした学生には卒業証書とともに「コース修了認定証」を授与することとし、卒業所要総単位数に占める専門及び一般教養的授業科目等のバランスにも配慮する。

旧カリキュラムから現行カリキュラムへの変更は、開学以来の実績及び入学してきた学生の実情やニーズを熟慮した結果であった。この流れを受け継ぎ、今後も可能な限り必修の配分を減らし、選択の幅を広げつつ、学生に理解し易いカリキュラムを実現する必要がある。このことは、多様化する現代社会に柔軟に対応し得るゼネラリストの養成という目的及び地域社会に貢献できる指導者的存在となるスペシャリストの育成という目的を同時に達成できるものでなければならない。2009年度からの新たなカリキュラムの開始に向けて、必修科目の精選及び区分ごとの卒業所要単位数設定の是非を検討し、教養性と専門性を両立しつつ、これまで以上に自由度の高いカリキュラムを実現するとともに、ともすれば教員組織の事情を優先していた従来の時間割作成方法を排し、教務部主導でこれを行うこととする。

(カリキュラムにおける高・大の接続)

Ⅲ. 1. 1. 9 **【学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況】**

【現状説明】

学生が、後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育は、「共通教育科目群」の科目において実施している。

先ず「キリスト教概論Ⅰ」及び「同Ⅱ」（1年次前期及び後期・必修）では、聖書を通して建学の理念の源となる教えに対する理解を深めるとともに、「キリスト教信仰に基づく人間形成」という教育理念の出発点に誘うことをねらいとしている。

次に、本学において導入教育の中心的役割を担う科目として「教養演習」（1年次前期・必修）がある。ここは、大学における学習や研究の方法、学生生活のあり方全般などを広く学ぶ場であると同時に、仲間づくりの場でもある。計10クラスの担当はすべて専任教員であり、アドバイザーとして学業以外の面での支援も行っている。

また、言語関連の授業科目でも導入教育を実施している。「日本語表現法1」（1年次後期・必修）では、日本人学生のクラスと留学生のクラスを別に編成し、それぞれ統一シラバスによって日本語の四技能を大学レベルにまで引き上げることをねらいとしている。「Freshman English 1」、「同2」および「同3」（1年次前期及び後期・必修）は、入学当初に行うプレースメントテストによって習熟度別にクラスを編成し、英語学習を再スタートするという発想のもとで系統立てた音声重視の教育を展開している。特に「Freshman English 1」及び「同2」は、各週前半と後半計2回の実施となるように時間割上配慮している。「日本語コミュニケーション1」及び「同2」（1年次前期及び後期・必修）は留学生を対象としたクラスで、入学当初のプレースメントテストによって習熟度別にクラスを編成する。これは前記「日本語表現法1」を補完する授業科目として、担当教員独自のシラバスによる授業を行っている。

また、情報関連科目の導入教育として、「ITリテラシー演習1」及び「同2」（1年次前期及び後期・必修）では、アドバンストクラス及び留学生対象クラス以外は、情報表現・情報交換・情報加工・ネットワーク・Webページの作成という共通テーマを設定し、統一シラバスによる授業を展開している。

さらに、キャリアデザインにおける導入教育としての「キャリア開発1」（1年次後期・選択）では、過去の自分と将来の夢を見渡し、大学生活をどのように送るべきかを考え、卒業後の進路選択の可能性を最大限に広げるための動機付けを行っている。

以上の導入教育に加えて、数学、国語及び英語の基礎的学力を養成するために、「数学の基礎」（1年次、2年次及び3年次半期・選択）、「文章表現の基礎」（1年次及び2年次半期・選択）、「Practice in Basic Grammar」（1年次、2年次及び3年次半期・選択）を設置し、大学教育で必要となる知識や常識を身につける機会としている。

【点検・評価、長所・問題点】

後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するための観点からいえば、本学の「共通教育科目群」には、建学の理念及び教育目標に深く関わる授業科目、大学生としての成長や、学生自身の“居場所”とするための授業科目、習熟度別または統一した内容で編成する言語及び情報関連科目、卒業後の進路を見据えた授業科目並びにリメディアル的授業科目を含み、導入教育としての守備範囲は広く、内容も多彩である。

問題点は、導入教育の中心となる「教養演習」が1年次前期のみで終了してしまうことである。

少人数編成クラスとはいえ、大学生として自立するための多様なトレーニングを半期で完結させるには無理がある。また、クラスの仲間は1年次後期に開講する「日本語表現法1」に継続し、ある意味では自分の“居場所”は確保できるが、「教養演習」においてアドバイザーとなった教員が「日本語表現法1」を担当しなければ、時間の経過とともに疎遠になり、教員としてもアドバイザーの状況を把握しづらくなる。こうした事態が想定できるにもかかわらず、「教養演習」におけるアドバイザー・アドバイザーの関係は、制度上は2年次終了まで継続されることとなる。これは、「教養演習」に相当する少人数制の演習科目を2年次に配置していない現行カリキュラムの欠点である。教育的観点並びに学生支援の観点から、導入教育の中心となる演習は可能な限り2年間必要である。また、年2回行う担当者会議によって授業目標についてはコンセンサスを得ているが、授業方法や教材選択については担当者の判断に委ねられている部分が多い。さらに、日本語能力の差に基づく教育的配慮として、日本人学生と留学生を別クラス編成することは評価できるが、異文化交流・理解及び学生間の相互扶助という点から考えると、新たな導入教育の展開も必要である。

建学の理念及び教育目標の根本に関する科目展開は、キリスト教主義学校としての独自性をもって地域に貢献できる部分でもある。キリスト教と聖書という範囲にとどめず、たとえばグローバル化する世界におけるキリスト教文化について学ぶ科目や、山梨英和学院の歩みを学ぶ科目を設定し、地域との絆を再確認するとともに愛校心を醸成することに寄与することが望ましい。

【将来の改善に向けた方策】

導入教育の中心となる少人数制演習クラスの整備充実が急務である。上記の問題点を改善するには、2年間の実施を検討する必要がある。併せて統一シラバスと共通テキストによって、内容を均質化しなければならない。また、日本人学生及び留学生が混在するクラス編成とし、2年間を通じてクラス構成員と担当教員を固定し、相互関係を緊密にすることとする。

これらを具現化すべく、2009年4月からの導入の目指す新教育課程では、「基礎ゼミナール1」（1年次通年・必修）及び「基礎ゼミナール2」（2年次通年・必修）を開設する。また、少人数制演習クラスと連動して、1年次前期に「アカデミックリテラシー」（必修）を講義形式での導入教育として実施する。加えて、グローバル化する現代の中で建学の精神を理解し、愛校心と地域愛を育むための授業科目として「キリスト教と文化」及び「キリスト教と山梨英和」を開設する。

（カリキュラムと国家試験）

Ⅲ. 1. 1. 10 **【国家試験につながるのあるカリキュラムを持つ学部、学科におけるカリキュラム編成の適切性】**

（医・歯・薬学系のカリキュラムにおける臨床実習）

Ⅲ. 1. 1. 11 **【医・歯・薬学系のカリキュラムにおける、臨床実習の位置づけとその適切性】**

【現状説明】

人間文化学部人間文化学科としては、国家試験につながるのあるカリキュラムを編成していな

いため特筆すべき事項はない。

また、医・歯・薬学系のカリキュラムも開講していない。今後検討する予定はない。

(授業形態と単位の関係)

Ⅲ. 1. 1. 12【各授業科目の特徴、内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性】

(単位互換、単位認定等)

Ⅲ. 1. 1. 13【国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性(大学設置基準第28条第2項及び第29条)】

【現状説明】

2007年度 Semester制導入後は、「専門演習」(3年次通年・必修)と「卒業研究」(4年次通年・選択)など一部の授業科目を除き、学期ごとに単位を認定することとなった。各授業科目の単位計算にあたっては、授業形態を講義系、演習系または実験・実習系のいずれかに分ける。つまり、講義系にあつては週1回1時限85分授業で半期2単位を、演習系にあつては週1回1時限85分授業で半期1単位を、実験・実習系にあつては週1回1時限85分授業で半期3分の2単位を、それぞれ認定する。これは原則として「共通教育科目群」、「専門科目群」双方に共通している。

しかし、演習系及び実験・実習系授業科目の中には、内容や方法上の特徴を考慮して、週1回1時限85分の授業で半期2単位を認定する科目もある。

なお、「専門演習」にあつては演習・実験・実習系授業科目として通年2単位を、「卒業研究」にあつては講義系及び演習・実験・実習系授業科目双方の内容及び特徴を持つとの判断から通年6単位をそれぞれ認定する。

2008年度から、本学は山梨県内の大学及び短期大学で構成する「大学コンソーシアムやまなし」主催の単位互換事業に参加し、県内他5大学及び2短期大学との間で単位互換を行っている。学生は、当該事業参加大学の単位互換提供科目全127科目(2008年度)から選択履修し、修得単位は30単位を上限に卒業単位として認定することとしている。

また、国外の大学等における学修の単位認定については、長期留学(1年間)の場合、「共通教育科目群」及び「専門科目群」の各区分に従って分類したうえで、60単位を上限に卒業単位として一括認定している。なお、2008年度から開始した相互交流協定校のセントポールズ・ユナイテッドカレッジ(カナダ)への中期留学(4箇月間)の場合は、長期留学と同様の手順により20単位を卒業単位として一括認定している。

本学入学前に国内外の他大学及び短期大学において修得した単位については、3年次編入学生を対象に、62単位を上限に卒業単位として一括認定している。内訳は、「共通教育科目群」の科目として40単位、「専門科目群」の中の「基礎科目」として14単位及び「基幹科目」として8単位である。さらに入学前及び入学後の大学以外の教育施設における学修(英語資格検定試験等)としてTOEIC、TOEFL、実用英語技能検定及び国連英検による点数または資格が、「本大学履修規程」第18条第2項に規定する基準を超えた場合、「共通教育科目群」の中の英語コミュニケーション

ヨン関連科目 2 単位として認定している。

なお、2007 年度にはいずれの単位認定も実績がなかった。

【点検・評価、長所・問題点】

授業科目の単位計算方法については、授業形態、内容や特徴を考慮しつつ、「大学設置基準」第 21 条に基づき厳密に行っている。

国外の大学等における学修の単位認定についても、留学期間の相対的關係を考慮して長期及び中期の上限を設定している点に整合性を認めることができる。また、3 年次編入学生の既修得単位の一括認定を 62 単位を上限として行っている点も、卒業所要総単位 124 単位の半分であること、さらに「共通教育科目群」のすべて並びに「専門科目群」の導入に相当する科目区分の単位として認定することから、専門領域の学修に専念する編入学生を対象とした仕組みとしては妥当である。

【将来の改善に向けた方策】

2009 年度新カリキュラム導入に対応して、3 年次編入学生の既修得単位認定については、これまでどおり 62 単位を一括認定し、新カリキュラムにおける「基礎科目群」の必修分 18 単位、「基盤科目群」及び「専門科目群」から 44 単位を修得したものとみなすこととし、「本大学履修規程」の改正を行う。

また、2009 年度から新たに 3 年次及び 2 年次転入学生の受け入れを明確化することに伴い、既修得単位認定については、以下のように定める。前者にあつては 46 単位として一括認定する。ただし、入学前に 46 単位を超えて修得している場合は 62 単位を上限に認定する。一括認定の 46 単位は、新カリキュラムにおける「基礎科目群」の必修分 18 単位、「基盤科目群」及び「専門科目群」から 28 単位を修得したものとみなす。46 単位を超えて修得している単位数は、「基盤科目群」及び「専門科目群」から修得したものとみなして加算する。一方、後者にあつては 22 単位として一括認定する。ただし、入学前に 22 単位を超えて修得している場合は 32 単位を上限に認定する。一括認定の 22 単位は、新カリキュラムにおける「基礎ゼミナール 2」（2 年次必修・3 単位）を除く「基礎科目群」の必修分 15 単位、「基盤科目群」のうち 7 単位を修得したものとす。22 単位を超えて修得した単位数は、「基盤科目群」から修得したものとみなして加算する。

(開設授業科目における専・兼比率等)

Ⅲ. 1. 1. 14 【全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合】

Ⅲ. 1. 1. 15 【兼任教員等の教育課程への関与の状況】

(社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)

Ⅲ. 1. 1. 16 【社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮】

【現状説明】

全授業科目中、専任教員が担当する授業科目の中で最も重要なものは、1 年次前期の必修科目

「教養演習」（担当教員は、アドバイザーとなって2年次終了まで同じ学生を担当する）及び3年次の核となる「専門演習」（専門科目中、唯一の必修科目）並びに4年次の「卒業研究」で、2008年度にあっては全クラスを専任教員が担当している。ただし、2008年度の「卒業研究」にあっては、2007年度まで本学専任教員であった兼任教員が1クラスを担当している。

初年次において全般的な指導を行ううえで主となる授業科目と、大学生活後半において専門性の学修・研究の主となる授業科目については、アドバイザー制と連動しつつすべて専任教員が担当することを原則とする。

2008年5月1日現在、人間文化学部人間文化学科は専任教員33名（教職課程兼任1名を含む）、兼任教員82名を有する。2008年度の開設科目専・兼比率は、大学基礎データ（表3）（P.161）のとおり、「共通教育科目群」では専任43.9%、兼任56.1%となっている。兼任教員担当の割合がやや高いのは、少人数制または人数制限を伴った言語スキル演習及びコンピュータスキル演習の授業科目とクラス数の多いことが要因である。特に前者についてはネイティブによる外国語教育を行うため、必然的に兼任教員への依存度が高くなる。英語コミュニケーション関連の開講科目は、2007年度及び2008年度ともに「共通教育科目群」全体の約40%を占めるが、兼任教員担当の割合は2007年度が65.8%、2008年度が73.7%と高い。

一方、「専門科目群」では専任教員72.9%、兼任教員27.1%となる。

「共通教育科目群」、「専門科目群」の全授業科目を通してみると、専任教員60.7%、兼任教員39.3%の担当割合となる。

さらに資格課程科目（教職課程、司書課程、学芸員課程、日本語教員養成課程及び精神保健福祉士養成基礎）のうち、「共通教育科目群」及び「専門科目群」に含まれる科目を除いた科目に限ってみると専任17.0%、兼任83.0%となり、兼任教員への依存度がきわめて高い結果となっている。

本学では、社会人学生及び帰国生徒に対する教育課程編成上の配慮は特には行っていない。外国人留学生に対しては、「共通教育科目群」の中に日本語コミュニケーション関連授業科目を開設し、当該科目の履修により、英語コミュニケーション関連科目の必修単位に代替できる特例を設けている。また、2008年度から中国語または韓国語を母語とする専任教員2名を採用し、導入教育の中心となる科目「教養演習」を担当するとともに1年次生及び2年次生のアドバイザーとして、母語を交えつつ教育指導上の配慮と支援を行っている。3年次生及び4年次生にあっては、それぞれ「専門演習」及び「卒業研究」担当教員がこれにあたる。また、必要に応じ学内関連部所と連携をとりつつ、丁寧な指導と支援を実施している。

【点検・評価、長所・問題点】

前述のとおり、2008年度開設全科目における専任教員及び兼任教員の担当比率は、前者60.7%、後者39.3%で、2007年度にあっては、専任57.2%、兼任42.7%であったことと比較すると、若干ではあるが専任教員の担当割合は増加した。また、カリキュラムの主要科目と位置づけ後期中等教育から高等教育への導入となる1年次演習科目（「教養演習」）並びに一貫して専門性を高めることに寄与する3年次及び4年次演習科目（「専門演習」、「卒業研究」）は専任教員が担当し、アドバイザーとしての役割を兼ねた責任指導体制を概ね整えていることは、評価できる。

資格課程科目の大半を兼任教員に依存していることは、大学運営の観点から、ある程度はやむを得ないところである。これに対し、英語コミュニケーション関連科目にあつては、少人数制及び人数制限に起因する開講クラス増とはいえ、兼任教員への依存度が高い現状を是正する必要がある。

また、留学生に対する配慮として、学修を含めた全般的な指導や支援の効果を上げるための授業科目をカリキュラムに盛り込むべきである。例えば、日本における大学生活に必須の常識・知識・技術などの習得を通して日本語能力を向上させる目的に特化することにより、入学直後の留学生は高い動機付けを得て取り組むことができる。

[将来の改善に向けた方策]

今後必要なのは、導入教育と専門教育の橋渡しとしての役割を担う2年次における演習科目の開設である。そのため、現行の「教養演習」の位置づけと内容を抜本的に見直し、1年次を前期導入教育、2年次を後期導入教育と位置づけて、カリキュラム全体を再構築する。

2009年度導入予定の新教育課程では、この点を改善すべく1年次にあつては「基礎ゼミナール1」を、2年次にあつては「基礎ゼミナール2」を必修として開設し、専任教員による4年間の責任指導体制をさらに充実させる。

英語コミュニケーション関連科目における兼任教員への高依存度から脱却するには、全学的に英語教育における理念及び目的を再検討しなければならない。開学当時（2002年度）から、相当数の学生が4年次まで履修完了を持ち越す状況が続いたため、恒常的に開講クラス数は多くなった。これを受けて、2007年度に導入した現行カリキュラムでは、従来の8科目8単位（1年次、2年次及び3年次・必修または選択必修）を5科目5単位（1年次及び2年次・必修）に変更したが、旧カリキュラムを適用する入学生は、かつての4単位選択必修相当分を今も履修中である。現4年次生以上の卒業で履修者の総数がほぼ半減する2009年度こそ、新たな英語教育理念のもとで関連科目の抜本的再編成を行う好機である。

留学生を対象とした上記の目的特化型授業科目は、入学前の背景が異なる1年次及び3年次編入学生を別クラスとして編成し、入学初年度の前期に集中配当する。新教育課程の導入にあつては、「アカデミック・ジャパニーズ」を開設して課題の改善を図るとともに、卒業後の志向に資することができるよう課程の充実を図る。

1. 2 教育方法等

【到達目標】

入試形態の多様化などに伴い年々顕在化しつつある様々な価値観、目的意識、学力及び言語運用能力等々の背景を持つ学生に柔軟に対応しつつ、本学の理念及び教育目標を達成するため、主に下記を通じて教育方法等を充実させる。

- ①学生の授業評価に対する教員の所見・回答という双方向性を確保したうえで結果を公表することにより、FDの効果的取り組みに資する。
- ②全学的支援体制としてのアドバイザー制度の充実を図るため、履修指導を従来以上にきめ細かく実施する。
- ③オフィスアワー制度を実質化するため、学生が定期的に教員と接する機会を確保するとともに、成績が芳しくない学生に対する個別指導を各学期終了後に全学的に実施する。
- ④学生の進路選択を支援するため、キャリアデザイン関連科目を系統的に展開するとともに、専門性の裏づけとなる資格取得に資する科目を設置する。

(教育効果の測定)

III. 1. 2. 1 【教育上の効果を測定するための方法の有効性】

【現状説明】

授業科目ごとの教育のねらいに対する到達度を測定するための最も一般的な方法としては、定期試験及び代替としてのレポート並びに通常授業最終日に実施する臨時試験がある。本学では、全学統一試験期間を前期においては7月下旬、後期においては1月下旬から2月上旬までの間にそれぞれ実施している。追試験はこれらとは別の期間に実施し、病気または交通事故など「本大学試験規程」第11条に規定する欠席理由及び「追試験受験願」の提出があった学生を対象として実施する。なお、及第点に達しなかった学生に対する再試験は実施していない。臨時試験は担当教員の判断で実施することとし、学生への周知並びにやむを得ない理由で欠席する学生のための代替措置は、すべて当該教員本人の責任で行っている。

一方、授業期間中に担当教員の判断により、授業内容に関する理解度や到達度を測るための小テストや宿題を実施する場合がある。「教養演習」（1年次前期・必修）及び「専門演習」（3年次通年・必修）といった演習形式の授業科目においては、授業時間中の質疑応答、レポート、口頭発表及び討論の成果を、また「卒業研究」（4年次通年・選択）においては、論文や制作物の完成度だけでなく、合同発表会や口頭試問の成果を、それぞれ査定することが教育上の効果測定のための有効な方法となっている。

これらとは別に、毎年1月中旬に日本人学生のうち1年次生全員を対象にした統一英語プレイスメントテストを実施し、1年次必修科目「Freshman English 1」、「同2」及び「同3」で培っ

た英語力の1年間の成果を測定するとともに、「Sophomore English 1」及び「同2」（2年次前期及び後期・必修）のクラスを習熟度別に編成する際の基礎データとしている。

また、教育実習の受講資格として、英語の場合は TOEIC500 点以上であり、1・2年次までの GPA が所定の基準に達していること、情報及び国語の場合は、ともに1・2年次までの GPA が所定の基準に達していることを制約として設け、各科目に関する教育上の効果を測定している。

【点検・評価、長所・問題点】

担当教員が教育上の効果を測定する方法については、授業科目ごとにシラバスに明記することとなっている点で、学生に対する透明性を確保しているといえる。定期試験実施前には、試験場への教材などの持ち込み可否について授業科目ごとに示し、全学統一の説明責任を果たしている。

本学にあつては、レポートを課す授業科目が例年、定期試験を実施する授業科目よりも多いのが特徴である。また、レポート内容などの指定が担当教員の判断に基づくため、授業科目によって難易度などにかかなりばらつきがある。採点や添削をして学生に返却する教員も少数存在するが、試験代替レポートの扱いについての教員間の温度差に不満を抱いている学生もいる。こうした現状を改善すべく、教員間のコンセンサスを確立する時期に来ている。

加えて、試験またはレポートを問わず、採点基準の公表や及第点に達しなかった学生に対する再試験実施の可能性を併せて議論して、システム全体の改革に繋げる必要がある。

【将来の改善に向けた方策】

本学では教育上の効果を測定するための方法について、全学的な議論をすることはなかったと言ってよい。しかし、後述する成績評価法と密接に関連した無視できない重要な問題であることから、2008年度中に、まずは定期試験よりも代替レポートを課す教員が多いという現状の背後にあるものを、教員間の率直な意見交換によって見極めることとし、レポートの扱いに関する合意形成、試験及びレポートの採点基準公表と返却並びに再試験の実施について議論を通じて改善策を策定する。

Ⅲ. 1. 2. 2 【卒業生の進路状況】

【現状説明】

本学人間文化学部人間文化学科は、「本学院寄附行為」第3条（目的）に規定している「キリスト教信仰に基づく人間形成の教育を行う」ことを基本理念としたうえで、「キリスト教的精神を基礎とする国際性を特色とし、地域社会に貢献するとともに国際的に活動できる人材を育成する」ことを教育目標としている。

本学の教育方法は、こうした目標に基づく人材養成の観点から、一学部一学科を構成する3つの学問分野（「心理カウンセリング」、「情報メディア」、「表現文化」）それぞれの領域の専門性を生かした進路目標を設定することも、また、各領域を総合的に学ぶことによって得ることのできるコミュニケーション能力や情報収集能力などを活用して各自が希望する方向を目指すことも可能とするものとなっている。

いわゆるスペシャリストを目指すにあたって、「心理カウンセリング」関係にあつては、臨床心理士有資格者を目指した大学院進学、心理職関係公務員、福祉職など、「情報メディア」関係にあつては、IT 関連・情報関連業界、メディア業界、理工学系大学院への進学など、「表現文化」関係にあつては、中学・高校教員、図書館司書、博物館学芸員、出版業界などをそれぞれ目標として、学修支援の一環として履修モデルを提示し指導する場合もある。一方の、いわゆるゼネラリストとしての志向を持つ学生に対しては、本人の興味・関心を尊重するとともに個性を生かしつつ、特定領域にあまり偏ることのない学修を進めるようアドバイスするなど、短期大学時代から進路先として実績の高い金融関係を中心として幅広い分野への進出を支援している。

2002 年度に開学した本学は、大学基礎データ（表 8）（P.166）のとおり 2005 年度、2006 年度及び 2007 年度の各進路状況がすべてである。各年度卒業生数に対する就職者数を就職率とするならば、順に 55.3%、58.7%及び 63.4%となる。就職及び進学のいずれにも該当しない者が卒業生の概ね 3 分の 1 程度となっており、留学生の帰国、社会人学生の在家庭、就職活動の継続並びに近年増えつつあるフリーター志向が主なところを占めている。

また、参考までに 2005 年度から 2007 年度までの就職者数を業界別にみると、卸・小売 27.9%、金融・保険 15.2%、サービス 13.2%、製造 8.5%、情報通信 7.2%、教育・学習支援 5.4%、医療・福祉 5.4%、複合サービス 4.7%、不動産 4.7%、公務員・教員 3.9%、飲食・宿泊 3.4%となっている。

【点検・評価、長所・問題点】

本学は、山梨県内で唯一の臨床心理士養成大学院を有することから、県内外他大学からはもとより、学部学生にも大学院進学希望者が一定の割合で存在する。2008 年度受け入れから、当該学生に対する内部特別入試を実施しているが、一定の受験資格を満たす学生数は必ずしも多くはないため、これまで以上に特化した教育課程と教育方法を講じる必要がある。また山梨県にあつては、心理職公務員の募集は全体で毎年 10 名程度であり、県内他大学の動静によっては競合が予想されることから対策を必要とする。

「情報メディア」関係では、コンピュータシステムを重点的に学んだ学生は、理工学系大学院への進学希望が増加しつつあり、IT 系企業からシステムエンジニアとして扱われ就職するケースが少ないながらも出てきていること並びに「表現文化」関係では、言語教育の専門家として中学・高等学校「英語」または「国語」の教員となる道が開かれており、「英語」の教員については 2007 年度も合格者を出しているため、いずれも一層の伸展を図るべきである。

また、卒業前に就職または進学の決まらない学生の中には、日本に残って就職を希望する留学生や在家庭を望まない社会人学生もいること、同時にいわゆる就職浪人の縮減を図る必要性からも対策を講じる必要がある。

【将来の改善に向けた方策】

学生が卒業後の進路を意識して専門を決定するには、従来のシステムではわかりにくい面があったので、2009 年度から導入予定の新たな教育課程におけるコース制は、学生それぞれが“コースに所属する”ことで、将来を見据える意識を高め維持しつつ学修できる体制づくりの実現を目

標のひとつとしている。さらに、専門性を裏付ける資格の取得を奨励するとともに、それを実現するための科目を設置することで、スペシャリストの養成に力を注ぐこととする。併せて、スペシャリストを志向せずに様々な業種の企業などに就職する学生の数が多い状況にも対応すべく、これまでにはなかった新たな領域（ビジネス系）をコースとして設ける。このコースは、留学生在が日本での大学院進学や就職を希望するケースの増加傾向にも対応できるものとする。

さらには、職業意識の未熟さから、就職活動を初めから放棄する学生や面接などの失敗経験から中止してしまうが学生が少なからず存在することへの対策として、早い段階からキャリアデザインについての意識を育成する必要がある、初年次からの関連科目の開設及び就職指導関連行事を充実する。

(成績評価法)

- Ⅲ. 1. 2. 3 【厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性】
- Ⅲ. 1. 2. 4 【履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性】
- Ⅲ. 1. 2. 5 【各年次及び卒業時の学生の質を検証、確保するための方途の適切性】

【現状説明】

厳格な成績評価を行うため、2008年度からはすべての専任及び兼任教員が、複数の評価指標をシラバスに明記することとなり、結果、全教員が少なくとも2つの評価指標を示し、多元的観点から成績評価を行うことを実現した。2008年度シラバスにあっては、評価指標として出席状況、授業中の小テストまたは小レポート、受講態度、提出物の提出状況、実技試験、口述試験、定期試験（筆記）またはその代替としてのレポートなどがある。各指標の点数バランスの扱いは担当教員の裁量によるが、最終的に100点満点に換算し、以下に示す評価基準に従って評価する。

現在の成績評価基準は、AA（100点～90点）、A（89点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）、F（59点以下）による全学統一5段階方式で、60点以上を合格、59点以下を不合格としている。この方式は、2004年度にGPAを導入した際に、それ以前の4段階方式、すなわちA（100点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）、D（不合格：59点以下）を改正したものである。

また、学期ごとに定期試験受験資格及び代替レポート提出資格の調査を行っている。これは、定期試験期間開始1週間前までの授業のうち概ね3分の1以上を欠席した学生は、定期試験の受験資格及び代替レポートの提出資格を喪失する仕組みで、全科目を対象とし、すべての専任及び兼任教員が資格喪失者リストを提出することとしている。

履修科目登録の上限設定は、以下のとおり入学年度によって異なる。

2006年4月以前の入学学生は、4月の履修登録期間に登録可能な単位数は40単位以下であるが、9月の後期履修登録期間には、後期開講科目に限って6単位までの登録を認めている。本制度を活用すれば、1年次から4年次まで各年度において46単位が履修科目登録の上限となる。これに対して、2007年4月以降の入学学生は、4月の履修登録期間に登録可能な単位数を40単位以下とする点は同様だが、4月に登録を完了した後期開講科目については9月の後期履修登録期間中において10単位以下の範囲で変更できることとしている。ただし、必修科目、クラスが

指定されている授業科目及び人数が制限されている授業科目の変更はできない。したがって1年次から4年次まで各年度において40単位が履修科目登録の上限となる。なお、いずれの場合も履修科目登録の上限は年度を単位としている。

また、単位の実質化とともにGPAの実質化を図るための措置として、上記の定期試験受験資格及び代替レポート提出資格調査のほかに、履修中止申請制度がある。これは授業開始から約2箇月が経過したとき、すなわち前期にあつては6月上旬、後期にあつては11月上旬に学生からの履修中止申請期間を設定し、教務委員会で申請理由の妥当性が認められた場合には、履修登録を取り消すことができるという仕組みである。履修中止を認めた授業科目の成績はWと表記し、GPAの算出から除外する。

各年次及び卒業時の学生の質を検証、確保するための方途として、本学は2年次から3年次へ進級するための要件を設定している。2007年4月以降に入学した学生は、入学から2年間で「共通教育科目群」及び「専門科目群」のうち「基礎科目」区分から40単位以上を修得しなければならない。一方、2004年4月から2006年4月までの間に入学した学生は、2年次終了時に「共通教育科目群」及び「専門科目群」のうち「基礎科目」区分の中の1年次及び2年次配当の必修科目36単位中26単位以上を修得していなければならない。これらの進級要件を満たさなかった学生は、1年間を限度として2年次での原級留置となり、その間は3年次配当及び3年次・4年次配当の「専門科目群」の科目を履修することができない。

さらに各学期終了時において、前期にあつては不合格または定期試験受験資格及び代替レポート提出資格を喪失した授業科目が6科目以上となった学生を対象とする指導週間を、後期にあつては20単位以上を未修得の1年次生、上記進級要件を満たしていない2年次生、残り1年間で卒業が不可能あるいは極めて困難な3年次生及び卒業要件を満たさない4年次生をそれぞれ対象とした指導週間を設定し、教務部長と学生部長を中心に教務委員である教員が行う個別面談によって指導・助言を行っている。

【点検・評価、長所・問題点】

厳格な成績評価を行うために、全教員が複数の評価指標をシラバスに明記した点は、評価できる。学生の多様化に対しては、もはやその学力を学期末定期試験、あるいはその代替となるレポートのみで評価することはできない。理解度や到達度を測る指標及び恒常的な学修姿勢・学修習慣を測る指標など、複数の評価指標を相互補完的に組み合わせる必要がある。ただし、現状にあつては教員の裁量に委ねている成績評価方法の細部に大学組織として関与する必要性の有無についての議論は現在のところない。

そうした意味から、学期ごとに行う定期試験受験資格及び代替レポート提出資格の調査は、単位の実質化を図るための措置として有効である。しかし、概ね3分の1以上を欠席した場合に資格を失うという基準の扱いについては教員間に若干の温度差があるため、学生が混乱しないよう柔軟な運用上の配慮を必要とする。

卒業必要単位数が124単位以上であることから、現行カリキュラムが年間履修登録単位の上限を40単位としているのは妥当である。この基準は旧カリキュラムの運用実績を踏まえて設定したものである。旧カリキュラムにおける履修登録単位の上限を年間46単位としたことは、学生

の意欲的な学修姿勢に応えるための措置であったが、教員側が意図したとおりに必ずしも機能せず、4年次に極めて少ない履修登録で事足りる学生を生む結果すら招いた。現3年次生及び4年次生以上には、今も旧カリキュラムが適用となる。特に後期6単位を上限とする追加登録については、履修指導を徹底するなど慎重に扱っていく必要がある。

成績不振学生への指導は今後も各学期終了時に実施する必要があるが、3つの問題に留意しなければならない。第1は必ず欠席者が出ること、第2は学生の大半が自身のアドバイザー教員を知らないこと、第3は個別面談の時間が不足していることである。これらの問題を解消しない限り指導効果を高めることは期待できない。

【将来の改善に向けた方策】

2007年度から現行カリキュラムとともにセメスター制を導入したにもかかわらず、依然として学生の履修登録は4月に1年分を一括して行っている。前期に20単位を登録し、前期の成績などを考慮しつつ後期に20単位を登録することができない理由は、本学の教務システムが旧式のために処理しきれない現実にある。この改善により、履修科目登録の上限を学期単位で設定することが可能となり、学生の履修パターンに一層の柔軟性をもたらすことができる。さらに学期ごとの成績表の郵送など、セメスター制の運営に必要な教務サービスの質を全般的に向上させることもできる。2010年度を予備調査期間、2011年度を試験的運用期間、2012年度からの本格運用開始をそれぞれ目途として、新規教務システム導入を実施する。

成績不振学生への指導効果を高めるため、教務部からの呼び出し通知を補強する新たな連絡ルートを確保する必要がある。また、学生が日頃からアドバイザーをはじめとして専任教員と頻繁に接することができる環境を早急に整備し、指導週間における面談担当者の範囲を教務部長、学生部長、教務委員に限ることなく、十分な人員を確保する。これらを同時に実現するには、アドバイザーの積極的な関与以外に方法はない。そのための支持基盤としてのオフィスアワー制度の定着を図り、教員・学生双方が日常的なコミュニケーションを可能とする機会を設定する。成績不振学生へのアドバイザー中心による指導及びオフィスアワー制度の実質化については、2009年4月までにシステムを整備し、2009年度から実施する。

(履修指導)

- Ⅲ. 1. 2. 6 **【学生に対する履修指導の適切性】**
- Ⅲ. 1. 2. 7 **【留年者に対する教育上の配慮措置の適切性】**
- Ⅲ. 1. 2. 8 **【科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性】**

【現状説明】

本学では、毎年4月に新生対象及び在学生各学年別対象の一斉オリエンテーションを実施している。前者は教養教育運営責任者である共通科目委員長を、後者は教務部長を責任者として、教務委員会委員、共通科目委員会委員（すべて教員）及び教務部所属職員により実施する。学年ごとに指導内容や提供する情報は異なり、新年度第1週に設定する履修指導期間中に、新生、2年次生、3年次生にあっては各3回、4年次生にあっては1回開催する。一斉オリエンテーシ

オンは午前中に行い、午後からは共通科目委員会委員、教務委員会委員及び教務部所属職員が学生の質問などに個別対応し、履修指導を繰り返す。履修指導期間終了までに、全必修科目、クラス指定の授業科目及び人数制限を要する授業科目の履修者を決定し、授業を開始する。資格課程に係る一斉オリエンテーションも同期間中に実施し、各課程運営委員会委員長及び同委員がこれに当たる。

留年学生に対する教育上の配慮措置としては、前項「Ⅲ. 1. 2. 5」で記述したように、前年度末の指導週間において個別に新年度の履修登録に関する指導を実施している。これを踏まえて、4月の一斉オリエンテーションに出席するよう指示し、時間割作成時には必要に応じて教務部長または教務委員が個別に対応し、適切な措置を講じる配慮を行っている。また、年間履修登録単位の上限を40単位とするのが通常であるが、留年生に対しては各自の事情に応じて例外的に上限以上の登録を認める場合もある。

科目等履修生に対しては履修指導期間中の一斉オリエンテーションなどは行っていないが、特に問題はない。また、聴講生については、2002年の開学以来受け入れ実績がない。

【点検・評価、長所・問題点】

4月の履修指導期間中、午前に実施する一斉オリエンテーション及び午後に行う個別対応による履修指導は、教務委員会と共通科目委員会が主力となって組織的に行っている。特に一斉オリエンテーションは新生から4年次生までを学年別に行っていることで、量的にも十分である。また、2008年度からは国際交流センターとの連携により、中国語あるいは韓国語を母語とする教員2名による個別履修指導が留学生に対して極めて有効であった。

ただし、2008年度は旧カリキュラムと現行カリキュラムが共存していることから、両方の説明を必要とする3年次生及び4年次生対象の一斉オリエンテーションは、学年別でなく入学年度別に実施した方が効率的であったといえる。2009年度にあってはさらに新たなカリキュラムを加える予定なので、2年次生から4年次生までの一斉オリエンテーションには一層の注意を払わねばならない。

毎年、学年にかかわらず頻発する初歩的な履修登録ミスは、指導側からみれば取って言及の要なしと考えがちな基本的事柄を、実はかなりの学生が理解していないという事実を物語っている。2009年度は、われわれが認識する基本以前に立ち戻り、一斉オリエンテーションの内容や方法を一新しなければならない。

【将来の改善に向けた方策】

2007年度に現行カリキュラムを導入した際、新・旧の授業科目の読替え及び両カリキュラム間で区分ごとに異なる卒業所要単位数のため、学生がかなり混乱する状況が生じた。これは読替え方法を含めた現行カリキュラムの説明を、年度が変わってから初めて実施したことも原因のひとつであった。この経験を踏まえて、新カリキュラムの概要と現行カリキュラム及び旧カリキュラムとの互換性については、2008年度中から定期的にプレ・オリエンテーションを実施する。

また、2009年度は4月の履修指導期間のスケジュールを抜本的に見直し、本学の現状に合わせて、学年別ではなく入学年度別の一斉オリエンテーションを実施し、併せて同オリエンテーショ

ンの内容と方法を改めることとする。さらに新たな教育課程における「基礎科目群」中の「アカデミックリテラシー」及び「基礎ゼミナール1」（いずれも1年次・必修）の中にあっても、初年次教育の一環としての履修指導を行う。そのために、専任教員はアドバイザーとして個別の履修指導を的確に実施できるよう、2008年度中に教員を対象とした履修指導に関するオリエンテーションを教務部主催で開催する。

（教育改善への組織的な取り組み）

Ⅲ. 1. 2. 9 【学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））及びその有効性】

Ⅲ. 1. 2. 10 【シラバスの作成と活用状況】

Ⅲ. 1. 2. 11 【学生による授業評価の活用状況】

【現状説明】

本学において全学的FDとしての中心は、学生による授業評価の実施及びシラバスの作成並びにそれらの活用である。

学生による授業評価は学生の学修活性化及び教員の教育指導方法の改善充実を目的として、毎年度前期と後期の2回、全授業科目を対象に実施している。なお、通年科目にあっては後期に実施している。

本取り組みは、2002年の開学以来統一した項目により行ってきた。2007年度に質問内容の具体化及び項目の増設、さらに独立した自由記述欄を設けるなどの全面改訂を行い、2008年度には質問を一部修正するとともに、配列を5つのカテゴリーに分類した。

集計は2007年度までは教務部所属職員の手作業に拠っていたため、各教員へのフィードバックに時間を要したが、2008年度には授業評価実施に係る諸準備及びデータ集計業務の外部委託が実現し、前期集計結果を後期授業開始前に各教員にフィードバックできることとなった。各教員には集計結果を授業科目ごとに出力したものが渡され、項目毎のポイントと全体平均ポイントとを比較でき、併せて学生が記入した自由記述欄の結果を見ることができる。これらにより、各教員は教育効果の到達程度を担当科目ごとに把握し、教育指導方法の改善のため自主的に活用することとなる。しかし、現段階では学生に対する結果公表を行っていない。

シラバスは学生の学修活性化を目的として毎年度単独冊子として作成し、すべての学生及び教員に配付している。内容は、授業科目名、クラス、担当教員名、必修・選択の区分、単位数、配当年次、開講期間を示したうえで、授業のねらい、授業計画、履修の留意点と評価方法及びテキストの4項目を、原則48文字20行の一定書式により掲載している。項目ごとの行数は指定しないが、4項目すべてに言及しなければならない。

2008年2月には、全授業科目の記述内容や分量を一定の範囲に収めるため、「共通教育科目群」の科目については共通科目委員長が、「専門科目群」の科目及び資格課程に関する科目については教務部長がそれぞれ査読した。査読の観点には、①授業のねらい、授業計画、履修の留意点と評価方法及びテキストの4項目すべてに言及しているか、②48文字20行の字数制限を守り、70%以上の分量があるか、③複数の評価指標を明記しているか、の3点とし、1点でも不備のある場

合には担当者に書き直しを要請した。さらに同年3月には、シラバスを本学ホームページに初めて掲載し、冊子配付に先立って学生に公表した。

以上に加えて、2008年度から新たに「FD研究会」を発足した。専任教員が各自の専門分野及び最新の研究成果などを他の専任教員の前で発表し質疑応答を行うことで、異なる専門領域に接して相互理解を深め、新たな知的好奇心を喚起することを意図している。ひいては、本学に所属する教員全員が“人間文化学”のあるべき姿を真剣に考え、より高い次元で統合することにより成果を学生に還元することを目指すものである。

また全学的FDとは別に、授業科目担当者間では従来から教育指導方法の改善を促進するための取り組みを、いずれも「共通教育科目群」中の科目において行っている。

本学における導入教育の中心となる「教養演習」（1年次前期・必修）の担当者による調整会議を、共通科目委員長の呼びかけにより毎年2回開催している。1回目は次年度担当者を決定した後となる年末年始の時期において、授業のねらいの確認及び共有、授業運営に関する打ち合わせ並びに学生指導上の情報交換などを行い、結果をシラバスに反映して執筆することとしている。2回目は開講後の5月下旬から6月上旬頃に、出席状況、授業態度、授業の進行状況及び後半の授業運営などについて話し合い、議案によっては善後策を検討する。こうした取り組みは、「教養演習」各クラスの紹介や活動をまとめた「教養演習だより」の発行、クラス合同スポーツ大会やレクリエーションの実施に繋がるとともに、取材・編集及び企画・運営を教員の助言を得ながら学生にすべてを委ねることで、学修の活性化促進に寄与している。

既述のとおり、英語コミュニケーション関連の授業科目は、兼任教員の担当割合が2008年度にあつては73.7%と高く、科目の種類も多岐にわたることから、次年度に担当する科目及び時間割を決定した後に、関係の専任及び兼任教員合同の担当者会を開催している。ここでは、各教員の当該年度担当授業に関する全般的報告、次年度担当必修科目の習熟度別クラスのレベル確認、8種類に及ぶ各選択科目のコンセプト確認と共有、推奨テキストの紹介、再履修クラスへの対応方針の確認と共有、情報交換、質疑応答などを行い、授業ごとに質的差異が生じないように配慮している。「教養演習」同様、結果をシラバスに反映して執筆する。

留学生対象の日本語コミュニケーション関連の授業科目は、本学が日本語教育専門の専任教員を置いていないことから、開学の2002年度から2008年度の現在まで、共通科目委員長及び授業担当兼任教員との間で、教育方針から授業内容までのすべてを決めて実施してきた。しかし、2009年度の新カリキュラム導入に合わせて、大学としての日本語教育に係るコンセプトを明確にする必要があったことから、副学長、教務部長、共通科目委員長、国際交流委員長、国際交流センター長及び中国語を母語とする専任教員による協議の結果、導入科目から高度な科目までの内容を体系化し、科目相互の関連性及び連続性を確保する原案を策定して具体的な検討に入ったところである。

【点検・評価、長所・問題点】

学生による授業評価を毎年度の学期ごとに全授業科目対象に実施している点、改良を加えつつ全学統一の項目を用いている点及び業務の効率化を図り集計結果を充実させるとともに結果を早期に教員に伝えるシステムとなった点は評価できる。授業評価による学生からの指摘は、教員

自身の自己点検・自己改革に役立っている。

一方で、学生への結果公表は未だ実施をみていない。実現は最優先課題である。また、例年極めて少数の科目ではあるが授業評価を実施しようとしめないケースがある。これについては、担当教員（兼任を含む）から事情を聴取し、実施の徹底を要請しなければならない。さらに、学生による自由記述欄の中には一部誹謗中傷とも受け取れる記載があることから、学生に対する働きかけを検討して改善すべきである。

シラバスにおける教員間の記述内容や量を一定に確保するために、組織的な査読及び書き直し要請を実施したこと並びにシラバスを履修指導期間に先立ってホームページ上に公開した点は評価できる。特に前者については、前年度版シラバスと比較すれば効果を再確認できるであろう。ただし、査読の要点を全必須項目への言及、全体の分量、複数評価指標の明示に限定していたため、特に授業計画の項目は、記述程度に若干の精粗が残る結果となった。また、書き直しを必要とした教員の一部に、再提出が締切日に間に合わなかった例があり、書き直し前そのまま掲載せざるを得なかったのも事実である。

「FD 研究会」の開催は、本学における今後の FD を深化させるうえで、極めて重要な意味を持つ。人間文化学部人間文化学科は一学部一学科を標榜しつつも、専任教員の専門領域は多岐にわたり、開学以来この領域の壁が時に学部学科全体としての結束を阻害し、あり方や運営をめぐる共通認識並びに相互理解を徹底しきれない要因として作用してきたとする見方が学内の一部にある。真の意味でお互いを知り共有し合うことから、“人間文化学”をともに考えるという趣旨に基づく同会に期待するものは大きい。

【将来の改善に向けた方策】

学生による授業評価の結果を公表することを最優先に実行に移す。集計結果のみにとどめず、教員所見や回答などと併せて掲載することを考える。公表方法についても 2008 年度中に結論を出し、2009 年 4 月の実現を目指す。また、学生及び教員相互に建設的な取り組みとなるよう、授業評価実施の趣旨並びに評価にあたって期待する学生の姿勢などを周知する機会の設定を併せて行う必要がある。2009 年度には新入生への導入教育に関する授業科目の中で取り扱い、2 年次生以上に対しては、学内掲示や本学ホームページ上での説明を検討する。

シラバス作成にあたっての査読は 2009 年度も継続し、新たに授業計画の記述に関するガイドラインを示して、均質化を目指す。また、授業科目ごとに曜日及び時限の欄を新設して、利便性の向上を図る。さらにホームページについては、現行の PDF 形式よりも扱いやすい形式で閲覧できるように検討し、授業科目名や教員名による検索機能の付加も目指す。これについては、新規教務システムの導入と連動させて、2012 年 4 月のサービス開始を目途とする。

2008 年度から開始した「FD 研究会」の役割は、一学部一学科として共有すべき“人間文化学”のもとでの各専門領域の融合と教育研究の展開及び人材養成を一義とした方向性の確立を目指す組織的活動の基盤作りである。その重要性とともに、全学的 FD の実質的な担い手として機能する組織の存在は不可欠であることから、大学運営委員会主導により 2009 年度中の設置実現を目指す。

(授業形態と授業方法の関係)

Ⅲ. 1. 2. 12【授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性】

Ⅲ. 1. 2. 13【多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性】

Ⅲ. 1. 2. 14【「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性】

【現状説明】

「共通教育科目群」では、講義形式による授業科目の中で必修科目にあつては、2クラスを設置して各100名から120名前後の人数とし、選択科目にあつては上限を200名としている。一方、演習形式による授業科目の中で必修科目にあつては、20名前後でクラス編成している。1年次配当の「教養演習」、「日本語表現法1」、「Freshman English 1」、「同3」、「日本語コミュニケーション1」及び「同2」並びに2年次配当の「Sophomore English 1」、「同2」のうちネイティブ教員が担当するクラス、「日本語コミュニケーション3」、「同4」及び「同5」がこれに該当する。それ以外は30名から35名前後の編成とし、1年次必修の「Freshman English 2」、「ITリテラシー演習1」及び「同2」並びに2年次必修の「Sophomore English 1」及び「同2」のうち日本人教員が担当するクラスがこれに該当する。また、演習形式科目のうち選択科目は言語スキル系のクラスが大半を占めており、いずれも20名から40名前後のクラスを編成している。英語、第二外国語、留学生対象の日本語のクラスがこれに該当する。

「専門科目群」の「基礎科目」区分では、“人間文化学”の導入となる9授業科目はすべて講義形式により展開している。2007年度は、ほぼすべてが1クラス開講であったが、200名を超える授業科目が複数生じて教育環境が劣化したことから、2008年度は2授業科目を除き、2クラス開講としている。

「専門科目群」の「基幹科目」区分は専門的学問領域への第一歩となる授業科目で構成している。本区分では、一部の言語系または情報系の授業科目を演習形式で行っている以外は、すべて講義形式である。

「専門科目群」の「展開応用科目」区分は、各専門分野における高度な知識や技能を身につけるための授業科目となっている。この区分では実習なども加わり、「基幹科目」区分以上に演習形式の授業科目が多く、大半は概ね20名から40名の人数制限を設けて効率的な指導を行うことができるよう配慮している。

なお、3年次の「専門演習」は、2007年度から原則16名定員を上限とし、それをを超える希望があった場合には、担当者の判断で2クラス開講の可能性を妨げないこととしている。

多様なメディアを活用した授業の導入事例としては、「Freshman English 2」（1年次前期・必修）がある。これは、2007年度にシステムを一新したCALL教室で行われる英語のリスニング演習科目である。フルデジタル対応の現CALLシステムは、音声・動画などのデジタル教材だけでなく、VHSやカセットテープなどのアナログ教材もデジタル変換して各ブースに転送・保存できる。教員及び学生双方にとって極めて利便性が高く、マルチメディア教育にふさわしい環境の中で授業を展開している。また、このCALL教室は通常の視聴覚教室としても機能することから、言語スキル演習以外の授業科目での利用も可能である。

2008年5月1日現在、本学が有する4つの大規模教室のうち3教室及び8つの中規模教室のすべてにAV機器を設置し、DVD、CD、VHSなどを利用したマルチメディア教育を可能としている。講義または演習の別なくAV機器の使用頻度は毎年高い状況にある。

なお、2008年度現在において「遠隔授業」は実施していない。

【点検・評価、長所・問題点】

「共通教育科目群」及び「専門科目群」とともに、演習系及び実習系科目は少人数制あるいは人数制限により、各クラスを適正規模で展開している。特に2008年度の「専門演習」では、定員16名を超える希望者があった場合には、クラス担当教員が率先して2クラスの開講に踏み切ることで、学生の希望と望ましい教育環境の両立を実現した。2007年度には「共通教育科目群」の中の講義科目の一部で、200名を超える履修者を受け入れざるを得なかったが、2008年度はこの点を反省して、選択講義科目中17授業科目で200名上限枠を設け、教育環境の向上を図り、同様の効果を一部を除きすべて2クラス開講とした「専門科目群」の「基礎科目」区分の講義科目でも認めることができた。これらの措置はいずれも評価できる。

また、「専門科目群」の「基幹科目」区分及び「展開応用科目」区分の講義科目は、いずれも適正規模で授業を展開している。

現時点でAV機器を設置していない教室は、各種全学的行事などの際に利用する扇形の大規模教室及び6つの小規模教室のみとなった。教室数全体から見ると設置教室は過半数を超え、ハードウェア整備は年々充実している。問題点としては、定期的なメンテナンスサービスの確保及び使用方法の不明や突発的なトラブルに対する支援体制の強化である。それ以上に重要なのは、これらの機器が授業内容を充実させ、学生の理解を支援するという本来の目的に沿う形で十分に活用されているかどうかを把握することであるのはいままでのない。

【将来の改善に向けた方策】

2009年度以降の新教育課程における「基礎科目群」、「基盤科目群」及び「専門科目群」にあっても、演習系及び実習系科目は少人数制または人数制限によって適正規模の運営を行うこととする。ただし、現行カリキュラムの「共通教育科目群」で単年度開講となる一部講義科目及び新カリキュラムによる「基盤科目群」のうちの講義科目のいくつかは兼任教員に頼らざるを得ないため、時間割上の調整を行い、最適と判断できる時限を割り出していくこととする。

今後もあらゆる授業において多様なメディアの活用が求められることから、全教室にAV機器を設置すると同時に、学内LANに接続できる環境も併せて整備するよう、具体的な年次計画の策定を急ぐこととする。ハードウェアは、メンテナンス体制及びサポート体制を完備しておかないと利用価値は半減するので、担当部所の関係者は日頃から機器の操作法や調整法を勉強し、連絡体制と役割分担を確立する。また、授業におけるAV機器の効果的な活用方法について、2009年度中にFDの題材としても取り上げ、学生から高い授業評価を受けている教員による模擬授業や勉強会を実施する。

1. 3 国内外との教育研究交流

【到達目標】

建学の精神及び教育目標に基づく特色ある国際性を具現化するため、本学院のルーツであるカナダ並びにアジア地域を中心とした教育研究機関との学生及び教員の相互交流を一層展開し、国際社会において活動できる人材育成に貢献する。

- ・グローバル化社会において活躍できるよう、海外留学を積極的に推進する。
- ・本学への留学を希望する学生への受け入れ態勢強化のため、全学的支援システム及び地域との連携関係を構築する。

(国内外との教育研究交流)

III. 1. 3. 1 【国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性】

【現状説明】

山梨英和学院が、カナダ・メソジスト教会の宣教師による創設時から国際色の強い人材を養成すべく、建学の理念に基づく教育目標のひとつとして掲げ、各時代の要請に応じて推進してきたことは既述のとおりである。2002年度本学開設時にあっても、この精神はいささかも変わることはなく、寧ろ教育目標に於ける中心的支柱としての役割を担いつつ、従来以上に積極的に国外の多地域にわたる交流の推進に努めている。

大学基礎データ（表11）（P.169）のとおり、2008年度現在本学が相互交流に関する協定書を締結している学校は、韓国が4大学及び2短期大学、中国が5大学、並びに台湾、カナダ及びアメリカがそれぞれ1大学の計14校である（<http://www.y-eiwa.ac.jp/kokusai/teikei.html> 参照）。

上記の基本方針に則った国際交流関連の主な活動概要は以下のとおりである。活動主体は、国際交流センターであり、運営責任者の国際交流委員長（教員が担当）、国際交流センター長（事務職）を中心に、2008年度からは本学への留学生の大半を占める中国籍及び韓国籍学生との円滑なコミュニケーションなどを目的に、それぞれのネイティブ教員を採用することで支援体制の充実を図った。

1. カナダへの留学制度の展開

本学院と原点ともいえるカナダ・メソジストと深い関わりを持つオンタリオ州ウォータールー大学セントポールズ・カレッジとの相互交流協定を締結した2007年度から、本学学生を短期（2週間）あるいは中期（15週間）にわたって派遣するプログラムを開始した。特に中期留学にあっては、渡航前にネイティブ教員による英語運用能力向上のための集中講座の実施、本学で半期履修したものとみなす単位認定並びに経済的負担軽減のための措置を新たに導入することなどにより、学生が積極的に参加できるように配慮している。現地のカリキュラムは、4週間のESL（English as a Second Language）及び本学学生用に開設した3科目（カナダの歴史と文化など）、加えて教会におけるボランティア活動への参加などが主な内容である。2008

年度の中期プログラムには、14名の学生が参加した。

2. 交換留学等の実施

建陽大学校（韓国）との間で交換留学が実現している。ほぼ毎年1～3名程度の学生が留学している。また、初の認定留学制度利用者として本学4年次生1名が、2008年4月からウィットテリア・コミュニティ・ポリテクニク（ニュージーランド）において学んでいる。

3. 「日本語・日本文化夏期研修プログラム」の開催

協定締結校から本学への留学を促進する方策の一環として、相手校の夏季休業に合わせて2、3週間程度の「日本語・日本文化夏期研修プログラム」を本学で企画し開催している。現在は、培花女子大学（韓国）及び真理大学（台湾）の参加が主で、日本語及び日本の伝統文化に関する講座、山梨県内外の文化的体験学習、本学学生との交流及びホームステイ体験などを実施している。

4. 留学生サポート体制の強化

留学生が日本での生活や大学生活にスムーズに溶け込み、充実した学生生活を過ごすことが出来るよう、全学的に実施する年度当初のオリエンテーションに加えて、日本人学生とは別メニューの宿泊を伴った学外研修会を2008年度から開始した。また、留学生の日本語能力向上のための日本語補講を、正課授業科目とは異なる内容を中心として全学生に義務づけて実施した。

【点検・評価、長所・問題点】

基本方針及びそれに基づく諸活動の方向性は適切であると考えているが、多くは十分な成果を見出すまでには至っていない。受け入れ留学生が年々増加するのに比較して、本学から派遣する学生数や活性化に関してはまだまだ寂しい状況といえる。特にアジア地域への留学希望者がほとんど見られない現状は、本学の教育課程が必ずしも中国や韓国などの言語及び文化を積極的かつ専門的に扱っていないことも要因のひとつと考えるので、何らかの打開策を打ち出す必要がある。

また、初のカナダ中期留学が終了したことを受けて、今後に向けては参加学生を決定する際の英語運用能力及び英語に限らず学習意欲（知識欲）の有無を確認することが不可欠という関係者間の意見が一致をみたところである。

さらには、留学生自身からの意見・要望などを踏まえつつ、体制の一層の充実を図ることが重要である。

【将来の改善に向けた方策】

派遣留学のさらなる活性化を実現する方策のひとつとして、協定締結校の中に本学教員の交流を強くオファーしている学校があることを契機として、2010年度を目途に実施に移すことができるよう学内調整を開始する。

カナダ中期留学についても一層の拡大充実を図るため、歴史の原点を同じくする東洋英和女学院大学及び静岡英和学院大学とタイアップし、3大学相互の学生交流も含めた活動を展開する。

また、留学生のサポートにあっては、地域を巻き込む体制、すなわち、ホームステイなどの受

け入れ先として留学生サポーターを組織化し、大学がこれを支援することで地域に根付いた国際文化交流を実現する手段のひとつとする。さらに、卒業後に日本で就職を希望する留学生が増えつつある現状を鑑みて、本学進路支援室との連携による企業訪問などの求人開拓活動を 2009 年度から開始する。

1. 4 通信制大学等

(通信制大学等)

Ⅲ. 1. 4. 1 【通信制の大学・学部における、実施している教育の内容、方法、単位認定、学位授与の適切性とそのための条件整備の適切性】

【現状説明】

本学では、通信制を実施していない。また今後の実施についても検討段階にはない。

2 修士課程の教育内容、方法

2. 1 教育課程等

【到達目標】

本学院の理念である「キリスト教の信仰に基づく人間形成」による社会及び地域への奉仕を実現するために、本研究科の教育目標である高度な専門性を要する職業人育成に向けた教育課程のさらなる充実を図る。

①社会の幅広い領域における心理臨床家としての人材養成を目指すため、的確かつ効率的に必要な学びを実現できるようにカリキュラム改編を迅速に実施する。

②社会人学生に配慮した教育課程編成の実現を目指す。

(大学院研究科の教育課程)

Ⅲ. 2. 1. 1 【大学院研究科の教育課程と大学院研究科の理念、目的並びに学校教育法第 99 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連】

Ⅲ. 2. 1. 2 【「広い視野に立って清新な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性】

【現状説明】

本大学院人間文化研究科臨床心理学専攻（修士課程）は一研究科一専攻である。「本大学院学則」第 1 条（目的）において、「キリスト教の信仰に基づく精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の能力を養い、併せて国際的視野に立つ指導者としてのよりよき社会人を育成することを目的とする」と大学院研究科の教育目標を定め、学校教育法第 99 条第 1 項及び大学院設置基準第 3 条第 1 項との適合性を確保している。そして、前記理念を基本としつつ、個人、家族、学校、職場などに始まり、福祉領域や医療領域までに至る人生の幾多の場面で直面する様々な心理的危機に対して、臨床心理学的支援を実践できる高度の専門的職業人を養成することを目指した教育課程を編成している。

本大学院の修了要件は、2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けたうえで修士論文の審査及び最終試験に合格することである（「本大学院学則」第 15 条）。修了に必要な科目数及び単位数は、「基幹科目群」から 6 科目 12 単位以上、「臨床科目群」から 5 科目 14 単位以上、及び「研究科目群」から 1 科目 2 単位以上並びに前記 3 科目群に関係なく 1 科目 2 単位以上の合計 13 科目 30 単位以上である。

1. 基幹科目群

「基幹科目群」は、臨床心理学の基礎及び実践に関する理論を踏まえた各領域の問題解決の方法を学ぶと同時に、学生各自の研究テーマに関連付けていくための科目であり、大別して「臨床と教育」、「方法と基礎」及び「生命と活動」から成る。

(1) 「臨床と教育」

「臨床心理学特論Ⅰ」においては、臨床心理学の歴史、人間理解のための基礎となる人格理論などを取り上げ、「臨床心理学特論Ⅱ」では、援助関係を中心とした実践のあり方と倫理並びに研究及び訓練における問題などを取り上げている。「発達臨床心理学特論Ⅰ」では、乳幼児期から始まる対人関係理論を、「発達臨床心理学特論Ⅱ」では、現代の青年期理解に不可欠な発達上の諸視点などをそれぞれ取り上げる。「障害者(児)臨床心理学特論」では、精神遅滞や広汎性発達遅滞を中心として、障害者(児)の行動理解、発達支援及び親の障害受容指導などについて考察する。「学校臨床心理学特論」では、いじめ、不登校などの諸問題について理解を深め、学校というコミュニティの特性を生かしたスクールカウンセラーのあり方及び学校支援方法などについて学習する。

(2) 「方法と基礎」

臨床心理学的活動を進めるにあたり必要となる基本的内容（「家族心理学特論」、「人格心理学特論」、「犯罪心理学特論」、「社会心理学特論」及び行政上の諸知識や法規上の問題を取り扱う「臨床心理関連行政論」）について学習する。

(3) 「生命と活動」

臨床心理学的活動を進めるにあたり、その理解を深めておくことが特に望ましい精神病理に関する知識を扱う「精神医学特論」及び「投映法特論」は活動の基礎であり、「心理療法特論Ⅰ」、「同Ⅱ」及び「同Ⅲ」においては、精神分析理論（人格理論及び治療理論）並びに心的外傷の理解及び援助などを取り上げて、活動の幅を広げることに寄与するものである。

なお、臨床心理学領域の研究及び実践を人間の一生に関わるものと捉え、それらがキリスト教信仰と同様の関心から出発していると考えことから、本大学院研究科の理念に基づく独自性の高い科目として、「人間性と宗教特論」及び「生と死の臨床特論」を開講している。

2. 臨床科目群

「臨床科目群」は、臨床場面での的確な援助を行うための実践に不可欠な基礎と実際を修得するための科目である。

「臨床心理面接特論」は、個人面接や集団療法などの理論及び基礎を学習する。

「学校カウンセリング演習」では、学校におけるカウンセリング活動に必要な対応方法などを、ロールプレイなどの技法を通じて学習する。

「臨床心理査定演習」では、各種の心理検査などの実習を通じて、アセスメント（査定）に関する目的と方法を実習する。

「臨床心理基礎実習」では、習得した知識や技術を実践に応用するため、臨床場面の観察を通して見立て及び方針などを予備学習する。具体的には、本学附属施設の心理臨床センター及び学外医療機関において実際の場面を経験するとともに、カンファレンスに参加し、個人またはグループによるスーパービジョンを受ける。また学内実習においては、1年次からカンファレンス及びインテーク面接への陪席並びにケースを担当し、2年次からカンファレンスへの出席（「臨床心理事例研究」）及び心理検査の担当を行う。ケース担当及び心理検査担当は、修了時まで各2ケース以上を経験することとしている。

「臨床心理実習」は、山梨県内を中心とする教育機関などにおいて、臨床心理士などの陪席

や指導のもとで実際場面に参加することで、スーパーバイザーの指導を受けながら見立てと治療方針の立案方法を学び、カンファレンスを通じて多角的観察方法などを学習するとともに、関係機関との連携のあり方などを実習する。なお、本実習に参加するには指定した科目（「臨床心理学特論Ⅰ」、「同Ⅱ」、「臨床心理面接特論」、「臨床心理査定演習」、「臨床心理基礎実習」など）が履修済みでなければならない。

3. 研究科目群

「研究科目群」は、実証的研究方法及び実践現場における研究方法に関して理解を深め、将来の方向性を念頭に興味ある臨床心理学的テーマについて研究する科目である。

「心理学研究法特論」では、実証的研究方法及び心理臨床の実践現場における研究方法について理解を深め、「心理統計法特論」では、心理学研究で用いる各種データ分析について学習し、研究での活用に備える。

「修士論文」は、学内及び学外実習で携わったケースに基づく事例研究、特定テーマに関する過去の学術論文をまとめる文献研究、調査等によるデータ収集に基づく実証研究のいずれかとして作成しなければならない。

以上の教育課程の効果的な履修及び教育目標における地域に貢献する人材養成の観点から、「大学院学生便覧」には、「教育現場心理職」、「福祉現場心理職」、「医療現場心理職」及び「臨床心理学研究職」のいずれかを職業として目指す学生のために履修モデルを提示している。

【点検・評価、長所・問題点】

本専攻開設当初は、スクールカウンセラーに代表する「教育現場心理職」への社会的要請がひととき高いものであったが、最近では「医療現場心理職」や「福祉現場心理職」、さらには産業カウンセラーに代表する「企業現場心理職」への人材養成を求める声が一段と強まりつつあることから、カリキュラムの充実を図るための必要な改編などを機敏に実施するとともに、学生の効果的な履修に寄与するため、重複した内容を抱える科目を整理統合するなどの措置を早急に行う必要がある。

【将来の改善に向けた方策】

上記指摘の具体策として、成人期以降の人生課題に対するカウンセリング及び職場不適應への現実的支援となる心理療法を取り上げることとし、とりわけ「企業現場心理職」において必要とする技法を学ぶ科目を充実させるため、「基幹科目群」の科目として、「心理療法特論Ⅳ」（来談者中心療法）及び「心理療法特論Ⅴ」（行動療法）を2009年度から新設する。

また、「臨床科目群」の中の「学校カウンセリング演習」及び「基幹科目群」の中の「学校臨床心理学特論」における内容の一部重複を、科目統合することにより解消することと判断し、2009年度から基幹科目「学校臨床心理学特論」として開講する。

Ⅲ. 2. 1. 3 【学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係】

【現状説明】

臨床心理の現場で必要となる実践的能力の習得には、大学院における高度な専門的知識や技能は不可欠であるが、一方で修士課程2年間での学習期間は短期に過ぎるともいえることから、学部教育から始まる一連の教育の必要を考え、本学人間文化学部人間文化学科における「心理カウンセリング」関連の開講科目との接続並びに継続的な教育研究の展開を図っている。つまり、本専攻の「基幹科目群」における開設科目を、学科の「専門科目群」における「基幹科目」区分及び「展開応用科目」区分に設置している臨床心理学領域関連科目の上位に位置づけ、専攻の「臨床科目群」における開設科目を、大学院における高度な専門的知識や技能を付与するための新たな科目として位置づけている。

【点検・評価、長所・問題点】

「1 学士課程の教育内容、方法」において記述している2009年度開始予定の新教育課程においては、卒業後の進路選択あたって一定の専門性を担保するための方法としてコース制を取り入れることとしている。臨床心理学に関連するものとしては、臨床心理士資格取得のために大学院進学を目指したり、行政、教育機関、一般企業などで臨床心理学を活かす人材を育成する「心理臨床コース」並びに心理学的サポートを学習し、ストレスの多い複雑化した現代社会を生きる人々をケアする人材を育成する「心理社会コース」を設置することとなる。

こうした新たな取り組みは、本大学院における教育内容及びその基礎となる学部における教育内容との関係を、学士課程から修士課程への一連の教育課程として一層明確かつ強固なものとすることに貢献する。

- Ⅲ. 2. 1. 4 【「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性】
- Ⅲ. 2. 1. 5 【修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係】
- Ⅲ. 2. 1. 6 【博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性】
- Ⅲ. 2. 1. 7 【博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性】
- Ⅲ. 2. 1. 8 【専門職学位課程の教育課程と、専門職学位課程制度の目的並びに専門職大学院固有の教育目標との適合性】

【現状説明】

本専攻は修士課程のみであり、該当しない。

(授業形態と単位の関係)

- Ⅲ. 2. 1. 9 【各授業科目の特徴、内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性】

(単位互換、単位認定等)

Ⅲ. 2. 1. 10【国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学院設置基準第15条）】

【現状説明】

本大学院の授業形態は講義系、演習系及び実習系授業科目に分けられる。講義系にあつては週1回1時限85分授業で半期2単位を、演習系にあつては1回1時限85分授業で半期1単位を、実習系にあつては1回1時限85分授業で半期3分の2単位を、それぞれ認定する。これは基本的に「基幹科目群」、「臨床科目群」及び「研究科目群（修士論文を除く）」のいずれにも共通している。

ただし、「臨床科目群」のうち「臨床心理査定演習」については、講義系授業科目としての内容・方法を主とする中に演習を加味し実施していることから、週1回1時限85分の通年授業で4単位を認定している。

「本大学院学則」第12条に基づき、他の国内外の大学院との協議に基づき、本大学院学生は当該大学院の授業科目を履修することができ、10単位を超えない範囲で修得単位として認定することができる。また、「同学則」第11条に基づき、本大学院入学前に他の大学院において修得した単位にあつても10単位を超えない範囲で認定することができるが、2004年度開学以降、いずれについても該当者がいない。

【点検・評価、長所・問題点】

授業科目の単位計算方法については、「大学院設置基準」第15条に準拠しつつ、本大学院の教育目標に照応して考慮し、適切に実施している。

本大学院の修了要件である30単位以上のうち10単位を超えない範囲で、国内外の大学院等での学修及び入学前の既修得について単位認定することは、「大学院設置基準」第15条に照らして適切といえる。

（社会人学生、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮）

Ⅲ. 2. 1. 11【社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮】

【現状説明】

本大学院では現在までのところ、社会人学生及び外国人留学生に配慮する教育課程を編成するには至っていないことから、そうした課程に基づいた教育研究指導上の配慮も実施していないが、2008年5月現在で在籍している学生のうち40%に相当する者が、就業中または就業経験者に該当する。

【点検・評価、長所・問題点】

県内唯一の臨床心理士養成機関を謳う大学院として、当該職種を希望する者は必ずしも大学新卒者だけでなく、寧ろ社会経験者とりわけ教育、福祉及び医療関係者として一定の経験を積み重ねた後にあらためて臨床心理学を学び直し、臨床心理士の資格取得を目指す者が多いと予想できることを重視する必要がある。このことは、外国人留学生にあつてもほぼ同様であるといつてよい。こうした観点

からの対策を講じる必要がある。

【将来の改善に向けた方策】

社会人学生として働きながら学ぶことのできる環境の充実を図るため、土曜日開講などの実現の可能性を模索する公式な場を設けて早急に検討する。

(連合大学院の教育課程)

Ⅲ. 2. 1. 12 **【連合大学院における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性】**

Ⅲ. 2. 1. 13 **【研究所等と連携して大学院課程を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性】**

【現状説明】

本大学院は、連合大学院又は連携大学院に該当しない。

2. 2 教育方法等

【到達目標】

- ・教育研究効果の測定方法を適切に維持し向上させるため、定期的に検証する体制を確立する。
- ・大学院教員としての教育研究能力の質的向上を図るため、FDの組織的展開を実現し推進する。
- ・大学院におけるFDの具体的取り組みの一環として、修了生に対して在学時の教育内容や方法などを評価させる仕組みを導入し、毎年実施する。

(教育効果の測定)

Ⅲ. 2. 2. 1 **【教育研究指導上の効果を測定するための方法の適切性】**

Ⅲ. 2. 2. 2 **【修士課程修了者の進路状況】**

(成績評価法)

Ⅲ. 2. 2. 3 **【学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性】**

Ⅲ. 2. 2. 4 **【専門職学位課程における履修科目登録の上限設定とその運用の適切性】**

【現状説明】

教育研究指導上の効果を測定するための方法としては、第1に各授業科目の成績評価であるが、「大学院学生便覧」において「履修の留意点と評価方法」として明記し、出席状況、平素の学習態度、発表活動、レポート、最終試験など複数の基準によって評価することとしている。

第2に、修士論文評価であるが、「Ⅲ. 2. 2. 5」において詳述したように、複数審査体制のもとで行う査読及び口頭試問並びに合議制による最終決定を経て評価するシステムとなっている。また、学外の臨床的場面における授業科目「臨床心理実習」(必修)を受講するにあたっては、複数の特定科目が受講済みであること、修了要件単位数の半分以上が履修済みであることなどを要件としていることから、効果測定の一方法と位置づけることができる。さらに、前記実習結果は学外実習先担当者(臨床心理士有資格者)による評価を含むことから、教育効果の判断材料としている。

さらに、本大学院は臨床心理学的支援を実践できる高度の専門的職業人を養成する教育課程を編成していることから、臨床心理士資格認定試験合格状況を教育効果の一指標としている。

財団法人日本臨床心理士資格認定協会による臨床心理士資格認定試験の本大学院修了者受験状況は、2005年度修了生にあっては受験者8名中5名合格(合格率62.5%)、2006年度修了生にあっては受験者15名中9名合格(合格率60%)、2007年度修了生にあっては受験者14名中12名合格(合格率85.7%)であった。

本専攻における進路状況結果も、効果測定の一手段であると考えている。2005年度末に最初の修了生を輩出してから全41名のうち38名が心理関連職種に従事しており、2名は本大学院の研修生及び他大学院博士課程への進学である。就職者38名のうち6名が常勤職、その他は非常

勤職であるが、複数の非常勤職を兼務している者が多いことがこの業界における特徴である。主な就職先は、病院、児童相談所、精神保健福祉センター、市町村機関（発達相談員及びスクールカウンセラー）、総合教育センター、心理相談機関（個人開業）、教員、産業カウンセラー、福祉施設、NPO などである。

厳格な成績評価を行うため、複数の評価指標をシラバスに明記し、多面的観点からの成績評価を行っていることは既述のとおりで、複数の教員が担当するオムニバス形式の科目にあっては、原則として各教員が出した成績評価の平均値を採用するが、必要に応じて合議を実施する。各評価指標の扱いは担当教員の裁量によるが、最終的には100点満点に換算し、A（100点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）、D（不合格：59点以下）とする評価基準に従って評価する。このことは、「大学院学生便覧」に明記している。

なお、本研究科は専門職大学院には当たらない。

【点検・評価、長所・問題点】

個々の教員による教育研究指導の効果測定に留まることなく、特に演習系及び実習系科目を主とする「臨床科目群」を中心に、複数の教員による評価を組み合わせ多角的に実施することは適切な方法であり、臨床心理学独自の特色を活かした効果測定方法となり得ている。一方で、その適切性を定期的に検証し、外部評価にも耐えうるものとして維持・向上を目指すシステムが確立していないことが指摘できる。

また、臨床心理士資格認定試験合格状況及び修了生の進路状況については、前者にあっては全国平均を上回る合格率をあげることを基準としている点に問題はないと考えるが、後者にあっては具体的な進路先よりも、修了生にとって大学院教育が現場でどのように活用できているのかを把握・分析することが重要である。

各評価指標をどのようなバランスで取り扱うのかは、授業科目毎の特性や担当教員の裁量に大きく依存している状況で、教員間の検討・調整の機会を設けないままに現在に至っていることは見直すべき課題といえる。

【将来の改善に向けた方策】

教育研究指導上の効果の測定方法に関する適切性を定期的に検証する体制を整備し、運用を開始する。

また、在学時に受けた教育内容などを修了生に評価させる仕組みを導入し、2009年度中に実施する。

成績評価法を授業科目の特性などを考慮しないままに均一化するには困難を伴うが、学生の立場を配慮することが重要であるとの考えに立ち、シラバスへの表記が一層詳細かつわかりやすいものとするべく担当教員間の調整を図り、できる限りのコンセンサスを確立する取り組みに2009年度中に着手する。

（研究指導等）

Ⅲ. 2. 2. 5 【教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性】

Ⅲ. 2. 2. 6 【指導教員による個別的な研究指導の充実度】

Ⅲ. 2. 2. 7 【学生に対する履修指導の適切性】

【現状説明】

本研究科の教育課程は既に詳述 (P. 41～43) のとおり、「基幹科目群」、「臨床科目群」及び「研究科目群」から成り、臨床心理学を活用する高度の職業専門人に求められる広範で専門的な知識、実践的能力及び研究能力を修得するための教育課程を体系的に展開している。

各授業においては、質問や意見を発すること、発表や報告を行うこと、事例検討や討論に加わることなど並びに学生の主体的な授業参加が求められることをシラバスに明記している。

「臨床科目群」の中の「臨床心理基礎実習」及び「臨床心理実習」は現場実習を主とする実践的な科目であるが、一定期間に集中して実施する実習を有益なものとするために、期間中のみならず事前学習及び事後学習についてもきめ細かく指導している。「臨床心理基礎実習」にあつては、特に十分な事前学習を行うことに留意し、臨床場面観察、模擬面接（ロールプレイ）などの基礎学習を経て、本学附属施設の心理臨床センターにおける陪席、インタビュー面接及びカンファレンスへの参加を経験してから現場実習に臨み、事後学習として現場実習の振り返りを行っている。また、「臨床心理実習」にあつては、実習中のスーパービジョンを重視し、事後指導として実習体験報告会を開催している。

研究指導は原則として1名の学生に対し同一の研究指導教員が2年間にわたって行う。研究指導教員は学生の希望に基づく研究題目に関する検討・調整を行い、大学院研究科委員会において審議し決定する。また修士論文指導の時間を設定し、学生との話し合いを通じて、研究計画の立案、研究実施上のアドバイス、データ分析と検討など、論文完成に至るまでの個別指導を行う。論文完成までの日程は以下のとおりで、入学時オリエンテーションにおいて学生に明示し、計画的に実施できるよう配慮している。

修士1年	4月	研究指導教員の決定及び研究開始
	10月	修士論文仮題目の提出
修士2年	5月	修士論文題目の決定
	6月	修士論文中間発表会（専任教員全員参加）において進捗状況等の発表
	1月	修士論文提出
	2月	論文審査及び口頭試問

修士論文中間発表会及び口頭試問への参加を学生に義務づけているが、前者においては研究指導教員以外の教員からも助言を受けることができる。

なお、本専攻は高度の専門的職業人の養成を目的とすることから、実習を中心とした実践教育を柱に据えているため、研究のための研究としての修士論文作成ではなく、実践教育の集大成としてまとめることで、より高度の臨床心理実践家としての活動を進展させる方針で個別指導を重視している。また、学生ひとりひとりに対して、専任教員の中の臨床心理士有資格者がスーパーバイザーとなり、それぞれの学生が本学附置施設の心理臨床センターにおいて担当したケースについて実践的個別指導を行っている。

履修指導は入学時オリエンテーションにおいて組織的に実施している。専任教員全員の出席

のもと、「大学院学生便覧」を活用して、本研究科における教育課程、履修方法、研究指導体制などについて説明する。履修登録の際には、修了要件及び臨床心理士資格認定試験受験条件を満たすよう指導している。また、臨床心理学という実践的な学問の特性を考慮し、授業の受講とともに学内及び学外における実習を重視することとしている。さらには、修士論文作成に向けた研究を並行して行う必要があることから、授業、実習及び研究に対する時間の使い方をバランスよく振り分けるよう指導している。

【点検・評価、長所・問題点】

修士論文作成のみならず、本専攻の特色である実践家養成の観点からの個別指導に重きを置いて、研究指導教員以外からも多面的に指導を受けることができる体制を確保し実現していることは評価できる。

履修指導にあたっては、全専任教員により組織的かつ緻密に行っていることは適切な対応といえる。

(医学系大学院の教育・研究指導)

Ⅲ. 2. 2. 8 **【医学系大学院における臨床系専攻の学生に対し、病院内外でなされる教育・研究指導とこれを支える人的、物的体制の充実度】**

Ⅲ. 2. 2. 9 **【医学系大学院における臨床系専攻の学生について、臨床研修と研究の両立を確保させるための配慮の状況とその適切性】**

【現状説明】

本大学院は、医学系大学院に該当しない。

(教育・研究指導の改善への組織的な取り組み)

Ⅲ. 2. 2. 10 **【教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））及びその有効性】**

Ⅲ. 2. 2. 11 **【「シラバス」の作成と活用状況】**

Ⅲ. 2. 2. 12 **【学生による授業評価の活用状況】**

【現状説明】

本大学院設置に向けた構想の中で、「FD推進委員会」（仮称）を設置し、活動の推進を図るために以下の取り組みを計画した。

(1) 評価制度の導入 ①学生による授業評価、②修了生による大学院教育の評価、③企業、関連諸機関及び他大学院などの外部評価一の実施と結果の公表

(2) 研修制度の確立 ①各教員の研究成果を発表し、相互啓発を行うなどの研究会の開催、②諸評価の結果に基づく教育研究方法の改善を検討する作業部会の設置

学部においては2008年度から組織的FDの取り組みとして「FD研究会」が発足し、大学院研究科所属教員を学部教員（教授1名を除く）が兼担していることから、当該研究会において研究成

果を発表し、教育研究能力の向上を目指して相互啓発を行う機会を得ているが、大学院独自の視点による具体的取り組みには至っていない。

シラバス（講義要項）は、「大学院学生便覧」の中に掲載し、科目ごとに授業のねらい、授業計画、履修の留意点と評価方法、使用テキストを記述している。記述量、評価方法の複数化などについては大学院担当教務委員が査読し、科目ごとの精粗をなくした。入学時及び進級時のオリエンテーション、履修計画の策定及び教員による教育研究指導場面などにおいて日常的に活用している。

学生による授業評価は各科目の最終授業時に、全科目を対象に実施している。集計結果の利用については教育研究指導方法などの改善・向上を目的として、各担当教員に配付するとともに、2007年度からは学生による自由記述に対する該当教員のレスポンスを文章化して、冊子としてとりまとめ、たうえで大学院学生全員が閲覧できるよう措置を講じた。

【点検・評価、長所・問題点】

2007年度改正「大学院設置基準」によりFDに関する組織的取り組みが義務化されたが、具体的方策のほとんどが未だ検討段階であることは看過できない問題である。

前記計画のうち、実現に至ったのは（1）①学生による授業評価のみで、結果をレスポンス付で公表していることは一定の評価ができる。

しかし、（2）①「FD研究会」は大学院独自の組織的活動には至っておらず、その他も未着手のままである。

シラバスに関しては、学生による授業評価において「シラバスの適切性」に対する評価結果は5段階における4.4（平均値）で、内容及び活用状況については現時点では概ね適切であると評価するが、本学ホームページへの公表が実現していない点は課題である。

【将来の改善に向けた方策】

「Ⅲ. 2. 1. 4」で述べたとおり、本専攻は学部学科を構成する学問分野のひとつである「心理カウンセリング」を基礎に置き、臨床心理学的支援を実践できる高度の専門的職業人を養成する教育課程である。学部教員が兼担によりほとんどを占める本専攻のスタッフは、まだ初期段階ながらもFDに関しては先行している学部の取り組みを最大限に活用することで、早急に具現化に向けた検討組織を立ち上げ、2009年度当初から活動を開始する。

また、2009年度シラバスをホームページ上に掲載することとする。

2. 3 国内外における教育・研究交流

【到達目標】

教育研究における国際交流推進のために、基本方針を策定する。

III. 2. 3. 1 【国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性】

【現状説明】

本研究科においては、国際的な教育研究交流に関する基本方針は未策定の状況である。また、外国人研究者を受け入れる規程がなく、本学が相互交流協定を締結している大学などとの教員交流や共同研究には至っていない。活動の実情としても、個人的な範疇での国際学会への参加や学会における国際交流に関する委員としての活動にとどまっており、組織的な動きはない。

【点検・評価、長所・問題点】

臨床心理学領域の学問水準が向上したことにより、現在では国際的な活動や交流も顕著になりつつある状況を踏まえると、基本方針を策定する必要性は十分認識している。早急に、基本方針及び活動の方向性を検討する必要がある。

【将来の改善に向けた方策】

相互交流協定校にあつては、大学院においても留学や研究者の交流が可能となるような条件整備として、2009年度までに「客員教員に関する規程」を制定し、外国人研究者を受け入れる態勢をつくる。そのうえで、2010年度までの実現を目指して基本方針を明確化する。特に、協定大学の臨床心理学関係教員からの学術交流の要請を踏まえて、まずは懇談の場を設け、交流を推進する礎とする。

また、協定大学以外にあつても、各教員の研究テーマに沿った幅広い諸分野との交流を目指して、積極的な参加を促進する。

2. 4 学位授与、課程修了の認定

【到達目標】

学位審査の客観性をより高めるべく、査読のある学内紀要に修了生全員の論文を毎年度掲載し、学外への発表を通じて評価を受ける環境づくりを実現する。

(学位授与)

Ⅲ. 2. 4. 1 【修士の学位の授与状況と学位の授与方針、基準の適切性】

Ⅲ. 2. 4. 2 【学位審査の透明性、客観性を高める措置の導入状況とその適切性】

(課程修了の認定)

Ⅲ. 2. 4. 3 【標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性】

【現状説明】

修士課程の修了要件は「本大学院学則」第15条のとおり、「大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること」である。また、課程修了の認定を受けた者には、「本大学院学則」第18条に基づき、学位（修士（臨床心理学））を授与する。このことは、「大学院学生便覧」に明記している。

修士論文の審査及び最終試験の審査基準は、①修士論文における主張が明確な根拠に基づき、根拠を論文に明記しているか、②論文における主張が深い考察に基づくのであれば、多面的観点からの検討が十分になされている筈であり、口頭試問において修士論文の内容を明瞭に提示し、教員の質問に的確に回答できるか、③心理臨床の専門家養成を目的とする本専攻にあっては、学生には高い臨床的コミュニケーション能力や臨床家としてあるべき姿勢の会得が望まれることから、それらをどの程度身に付けまた発揮できるか、④修士論文作成に向けた研究活動及び執筆に係る全過程における取り組み姿勢並びに作成の前提となる臨床活動への取り組み姿勢はどうであるかである。

2004年度に本大学院が開設して以来の3年間の学位（修士）授与状況は、大学基礎データ（表7）（P.165）のとおりで授与率89.1%となっている。

修士論文審査または学位授与認定審議は、「本大学学位規程」第3章（修士）に規定しているとおり、修士論文審査委員会及び大学院研究科委員会において行っている。論文審査及び口頭試問は、複数の教員から成る審査委員（研究指導教員による主査1名及び研究指導教員または研究指導補助教員による副査1名の計2名）で行い、審査報告に評価に関する意見を付して研究科委員会の審議に臨み、出席者の3分の2以上の賛成をもって学位授与の可否を決している。

また、研究成果を関連学会に発表することや、査読のある学内紀要（「山梨英和大学心理臨床センター紀要」）への投稿（任意）を促しこれを公表することにより、学位審査の客観性の確保に努めている。実績としては、「同紀要」創刊号（2005年度発刊）に4名、第2号（2006年度発刊）に5名、第3号（2007年度発刊）に6名の修了生の論文を掲載し発表している。

本専攻は、財団法人日本臨床心理士資格認定協会による「臨床心理士養成新1種指定大学院」であることから、臨床心理士資格認定試験受験資格を得るためには2年以上修業しなければならない。しかし、学生によっては資格取得を目的とするのではなく、「臨床心理学研究職」などを目指して入学するなどの場合も想定できるので、「本大学院学則」第15条のただし書きとして「在学期間については、大学院研究科委員会が優れた業績を上げたと認めた者には、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。」と規定し、標準修業年限未満での修了について認めている。

しかし、過去3年間の修了生輩出にあって該当者はいない。

【点検・評価、長所・問題点】

学位審査にあたっては、複数審査体制及び合議制を敷き実施していることから、透明性の確保を実現しているといえる。また、客観性を高めるうえでの措置の導入は、実績を積み上げつつある途上に位置している状況である。

標準修業年限未満による修了認定にあっては、規定上の「優れた業績」に関して明確な基準を定めていないことに課題が残る。

【将来の改善に向けた方策】

学位審査の客観性を一層高めるため、査読のある学内紀要に修了生全員の論文を毎年度掲載できるように、従来以上に研究指導に力を注ぐとともに、学生への促しを強化する。

上記「優れた業績」に関する明確な基準の設定を是非も含めて検討し、本専攻の現状における標準修業年限未満による修了認定の適切性を検証する。

(専門職大学院の修了要件等)

Ⅲ. 2. 4. 4 **【法令上の規定や当該専門職大学院の教育目標と、修了認定に必要な在学期間及び修得単位数との適合性】**

【現状説明】

本大学院は、専門職大学院に該当しない。

2. 5 通信制大学院

Ⅲ. 2. 5. 1 【通信制大学院における、教育研究指導方法・単位認定・学位授与の適切性とそ のための条件整備の適切性】

【現状説明】

本大学院は、通信制大学院に該当しない。

IV 学生の受け入れ

1 学部等における学生の受け入れ

【到達目標】

- ①学部の理念、目的及び教育目標に則った多様な学生を広く受け入れるため、学生募集方法及び選抜方法については適宜見直しを行い、充実を図るための具体策を速やかに実行に移す。
- ②入学者選抜基準の透明性を確保するため、受験生への成績開示及び合格判定基準の公表を実現する。
- ③退学防止策の一環として、入試、教務及び学生の3部所が連携して在学生の状況を把握し支援する体制を構築する。

(学生募集方法、入学者選抜方法)

- IV. 1. 1 【大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性】

【現状説明】

1. 学生募集方法の現状

(1) 高等学校訪問及びそれらに伴う大学案内の配付

本学の教育課程、キャンパスライフ、卒業後の進路などを紹介する大学案内を作製し、山梨県、長野県及び静岡県の高等学校などに訪問する際、本学に関する情報提供として配付し、併せて高校生の進学動向などについて情報収集を行っている。山梨県及び長野県にあつては、高等学校校長経験者を教育顧問に据えて特に重点的に活動を展開している。

(2) オープンキャンパス

オープンキャンパスを年間通算11回開催している。うち最も高校生などが集まる夏期(3回実施)には、長野県及び静岡県の主要駅に送迎バスを配置して動員の拡充を図った。主な内容は、模擬授業及び学内施設の体験、キャンパスツアー、個別相談への対応などで、学生食堂の試食を実施する回もある。近年は、本学学生がSA(ステューデント・アドバイザー)として来場者とコミュニケーションを図ることに力を注いでおり、親しみやすい大学をアピールするうえで有効である。開催の周知については、年間の日程情報などを掲載したポスターを作製し、山梨、長野、静岡及び新潟県内の各高等学校に配付するとともに、交通広告として電車内に掲載した。

(3) 進学相談会への参加及び出前講座の実施

山梨、長野、静岡3県における業者企画による高校生対象ガイダンス及び模擬授業に参加し、本学教員の出張講義内容を紹介する冊子を配付することで、特に山梨県内高校からは学校個別の企画として出前講座の依頼を受け実施するケースが増えている。

(4) ホームページ

本学の入試関連ホームページから資料請求可能な仕組みを整備するとともに、他の受験生用サイトにリンクを貼ることで、資料請求に結びつけている。

(5) 受験雑誌及び受験インターネットサイトへの大学情報の掲載

関東甲信越エリア版の受験雑誌を中心に大学情報を掲載している。受験インターネットサイトでは、パソコン向け及びケータイ向けに参画している。手軽な手段としてケータイからの資料請求が増えているため本学へのアクセス登録数は増加しているが、出願数には直結していない。

(6) テレビCM

本学周知用テレビCMを作製して、山梨県、長野県及び静岡県で放映した。

2. 入学者選抜方法の現状

入学者選抜方法は、指定校制推薦入試、山梨英和高等学校特別推薦入試、公募制推薦入試、一般入試（A日程及びB日程）、大学入試センター試験利用入試、AO入試、帰国子女特別選抜入試、社会人特別選抜入試及び私費外国人留学生特別選抜入試からなる。また、3年次編入学生の受け入れのため、指定校制編入学試験、公募制編入学試験、社会人編入学試験及び私費外国人留学生編入学試験を実施している。

(1) 推薦入試

①指定校制推薦入試

指定した高等学校における評定平均値が一定基準以上で、当該高等学校長から推薦を受けた生徒を対象に、面接結果に出願書類を参考として合否を決定する。募集人数は60名である。合格後に必ず本学に入学することを出願資格としている。したがって、本学入学を第1希望とする現役高校生を選抜する入試である。

②山梨英和高等学校特別推薦入試

同一学校法人内に設置する高等学校から、成績基準及び人数制限を設定せず、学校長が推薦した生徒を対象として面接で選抜している。本学の建学の理念に沿って多様な活動領域における指導的人物を目指すことのできる人材を選抜する入試である。

③公募制推薦入試

高等学校及び中等教育学校の出身学校長から推薦を受けた者を対象に、小論文及び面接結果に出願書類を参考として合否を決定する。募集人数は20名である。本入試は指定校以外の教育機関を含めて、広く推薦入学を受け付ける制度であることから、評定平均値などの成績基準を設けずに他大学との併願を可能としている。小論文においては与えられたテーマに対して自分の考えを表現できること並びに面接においては本学への志望理由を発言できることを選考基準に多様な学生を選抜する入試である。

(2) 一般入試

①一般入試（A日程）

「国語」、「英語Ⅰ・Ⅱ」、「世界史B」、「日本史B」、「地理B」及び「数学ⅠA」の中から2科目選択するとともに、うち「国語」及び「英語」からは最低1科目を選択する必要がある。1科目100点の合計200点の成績に出願書類を参考として合否を決定する。募集

人数は70名である。これは本学の中心的入試と位置づけているので、試験会場を県外にも4箇所設置し、受験科目も選択可能としている。また、本試験は特待生の選考試験を兼ねており、成績上位20%以内の者を特待生合格とすること並びに入学辞退者に対しては入学金も含めて全額返還を実施していることなど、他大学併願者が受験しやすい条件を整えている。この入試は基礎学力の高い生徒を選抜することを目的としている。

②一般入試（B日程）

「国語」、「英語Ⅰ・Ⅱ」による2科目入試で、1科目100点、合計200点の成績に出願書類を参考として合否を決定する。募集人数は20名である。受験機会の複数設定に配慮して、他の私立大学の合否結果判明後に出願できる時期に設定している。

(3) 大学入試センター試験利用入試

大学入試センター試験で2科目以上受験した者を対象に、本学の個別学力試験を課さずに実施する入試である。募集人数は、Ⅰ期が15名、Ⅱ期及びⅢ期が5名である。基礎学力は一定レベル以上の者が多い。

(4) A0入試

事前面談を場合によっては複数回繰り返しながら、受験生と大学側が相互理解を深めたうえでの出願を促すこととし、志望理由書、課題図書による小論文及び面接により審査することで受験生と十分向き合いながら選抜する。受験生の入学目的が明確化する入試であり、評価尺度の多元化を実現している。募集人数は50名である。

(5) 特別選抜入試

①帰国子女特別選抜入試

外国における教育経験を重視して科目試験を課さず、作文及び面接で選抜する。募集人員は若干名であるが、ここ数年は受験者がいない。

②社会人特別選抜入試

大学の地域社会への開放を考慮し、在家庭を含めた職業従事経験を重視して積極的に受け入れることとしている。作文及び面接で選抜する。

③私費外国人留学生特別選抜入試

日本国籍を有しない者で、外国において学校教育における12年の課程を修了した者を対象に、作文及び面接結果に出願書類を参考として合否を決定している。募集人員は若干名である。

(6) 編入学試験

①指定校制編入学試験

指定した短期大学学長が推薦した者を対象に、面接結果に出願書類を参考にして合否を決定する。本学では3年次編入学となるので、いずれの分野の科目を修得していても一括して62単位までを本学「共通教育科目群」及び「専門科目科目群」の中の「基礎科目」区分の科目を履修したものとみなして認定する。面接時には、本学における勉学目的（専門性）の確認を重視している。募集人数は5名である。

②公募制編入学試験

大学編入学の資格を持つ者を対象に、2008年度までにあつては、学士入学及び転入学を

含めて本入試で選考している。選抜方法は小論文及び面接で、募集人数は5名である。

③社会人編入学試験

大学編入有資格者であって、在家庭を含めた職業従事経験者を対象に、小論文及び面接結果に出願書類を参考として可否を決定している。生涯学習拠点としての大学の役割への期待に応えることとともに、類似の学問分野での学びあるいは就業の経験を活かして本学の専門分野を学びたいというニーズに応えている。募集人数は10名である。

④私費外国人留学生編入学試験

日本国籍を有しない者で、外国において学校教育における14年の課程を修了した者、または日本国内の教育機関で大学編入資格を取得した者を対象に、小論文及び面接結果に出願書類を参考にして可否を決定している。募集人員は若干名である。

[点検・評価、長所・問題点]

1. 学生募集方法について

各種の学生募集広報を実施した結果、第1の目的であったオープンキャンパス参加者の増加には貢献したものの、出願者数の増加には直結しなかったことから、オープンキャンパス参加時点から出願までの間の対応について一層効果的な方策を検討する必要がある。

2. 入学者選抜方法について

(1) 推薦入試

指定校制、同一法人設置高校特別推薦及び公募制それぞれの選考には特性があることから、位置づけは適切である。

指定校制については、2008年度入試から指定エリアを全国の全日制、定時制及び通信制高校に拡大し、推薦基準である評定平均値を一律3.2とした。このことにより、本学を第1志望とする入学目的及び学習意欲が明確になった学生を獲得できる体制が一層整ったといえる。

(2) 一般入試

幅広く設定した科目を選択して履修する本学の構成に照らし、一般入試においては、2科目選択、「国語」及び「英語」の2科目指定、小論文及び面接並びに大学入試センター試験科目それぞれによる多様な選抜方法があること、また受験機会の複数設定及び評価尺度の多様化の点から評価できると考える。

一方、“大学全入時代”を迎えたことで、入学者の学力低下及び減少は避けて通れない課題である。本学の教育目標に鑑みて、高等教育を希望する学生をすべて受け入れることの検討を始めることは意義深いと考える。受け入れ時点とともに、入学後の目的意識及び学習意欲の向上に資する取り組みを行うことは大学の基本的使命である。

(3) A0入試

入学前に目的意識や学習意欲の向上を促すことのできる唯一の入試制度として評価できる。

一方で、事前面談の標準化及び公正性の不備を指摘する声もある。ただし、事前面談は入試としての面接試験とは性格を異にすることから、機械的に統一した形式で実施するこ

とも馴染まないであろう。

(4) 私費外国人留学生特別選抜入試

教育目標の一環である異文化交流の観点から、積極的に外国人留学生を受け入れることとしているため、作文及び面接による選考は留学生に対して過度の負担を強いることなく受験を可能としている点は評価できる。同時に、面接においては日本語能力はもとより入学目的や学習意欲を十分に確認することで選抜方法としての意義を保持している。

(5) 編入学試験

日本の短期大学生の受験が年々減少する一方で、海外相互交流協定校の日本語関連学科からの日本への留学を望む受験生の割合が高くなっていること、また留学生と同様に意欲、能力ともに申し分のない社会人学生を積極的に受け入れているが、選抜方法はそれぞれの置かれた環境及びこれまでの経験を重視できる制度となっているので評価できる。

以上のとおり、それぞれの選抜方法によって、重視している受験生の側面が異なっていることから、多面的に判定する評価尺度の多元化及び選抜方法の多様化は実現しているといえる。

【将来の改善に向けた方策】

学生募集方法に関する課題に対しては、ホームページの積極的活用が有効である。2008年度から開始した本学ホームページの抜本的なリニューアルを急ぎ進め、コンテンツの充実を図ることで本学への出願者増に結びつける。また、大学案内などその他の広報媒体も含めて、従来以上に学生の目線に立ったコンテンツ作りを重視し、本学の魅力をわかりやすくアピールする。

A0入試における事前面談の標準化の是非については入試委員会で検討する。併せて、出願受付や選考時期を限定しないで随時実施することの可否についても検討する。

私費外国人留学生特別選抜に関しては、学習意欲が高く、経済的に良好な留学生を確保するため、海外の相互交流協定校が増えつつある中、協定校からの出願者数を増やすよう現地入試説明会などを精力的に実施する。

また、大学に入学後に短期間で退学する人たち（希望する教育内容との隔たりを感じるミスマッチによる退学者）などを受け入れ対象とする2年次転入学を、2009年度入試から導入する。

(入学者受け入れ方針等)

IV. 1. 2 【入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係】

IV. 1. 3 【入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係】

【現状説明】

本学の理念は「キリスト教信仰に基づく人間形成の教育を行なう」ことであり、教育目標は「キリスト教的精神を基礎とする国際性を特色とし、地域社会に貢献するとともに国際的に活動できる人材を育成すること」である。

現代社会の困難な状況に柔軟に対応して問題解決を図るには、豊かな人間性を持ちつつ、広い視野に立って物事を判断し行動できる、創造性に富んだ人材の育成が不可欠である。このこ

とから本学は、新しい時代の文化状況に対する深い人間理解に基づく多様な表現能力及びコミュニケーション能力を持ちつつ、様々な文化的活動に貢献できる人材を育成する教育研究の場を開設し、受験生の学力だけでなく、興味関心の幅広さ、感性の豊かさ、論理的な思考力及び表現力、勉学への意欲並びに将来像の明確さなど多岐にわたる評価尺度を用いて、多様な人材を受け入れることを方針としている。

本方針を踏まえて、選抜方法の多様化及び評価尺度の多元化のため、面接及び作文・小論文による評価並びにAO入試による受け入れに力を注いでいる。高等学校における教科科目の成績からだけでは一概に判断しきれない、個人の特性をも含めて評価できる選抜方法だからである。また、深い人間理解、多様な表現能力及びコミュニケーション能力などを育成するためにも、大学内に多様な考え方や価値観が混在する必要がある。そのためのひとつの方策として、積極的に留学生及び社会人を受け入れることとしている。さらに、高校生の受け入れにあたっては全日制普通科のみならず、職業専門高校、総合学科、定時制及び通信制高校からも幅広く多様な能力と履修歴を持つ学生を受け入れている。

従来、入学者の80%近くが本学の所在地である山梨県内の高等学校出身であった。地域に限られると、学生数確保の問題もさることながら入学者の地域的特性による均質化を及ぼすことも懸念される。幅広い地域からの入学者を増やすことが、受け入れ方針である多様性の観点からも望ましいと考え、2008年度入試に向けた広報活動においては、隣県の長野県及び静岡県に重点を置きつつ、両県からの受け入れ拡大を図った。

本学は、人間文化学部人間文化学科という一学部一学科の中に多様なカリキュラムを展開している。大別すれば、臨床心理学関係、情報及びメディア関係並びに言語（英語及び日本語）と文化に関する分野である。各学問分野は独立してその専門性を究めることを一義としているわけではなく、新たな時代における複合的な諸問題に対応するにふさわしい多面的な側面を持つ“人間文化学”という融合形として存在し、進化しようとするものである。こうした観点に基づく教育課程を学ぶにふさわしい能力や適性を備えているか、あるいはそれらを期待するに十分な資質や意欲を備えているかを見極めるうえでの受け入れ方針となっている。

【点検・評価、長所・問題点】及び【将来の改善に向けた方策】

2002年度の開学時から2006年度まで一定の入学者数を確保してきたことは、理念に基づく受け入れ方針により多様な能力及び履修歴を持つ学生を受け入れてきた成果であるといえる。今後の課題としては、限られた地域以外からの入学者を増やすべく、受け入れ方針の基本は継承しつつ、十分な成果を挙げる具体的方策の実現が急務である。

また、本学の入試の中心となる一般入試では受験科目を幅広く選択可能としているが、主要科目は「国語」と「英語」であり、入学後における情報教育のための「数学」の重要性を鑑みると、その扱いを検討すべき時期に来ている。

以上、2点の方向性を早急に検討し、2010年度入試への反映を目途に結論を出すこととする。

(入学者選抜の仕組み)

IV. 1. 4 【入学者選抜試験実施体制の適切性】

【現状説明】

入試委員会（入試部長ほか全 10 名の教員で構成）が入試実施要項を作成し、全学的体制で実施している。特に一般入試（A 日程）は全教職員をもって実施にあたり、その他の入試は分担実施している。

試験実施当日の監督者、面接担当者及び採点担当者は専任教員をもって充て、実施に際しての不測の事態には、学長、副学長、入試部長、学科を構成する 3 つの学問分野の運営責任者（以下「分野主任」という）及び事務部長で組織する入試本部が対応する。

選考審査資料の作成は入試委員会の中に設置している入試実務委員会が行う。合否判定の手続きについては、学長、副学長、入試部長、入試実務委員長、分野主任及び事務部長を構成員とする「予備選考会議」で作成した原案を、全専任教員を構成員とする「合否判定教授会」における審議を経たうえで、学長が決定する。

また、学生の受け入れに関する業務全般にわたり中心的役割を担う入試委員会は、常に運営内容や方法などを検証する機能を有しているが、教授会などの全学的体制による検証も併せて実施している。

【点検・評価、長所・問題点】

小規模な大学として全学的体制で臨む意識を関係者全員が共有して実施している。また、入試業務全般への専任教員の関与度が高く、“入口から出口まで”を高い専門性で裏付けようとする視点を持っていることが特徴である。このことが入学者と教員の間の人間的な繋がりに発展し、全人的教育の実現が期待できるものである。

課題としては、入試実施回数の増加に伴う業務過重を挙げることができる。

【将来の改善に向けた方策】

“大学全入時代”を迎えた現在、入学者選抜自体の意味が希薄化しつつある面も否めない。今後は、多彩な人材を受け入れるための評価尺度の多元性を維持しつつも、入学者選抜のあり方を簡素化、効率化する方向で業務負担の軽減を図り、学生生活支援の一層の充実に転化するよう改善策を検討し実現する。

IV. 1. 5 【入学者選抜基準の透明性】

IV. 1. 6 【入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況】

【現状説明】

多様な能力及び履修歴を備えた学生を受け入れるにあたっての各種選抜方法及び評価尺度を用いるにあたって、面接の場合は担当する教員 2 名が一定の項目に基づき実施・点数化し、小論文・作文は基準に沿って複数の教員が採点している。試験結果はすべて点数化し、調査書などの提出書類を審査したうえで合否を判定している。

受験生への成績開示及び合格判定基準の公表は、現在のところ実施していない。開示・公表内

容及び方法などについて、入試委員会において検討を継続中である。

入学者選抜結果の公正性・妥当性を確保するため、繰り返しになるが、試験結果及び合否判定基準をすべて点数化するシステムを導入している。また、試験問題の作成、試験監督対応、面接の実施、答案の採点及び合否判定資料の作成などの各段階において、複数の教員が担当することとしている。合否判定の手続きも既述どおり、予備選考会議及び合否判定教授会の審議を経て学長が決定することとなっている。

【点検・評価、長所・問題点】

受験生への成績開示及び合格判定基準の公表が未実施であることが、問題点として指摘できる。

【将来の改善に向けた方策】

受験生への説明責任を果たすため、まずは合格判定基準としてのボーダーラインを公表し、その他の基準（例えば、小論文・作文の採点基準）の公表も順次実施に移すこととする。併せて、成績開示についても早急に具体策を検討し、入試委員会を中心に取りまとめて2010年度入試から実現可能な範囲で実行に移してゆく。

（入学者選抜方法の検証）

IV. 1. 7 【各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況】

【現状説明】

学長が入試問題ごとに複数の担当者を選定し、責任者を決定している。担当者のグループは、入試実施日の1箇月前までに、チェックリストを用いて問題冊子や解答用紙に誤りがないことを確認し、実施当日は、試験開始と同時に問題チェック担当者により再度内容確認を行なっている。入試実施後には、次年度に向けて担当グループによる入試問題の検証を行うこととしているが、全学的システムを構築するには至っていない。

【点検・評価、長所・問題点】

入試問題検証システムの改善の必要性、緊急性を指摘する段階にはないと考えている。

（科目等履修生、聴講生等）

IV. 1. 8 【科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針、要件の適切性と明確性】

【現状説明】

科目等履修生の志願条件は、高等学校を卒業した者、または本学が適当であると認めた者である（「本大学科目等履修生規程」第2条）。募集は学期単位とし、選考は教務委員会が行い、教授会の議を経て学長が許可する。履修期間は1年以内とするが、継続して履修を志願する場合は、許可を得て1年ごとに延長可能である。科目等履修生には、あらかじめ履修可能な授業科目が示

され、そこから履修希望科目を選んで申請する。なお、実験、実習及び演習科目の受講を許可しない場合がある。科目等履修生が修得できる単位数は1年間に30単位を限度としており、学期ごとに単位を認定する。

聴講生については、本学と単位互換協定を締結している大学または短期大学に在学する学生が本学授業科目の履修を希望したとき、当該大学などとの協議に基づいて、特別聴講学生としての受け入れを許可している（「本大学特別聴講学生規程」第2条及び第3条）。

（定員管理）

IV. 1. 9 【学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性】

IV. 1. 10 【著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性】

【現状説明】

一学部一学科の本学は、入学定員250名、3年次への編入学定員20名であり、学生収容定員は、1,040名となる。

学生収容定員に対する在籍学生数及びその比率の過去5年間の推移は、2004年度915名で0.88倍、2005年度1,051名で1.01倍、2006年度1,072名で1.03倍、2007年度1,035名で1.00倍、2008年度993名で0.95倍となり、比率の平均は0.97である（小数点以下第3位四捨五入）。

入学定員に対する入学者数とその比率の過去5年間の推移は、2004年度277名で1.11倍、2005年度272名で1.09倍、2006年度259名で1.04倍、2007年度211名で0.84倍、2008年度206名で0.82倍となり、比率の平均は0.98である（小数点以下第3位四捨五入）。

編入学定員に対する編入学者数とその比率は、2007年度47名で2.35倍、2008年度21名で1.05倍となっている。

開学以来7年間にあつては、著しい欠員や定員超過が恒常的に生じていない。

【点検・評価、長所・問題点】

2002年度開学以降は2005年度をピークに入学者数が減少傾向となり、それに伴う学生収容定員に対する在籍学生数比率も2007年度を境に1倍を割ることとなったものの、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率はともに適切な範疇と考える。

【将来の改善に向けた方策】

本項において記述すべきことではないかも知れないが、今後の入学者減少に歯止めをかけるためにも、2009年度導入予定の新たなカリキュラムの展開を本学の魅力として確立し発展させるとともに、多くの受験生に共鳴を得られるよう、教職員が一丸となって全国を視野に入れた広報活動を積極的かつ効果的に展開していく。

（編入学者、退学者）

IV. 1. 11 【退学者の状況と退学理由の把握状況】

IV. 1. 12 【編入学生及び転科、転部学生の状況】

【現状説明】

学生が退学の意向を担当のアドバイザー（教員）に伝えると、アドバイザーは本人と面談を行い、退学理由、退学後の見通し及び休学を含めた就学継続の可能性などを検討する。最終的に退学を選ぶという結論に至ると、学生は教務部に退学願を提出する。係る審議は教務委員会で行った後、教授会の議を経て退学承認の可否を決定する。

退学者数（除籍者数を含む）及び在籍学生数に対する比率の過去3年間の推移は、2005年度は61名で5.8%、2006年度は60名で5.6%、2007年度は64名で6.2%である。退学の理由としては、「進路変更」、「就学意欲の低下」、「経済的理由」、「健康上の理由」の順に多い。そのうち「進路変更」を理由とする者は、専門学校をはじめとする他の教育機関への入学あるいは就職する場合が大半である。

本学の3年次編入学生の大半は外国人留学生で、全員が中国、韓国及びスリランカなどのアジア諸国出身者である。本学と相互交流に関する協定書を締結している大学及び短期大学、または学生募集委託契約を締結している日本語学校などから留学する者が大部分を占めている。

なお、転科、転部学生は、本学が一学部一学科であるので存在しない。

【点検・評価、長所・問題点】

学生が退学に至る過程において、一般的には出席状況にその兆候が現れる。本学では、アドバイザーが担当する演習科目を受講する学生（アドバイザー）が3週間連続して欠席すると、本人または保護者に連絡を取って状況把握に努めることとしている。このことにより退学を思い止まり就学継続に繋がった事例も少なからず存在する。それでも、本学の在籍学生数に対する退学者及び除籍者数比率は、全国的に見て高いといわざるを得ない。現在の対応方法が続けている限りにおいては、退学者数の減少を実現するのは難しいであろう。

【将来の改善に向けた方策】

退学者を防止する取り組みにおいて最前線に立つのはアドバイザーであることは間違いない。2009年度から実施予定の新たな教育課程においては、「基礎ゼミナール1」（1年次必修）及び「同2」（2年次必修）の担当教員が、2年間にわたって当該クラスに所属する学生のアドバイザーとなり、一貫した状況把握及び支援・指導を行う体制を整備する。併せてアドバイザーの活動を側面から支援するため、入試部、学生部（学生相談室を含む）及び教務部の3部所が連携して、個々の学生の各種情報（出身校、受験した入試形態、現在の生活環境、クラブ・サークル活動状況、出席状況、単位取得状況、面談経過及び面談内容など）を共有し迅速に対応するシステムを構築する必要があり、2008年度中に検討を開始し、2009年度中の実現を目指す。

2 大学院研究科における学生の受け入れ

【到達目標】

- ①入学者選抜基準の透明性を確保するとともに、大学院進学に相応しい優秀な人材獲得に繋げるため、受験生への成績開示及び合格判定基準の公表を実現する。
- ②社会人に配慮した教育課程編成の構築に向けた検討に合わせて、受け入れについてもシステム化を図る。

(学生募集方法、入学者選抜方法)

IV. 2. 1 【大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性】

【現状説明】

本研究科は、臨床心理学的支援の実践を行う高度の専門的職業人を養成することを目的としている。この目的を達成するためには、高度な専門教育を受けるに適した人材を受け入れる必要があることから、臨床心理学を中心とした心理学の基礎的知識を習得し、外国語文献を講読する語学力を備えた、心理臨床家に求められる人格的素養をもつ人材を受け入れることを方針としている。

1. 学生募集方法の現状

学生募集は本学ホームページ上での情報提供、大学案内の中の大学院紹介、オープンキャンパスにおける大学院入学相談コーナーの設置などとともに、業者が企画する大学院相談会への参加、心理学科または臨床心理学科のある全国の大学への募集要項の送付や本学学部生向け大学院入試説明会の開催などにより行っている。

2. 入学者選抜方法の現状

本研究科における入試制度には、一般入試及び内部特別入試がある。一般入試は毎年9月にⅠ期を、2月にⅡ期をそれぞれ実施している。募集人数は12名である。

一般入試は、専門科目試験、一般英語、口頭試問及び書類審査により行い、総合判定している。専門科目試験では心理学全般に関する専門的知識を、一般英語試験では研究活動に必要な基礎的英語能力を、それぞれ審査する。3名以上の大学院専任教員が実施する口頭試問では、臨床心理学に関する知識、卒業論文の内容、研究計画、研究及び臨床心理実践家となることに対する意欲や展望などを問い、一定の評価項目に基づき採点する。

受験生に対する入学試験に関する情報（成績、合格判定基準）の開示・公表は現在に至るまで実施していない。情報開示の可否及び公表の程度に関しては検討を継続中である。

なお、本大学院の志願者数、合格者数、入学者数の推移は大学基礎データ（表18-3）(P.178)に示すとおりで、入学定員に対する入学者数の比率は過去5年間平均で121.7%であり、入学定員数を上回っている。

【点検・評価、長所・問題点】

課題としては、学部同様に受験生への成績開示及び合格判定基準の公表が未実施であること並びに学生募集方法の種類や広報量が不十分であることを指摘できる。

【将来の改善に向けた方策】

受験生への説明責任を果たすため、合格判定基準としてボーダーラインの公表及び成績開示について速やかに検討結果を示し、2010年度入試から条件付きであっても実現可能な範囲で実行に移すこととする。

また、学生募集方法の充実を図るため、本学ホームページのコンテンツを見直し、併せて大学院受験雑誌などの広報媒体を活用した展開を図ることとする。

(学内推薦制度)

IV. 2. 2 【成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性】

【現状説明】

成績優秀な本学学生に対する本大学院進学への機会及びそれに伴う動機づけを与える方策が必要であると判断して、2008年度から内部特別入学試験を開始した。本試験は厳密には推薦制度ではないが、受験資格は本学在学4年生のうち、成績上位10%以内で心理学専門科目全38科目のうち17科目以上を履修し、さらにその中の80%程度以上の科目においてA(80点)以上の成績を修めた者に与えられる。口頭試問及び書類審査によって総合的に判定する。口頭試問は、一般入試と同様の内容及び採点方法である。

2008年度にあつては本学4年生7名が受験し、3名が合格し入学した(2008年度入学者14名の21%に当たる)。

【点検・評価、長所・問題点】

本学は一学部一学科であると同時に臨床心理学の専門領域に特化した学科ではないので、受験資格として心理学専門科目に関する履修条件を課したことは、問題ないとする。内部特別入試で進学した学生は、卒業研究をさらに発展させた修士論文を計画するなど、学部からの継続性をもって意欲的な研究活動を行うとともに、慣れた環境の中で積極的に実践活動に取り組むことができる。

課題は、成績上位10%以内という評価基準を満たしているか否かについて学生自身にはわからないことから、受験資格の有無を判断できないことにある。

【将来の改善に向けた方策】

受験資格の透明性を高めるとともに、進学意欲をもつ学生に具体的な目標値を提示することにより学習意欲を促し、優秀な人材獲得に繋げるため、2010年度からは学生自身が判断可能な受験資格条件として、「GPA3.0以上」の項目を設定する。

(門戸開放)

IV. 2. 3 【他大学、大学院の学生に対する「門戸開放」の状況】

(飛び入学)

IV. 2. 4 【「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性】

【現状説明】

本大学院では、あらゆる他大学及び大学院の学生に対して門戸開放を実現している。受け入れにあたっての制約や入学後における取り扱いの差異などはまったくない。なお、過去5年間の入学者数に対する他大学などの出身者割合は50%から67%の範疇である。

なお、本大学院に「飛び入学」の制度はない。

(社会人の受け入れ)

IV. 2. 5 【大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況】

【現状説明】

社会人入試制度はなく、入学定員の中に社会人枠は設けていないが、入試科目として専門英語ではなく一般英語を課している点は、社会人学生受け入れのための配慮である。実際には、本大学院が開設以来、毎年のように社会人学生（現職者のみならず経験者を含む）として入学している者がいる。2008年5月現在在籍している学生30名のうち12名（40%）がこれに該当する。

【点検・評価、長所・問題点】

「Ⅲ. 2. 1. 11」(P.45～46)における記述のとおり、とりわけ現職の社会人学生が働きながら学ぶことのできる、よりよい環境づくりへの配慮と対策が必要である。社会人学生に配慮した教育課程の編成に併せて受け入れシステムを構築することが望ましい。

【将来の改善に向けた方策】

現職の社会人が自らの経験を通じて、あらためて高等教育機関において学びたいとの要請に応える義務を再認識し、独自の教育課程を編成するための取り組みへの着手に伴う形で社会人受け入れに関するシステム作りを開始する。

(定員管理)

IV. 2. 6 【大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率及び学生確保のための措置の適切性】

IV. 2. 7 【著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性】

【現状説明】

本大学院の収容定員は1学年12名の総計24名である。2008年5月1日現在、在籍学生数は

30名（2008年度入学生14名、2007年度入学生15名、2006年度入学生1名）であり、収容定員に対する在籍学生数の割合は、125%となっている。学生確保のための措置としては、既述のとおり、内部特別入試を制度化したこと並びに周知の展開及び山梨県内における唯一の臨床心理士養成大学院として地域からの要請に応えるべく各種支援活動を講じていることなどが主である。

本大学院では現在のところ、著しい欠員ないしは定員超過は生じていない。

【点検・評価、長所・問題点】

臨床心理士に対する社会的ニーズは依然高く、学生確保のうえでの強みのひとつである。

また、大学院の教育研究に重要な役割を持つ本学附置施設の心理臨床センターを中心とした継続的な地域貢献活動を展開することと教育内容の一層の充実化が、志願者及び入学者の確保に寄与することと考える。

V 学生生活

【到達目標】

健康で充実した学生生活を送ることができるように学生を支援するため、以下のことを行う。

- ①経済的に安定したうえで学生生活を継続できるよう、奨学金制度を拡充し、効果的に支援する。
- ②学生が心身の健康を保持し、安全に勉学及び研究を行うため、アドバイザー、カウンセラー及び保健師の連携を中心に組織的取り組みを展開する。
- ③学生支援の効果を上げるため、アドバイザー制実質化などの学生と大学との繋がりを強化する体制を構築する。
- ④適切な進路選択を支援するため、キャリア意識の形成や必要なスキルを獲得する方策を強化する。
- ⑤課外活動を活性化及び高度化するため、学生の主体性を涵養するための支援を実施する。

(学生への経済的支援)

V. 1 **【奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性】**

V. 2 **【各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性】**

【現状説明】

本学在籍学生に対して実施している経済的支援には、特待生制度、奨学金制度及び外国人留学生授業料減免制度の3種類がある。

特待生制度は、入学試験において一定の成績をおさめた入学者（P. 57～58 (2) ①一般入試（A日程）参照）を対象に、授業料の半額を2年間減免する制度である。

奨学金制度には学業成績重視の選考基準をもつ給付型及び学資支弁者の経済的理由を優先的に考慮する貸与型がある。また、前述の特待生制度利用学生のうち奨学金を希望する学生については、3年次生または4年次生にそれぞれ進級する際の申請に基づく資格審査を経ることで採用されると、年額440,000円（2008年度現在2年次以下の学生は年額425,000円に改定予定）が給付される。2008年度からは、日本国内における自然災害により被災し、経済上就学が困難になった学生に対して給付する奨学金を新たに制定したところである。

なお、半期ごとの学費を3分割して納入可能な分納制度及び学費納入期限を最大2箇月間延長できる延納制度を併設している。

外国人留学生授業料減免制度は、本学と相互交流に関する協定書を取り交わしている大学及び短期大学に在学または卒業の私費留学生にあっては600,000円、それ以外の私費留学生にあっては350,000円の減免を行う制度である。

各制度の概要は、以下のとおりである。

1. 特待生制度

名 称	減免金額	対象学年	単年度人数枠
山梨英和大学特待生制度	440,000 円	1 年生 2 年生	10～20 名
	(現 2 年生以降にあっては 425,000 円)	3 年生 4 年生	制限なし

2. 奨学金制度

	名 称	給付/貸与	金 額	対象学年	単年度人数枠
本 学 奨 学 金	山梨英和大学 給付奨学金 A 種	給付	授業料半額相当	2 年生 3 年生 4 年生	各学年 1 名計 3 名
	同上 B 種		授業料 1/4 相当	2 年生 3 年生 4 年生	各学年 2 名計 6 名
	山梨英和大学給付 奨学金 A 種(大学院)	給付	授業料半額相当	2 年生	1 名
	プリムローズ会 奨学金	給付	年額 250,000 円	2 年生 3 年生 4 年生	各学年 2 名計 6 名
	山梨英和大学 貸与奨学金	貸与	授業料半額相当	全学年	制限なし
	山梨英和大学 自然災害被災学生 特別奨学金	給付	被害程度により当 該学期授業料全額 または半額相当他	全学年	制限なし
外 部 団 体 奨 学 金	赤尾育英奨学会	給付	月額 40,000 円	入学年次	2 名以内
	ロータリー米山 奨学金	給付	月額 100,000 円	3 年生 4 年生	1 名
	日本学生支援機構 第 1 種貸与奨学金	貸与	月額 54,000 円 月額 64,000 円	全学年	12 名前後
	同上 (大学院)		月額 88,000 円	全学年	3 名前後
	日本学生支援機構 第 2 種貸与奨学金	貸与	月額 30,000 円 月額 50,000 円 月額 80,000 円 月額 100,000 円 月額 120,000 円	全学年	20 名前後
同上 (大学院)	月額 130,000 円		全学年	1 名程度	

	私費外国人 学習奨励費	給付	月額 50,000 円	全学年	15 名前後
--	----------------	----	-------------	-----	--------

3. 外国人留学生授業料減免制度

名 称	金 額	対象学年	人 数
外国人留学生授業料減免制度	600,000 円(提携校)	全学年	全私費外国人留学生
	350,000 円(非提携校)		

それぞれの 2007 年度実績は、大学基礎データ（表 44）（P. 225）のとおりである。

各種制度へのアクセスを容易にするための情報提供は、「キャンパスガイド（学生便覧）」に掲載するとともに、毎年 4 月に実施するオリエンテーションで詳細に説明し、さらに学内掲示板を利用して周知徹底を図っている。

【点検・評価、長所・問題点】

近年の経済状況を反映して、奨学金制度にあっては特に給付型奨学金に対するニーズが大学院生も含めて非常に高まっていることから、本学独自の給付制度 3 種類及び学外給付制度 4 種類を整備していることは評価できる。ただし、必ずしも採用人数枠が多くないことから十分とはいえない。一方の貸与奨学金に関しては、よほど学業成績が芳しくない場合を除いては、ほぼ全員を採用している。

また、外国人留学生に対する授業料減免制度は大きな経済的支援となっている。

今後は、従来のような学費捻出の支援のみならず、学生のキャリアアップや留学を支援するための制度について検討する必要がある。

学生への情報提供に関しては、従来からの掲示板による連絡が行き届かずに見落とすなどの事例も出始めているので、対策が必要である。

【将来の改善に向けた方策】

給付奨学金に関しては、採用人数を増やすことが望ましいが、学内では財源確保が難しいため、中・長期的な展望で取り組む必要があり、例えば同窓会などに対して新たな奨学金制度を設立するよう協力を求めることとする。

学費補助のみを目的としないで学生のキャリアアップあるいは留学を支援するための制度として、金融機関と連携した奨学金ローン制度を 2009 年度に向けて設立することとする。これは、従来の奨学金制度を補完するうえで効果的である。また、融資使用用途を限定していることと無担保というメリットもある。

さらに、奨学金に関する情報提供を効率的に実施するため、本学ホームページを活用した体制を 2009 年度中の実現に向けて整備を進める。

（生活相談等）

V. 3 【学生の心身の健康保持、増進及び安全、衛生への配慮の適切性】

V. 4 【生活担当部署の活動の有効性】

【現状説明】

学部生及び大学院生の健康保持、増進及び安全、衛生への配慮については、主として学生部所管の保健室と学生相談室が中心となっていて行なっている。

健康管理及び増進並びに衛生面の責任を担っている保健室では、看護師（1名）が健康に関する相談、病気や怪我への応急処置や健康教育などを行っている。開室時間は原則として午前8時30分から午後5時までである。保健室利用に関する詳細を「キャンパスガイド」に掲載し、4月のオリエンテーション時に周知の徹底を図っている。

学校保健法に基づく定期健康診断は、毎年3月下旬に在学学生を、4月に新入生をそれぞれ対象として実施している。身体計測（身長・体重）、胸部X線間接撮影、視力及び聴力検査、内科診察、尿検査が内容である。2008年度学部生の受診率は83%（1年生99%、2年生84%、3年生90%、4年生68%）、また大学院生の受診率は94%（1年100%、2年生88%）であった。

健康教育としては、体調管理及び栄養に関するアドバイスなどを定期的に行っている。また、感染症予防などに関する注意喚起を、電子掲示板やホームページなどを通じて行っている。

2007年度には大学内にAED（自動体外式除細動器）を設置し、心臓麻痺などの突発的な疾病に対応できるよう、教職員や学生を対象とした講習を行っている。

近年は、勉学や学生生活上のみならず心身の悩みを抱える学生が増加している。相談及び指導に関しては、学部学生を対象に教員が担任として助言を行うアドバイザー並びに学生相談室に常駐する臨床心理士資格を有するカウンセラー（3名）を配置して対応にあたっている。前者は、オフィスアワーなどにおいて、履修、研究、進路及び学生生活一般に関する相談に応じ、後者は主として心理相談に応じている。また、保健室に学生相談室の役割を求めて来室する学生が徐々に増えつつあることを特徴としている。なお、学生相談室に併設して「多目的ルーム（通称：憩いのスペース）」を設置し、主に学生の寛ぎの場として活用している。学生相談室利用の詳細は「キャンパスガイド」に掲載し、4月のオリエンテーション時に周知を図っている。

これら学生生活全般に対する支援活動については、毎月開催の学生委員会において総括や対策の検討などを実施している。

最近の傾向として発達障がい、あるいは精神的な疾病などを抱える学生が入学する状況があり、教職員（あるいは必要に応じて学生）全体の理解の共有及びこれに伴うサポート体制が不可欠であるため、2007年度から「学生支援推進会議」を設置し、関係学生に係る情報共有及び具体的対応に当たることとしている。その一環として、特別なケアを必要とする学生の指導の一助とするために、「発達障害のある学生ガイドブック」（市販）を教職員に配付し勉強会を開催した。

【点検・評価、長所・問題点】

アドバイザー制度は、教員間で役割に対する共通理解が不十分なため、指導状況に濃淡が生じ、支援の効果が薄れていることを指摘できる。

顕著に増加する心身の不調を訴える学生及び各種の障がいを抱える学生への効果的対応を実施するため、中心的役割を担うアドバイザー、カウンセラー及び保健室の情報共有に始まる連携強化を一層徹底する方策の策定が急務である。

また、保健室活動として、健康教育及び啓発活動の拡大及び充実を図る必要がある。

【将来の改善に向けた方策】

1. 2009年度から開設予定の新教育課程において、「アカデミックリテラシー」、「基礎ゼミナール1」及び「同2」（いずれも必修）のクラス担当者がアドバイザーの役割を担うこととなり、それに向けて教員間の共通理解を徹底する。また、授業以外での学生との接点確保を実現するため、オリエンテーション及びオフィスアワーなどを有効活用するシステムの構築を図る。
2. 「IV. 1. 11」における【将来の改善に向けた方策】において既述（P. 65）のとおり、最前線となるアドバイザー活動を側面から支援するため、部所間連携による学生情報の共有システムを構築するとともに、学内外の専門家によるスーパービジョンや学外専門機関との連携体制の確立を、2008年度中に検討を開始して、2009年度からの実現を目指す。
3. 健康教育及び啓発活動については、具体的には麻疹やインフルエンザ予防などタイムリーな情報の提供並びにアルコール、喫煙及び性感染症などに関する講演会などの開催、また健康に関するアンケートの実施及び結果に基づく指導・助言などの実施により充実を図る。

V. 5 【ハラスメント防止のための措置の適切性】

【現状説明】

本学においては、教職員の教育、研究または就業における公正の確保、教職員及び全学生の利益の保護並びに教職員の職務効率及び学生の学習効率向上を図ることを目的として、2002年度に「セクシュアルハラスメントの防止等に関する規程」並びにハラスメントの防止及び排除のための「セクシュアルハラスメント防止委員会規程」及びハラスメントに起因する問題が生じた場合の適切な対応措置のための「セクシュアルハラスメント調査委員会規程」を制定し、2006年度にアカデミックハラスメントなどを含む内容に改めた「ハラスメントの防止等に関する規程」、「ハラスメント防止委員会規程」及び「ハラスメント調査委員会規程」を整備した。

現在は「ハラスメントの防止等に関する規程」に基づき、ハラスメントに関する苦情の申し出及び相談に対応する12名の相談員（宗教主任1名、学生委員会委員（教員）4名、学生部職員3名、教務部職員2名及び教授会承認に基づく教員2名）が窓口となっている。また、学生及び教職員への啓発活動の一環として、「ハラスメントについての相談ガイドライン」を作成し、全員に配付している。

【点検・評価、長所・問題点】

ハラスメントに関する予防及び対応システムは完成をみたところであるが、啓発活動に関してはまだ端緒についたばかりであり、特に学生への啓発活動は十分とは言えない。学生に説明する機会は主に4月のオリエンテーション時のため、多くの学生がハラスメントという言葉は知っている、実際の理解には至っていないのが現状であろう。相談員に関する周知も完全徹底とはいえない状態であることから、環境整備が急務である。

【将来の改善に向けた方策】

1. 2009年度開設予定の新教育課程における「アカデミックリテラシー」（1年次・必修）の中で、ハラスメントに関する理解促進を実施する。
2. 学生及び教職員に対する啓発活動として、ハラスメントに関する意識調査及びハラスメント防止に関する講習会を2009年度までに実施する。
3. 本学ホームページなどにハラスメントに関する相談ガイドライン及び相談員を早急に掲示し、ハラスメント理解を促す環境を整える。

(就職指導)

V. 6 【学生の進路選択に関わる指導の適切性】

【現状説明】

2002年度の開学にあたって、前身である山梨英和短期大学時代には学生課に設置した就職担当部所が進路支援室として独立して以来、就職以外の進学などを含む幅広い進路選択を支援している。進路支援室の目標は学生ひとりひとりに現実的な将来設計の構築を促し、展望のある進路選択をサポートすることである。この目標を実現するため、主要な活動目標を「低年次からの進路意識の育成」と定めて、以下の4点について重点的に取り組んでいる。

1. 学生個々の進路意識の掌握

学生の進路に関する動向をなるべく早い時点から把握するため、「進路登録カード」及び本学オリジナルの「キャリアデザインノート」を全学生に配付し、進路意識の推移を確認している。「進路登録カード」は、毎年4月に実施するオリエンテーション時に記載内容を更新し、学生の進路希望を確認する。併せて、「就職・進学の手引き」を4年次生に配付し、就職活動の進め方及び各種手続方法などの理解を深めるよう促している。また「キャリアデザインノート」については、学生の記述内容に対して進路支援室がコメントを付して返却することで、密接なコミュニケーションを行っている。

2. キャリアデザインの実践

「キャリアデザインノート」を活用して、学年ごとにキャリアプランニング及びライフプランニングに関する実践指導を行っている。同時に、正規科目「キャリア開発」（選択）において自己のキャリアプラン構築法を学ぶ機会を提供している。

3. 保護者との連携

今日の学生にとって進路選択における保護者の存在は大きな影響を与えている。一方で、就職活動の現状を正しく理解している保護者の数が少ないことも事実であろう。この観点から、「進路支援室だより」を年2回発行し、保護者あてに進路関係情報の周知を図っている。また、保護者対象進路説明会を開催して就職活動関連情報を提供するとともに、3年次生対象の三者（学生、保護者、大学）面談を行い、共に考える機会を設定している。

4. 各種就職指導の展開（詳細はP.77～78 「V. 7」参照）

就職希望者を対象とした進路ガイダンスなどを開催し、きめ細かい就職指導を展開している。なお、大学院生に対する進路支援については、現在のところ研究指導教員が中心となって行

っているが、主に学生の自主性に委ねている状況である。

[点検・評価、長所・問題点]

1. 学生個々の進路意識の掌握

「進路登録カード」と「キャリアデザインノート」の導入により、学生が大学に求めることや自身の抱く将来像を把握できることとなり、学生の進路意識を把握するうえで効果を発揮している。ただし、「進路登録カード」、「キャリアデザインノート」いずれも未提出者がおり、特に後者の提出率は学年進行に従って減少することから、適切な進路指導のためには提出率を向上させる必要がある。

2. キャリアデザインの実践

「キャリアデザインノート」の導入により、キャリアプランニングやライフプランニングに対する意識は明らかに高まっているが、有効に活用するにはアドバイザー（教員）の協力が不可欠であり、これまで以上に実効性を高める体制作りに取り組む必要がある。

学習や資格取得などについては、各学年でほぼ同一の記述を求める形式のため、より進路意識を高めるために学年に応じた記述内容に改善することなどが必要である。

現在1、2及び3年次生を対象とする「キャリア開発1」から「同5」までのカリキュラムは、実践的にキャリアプランニングに取り組めるよう配慮してあるが、今後も内容をさらに充実させるとともに、現在すべてが選択科目であるので、一部でも必修科目として位置づけることが必要である。

3. 保護者との連携

2007年度開催の保護者対象進路説明会にあつては69組116名が参加し、また三者面談にあつては134組が参加するなどの実績をあげている。今後とも内容面の充実を図るとともに、参加者数を増やすための工夫を要する。

大学院生からは、進路支援室に対する就職活動へのサポートを求める声が年を追って増えつつあるので、これを踏まえた対応策を考えなければならない。

[将来の改善に向けた方策]

2009年度からの新教育課程の目標のひとつに、「将来に繋がる専門知識や職業能力の育成に結びついたキャリア形成教育の仕組みを構築する」として進路支援に関することを掲げていることから、以下の措置を講ずることとする。

1. 学生個々の進路意識の掌握

「進路登録カード」や「キャリアデザインノート」の提出率を高めるため、学生への配付及び回収方法を改善する。また、最近ではホームページ上で関連情報を収集・蓄積して進路支援に生かすシステムが開発されていることから、導入の可能性を検討する。

また近年にあつては卒業後に日本で就職を希望する留学生が増加していることから、留学生サポートの充実のために国際交流センターと連携を図り、留学生にあつては特に低い「進路登録カード」の提出率を高めるための対策を実施する。

2. ライフプランニングの実践

「キャリアデザインノート」の内容改善として、学年に応じた記載内容を設定するとともに、各自が自主的に進路を考えるための素材を提供する。

3. 保護者との連携

保護者との接触機会、例えば毎年5月に開催する大学後援会総会あるいは9月に開催する父母懇談会などを捉えて、積極的な働きかけを実施する。

また、大学院と進路支援室との連携体制の強化を図り、大学院生に対する各種関連情報の提供及びこれに伴う指導・助言を充実させる。

V. 7 【就職担当部署の活動の有効性】

【現状説明】

2005年度に4年間在籍した学生としては最初の卒業生を輩出し、以後2007年度までの3年間の求職者数、内定者数及び内定率は下表のとおりである。

対象年度	求職者数	内定者数	内定率
2005年度	146名	119名	82%
2006年度	140名	132名	94%
2007年度	153名	142名	93%

就職支援担当部署である進路支援室では、前年度並の採用状況が続くと仮定した場合には前年度以上の内定率を達成することを目標としている。よって、以下について重点的に取り組んでいる。

1. 進路ガイダンス

各学年を対象とした進路ガイダンスを随時実施している。特に、3年生対象進路ガイダンスを頻繁に開催して（22回／年）、自己分析、企業研究、履歴書作成、面接指導など就職活動に直結する実践的な指導を「就職・進学の手引き」を活用しつつ行っている。参加人数はテーマによって異なるが、2007年度は平均25名程度であった。

就職活動が本格化する毎年2月には、本学に山梨県内外の企業担当者を多数招き、「学内企業合同ガイダンス」を開催している。2007年度には72社の企業が参加した。

2. 就職対策勉強会

毎年度後期の月曜日（隔週）に、1、2及び3年次生を対象とした「就職対策勉強会」を開催し、企業人や卒業生などを招いて現場の声を聴く機会を設けている。2007年度は平均して10名程度が参加した。

3. インターンシップ

企業などでの就業体験「インターンシップ」を、夏期休業期間中に2年次生及び3年次生を対象に実施している。2007年度の参加学生数は27名であったが、3年次生総数（留学生及び社会人を除く）の12.7%に当たる。

主な実施先は、地方公共団体、図書館、流通・小売業界、福祉施設、サービス関連業界及び情報・マスコミ関連業界で、山梨県内のほか東京都及び長野県の企業なども含まれている。

4. 課外講座

学生の進路目標に合わせた課外講座として、2007年度は「公務員一般教養試験講座」(21名参加)、「公務員福祉心理職専門試験講座」(19名参加)及び「民間企業一般教養・SPI試験対策講座」(31名参加)を開講した。

5. 企業見学会及び学外ガイダンスへの参加

夏期休業期間中に、山梨県内の企業及び福祉施設の見学会を行うとともに、東京で開催している企業ガイダンスに参加している。2007年度にあつては前者に10名、後者に20名の参加者があった。

6. 個人指導

就職活動直前または活動中において、個々の学生の希望に合わせて履歴書添削及び面接指導を行っている。

[点検・評価、長所・問題点]

1. 進路ガイダンス及び就職対策勉強会

正課授業時間帯にガイダンス及び就職対策勉強会を開催していることから、就職希望者全員の参加を求めるのは不可能であるが、参加人数を増やす工夫が必要である。

2. インターンシップ、企業見学会及び学外ガイダンスへの参加

学生の職業意識を醸成する貴重な機会であり、また進路選択上のミスマッチを防ぐ意味からも一層の積極的な参加を奨励する。

3. 課外講座

講座内容の充実を一層図るとともに、参加学生数の増加が不可欠である。

[将来の改善に向けた方策]

1. 進路ガイダンスの充実

従来は3年次生を対象とする進路ガイダンスに注力してきたが、1年次生及び2年次生を対象とするガイダンスの回数もさらに増やして、早い段階からキャリア意識の形成を促すこととする。また、就職活動が出遅れている4年次生を対象としたガイダンスを実施し、情報提供とともに適切な進路選択のための支援を強化する。

2. ホームページなどの充実

就職活動に必要な情報の迅速な提供並びに進路支援室が実施する各種行事を周知することなどを目指して本学ホームページのさらなる充実を図る。

併せて、DVDなどの進路支援関連視聴覚機材については、学生が時間や場所などに制約されずに活用できること並びに就職活動に必要なスキルを獲得できることから積極的に導入を進める。

3. 課外講座の充実

就職活動に資する実践的な課外講座をさらに充実させる。学生が勉学により獲得した専門性を裏付ける資格の取得を奨励し、そのための課外講座を開設する。

また、2009年度導入予定の新カリキュラムでは資格関連の正規科目を設置するので、連動させつつ課外講座のあり方を検討する。

(課外活動)

V. 8 【学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性】

【現状説明】

課外活動は、自治組織である学生会を中心として、学生生活の充実及び学生福祉の向上を目指して諸活動を行っている。本学は、学生の自主性を尊重し、その活動意義を認めて奨励している。

2008年度の課外活動団体数及び参加学生数などは下表のとおりで、他に学生会（執行部）及び学園祭実行委員会がある。

区 分	団体数	参加率 (参加学生数/全学生数)	参加学生数 (延べ人数)
文化系クラブ	12	31%	289
体育系クラブ	2	2%	35
文化系サークル	11	11%	107
体育系サークル	15	15%	171
合 計	40	64%	602

学生会（執行部）には24名、学園祭実行委員会には19名が所属している。複数のサークルに登録し活動している学生も多いので、実数として正確に把握することは困難である。

課外活動の円滑な運営を目的として、各クラブ及びサークルに顧問（教員）を置き、指導・助言をしている。また、クラブ・サークルの学生代表者及び顧問で構成する顧問会議を年2回開催し、課外活動の活性化に向けた支援を行っている。

在学生の保護者などによって構成している山梨英和大学後援会は、課外活動活性化のための強化クラブ費など経済的な支援で協力している。

なお、大学院生の課外活動に対しての組織的支援は特にない。

【点検・評価、長所・問題点】

学生の課外活動に対しては、学生部が必要に応じて指導・助言などに当たる現在のシステムに問題はない。また、顧問会議の存在も活性化の一助となっている。さらに、後援会による経済的支援も大きなメリットである。

今後の方向性として、地域における各種団体との交流及び学外発表会などの機会を積極的に奨励し、活性化を図らなければならない。

【将来の改善に向けた方策】

学生のリーダーシップを涵養することを目指した指導に取り組むこととし、具体的には2009年度中に体育系または文化系ごとにリーダーを集め、より良い運営について話し合うシステムを構築するよう助言する。また、優秀な成績を収めた団体や個人を表彰し、課外活動への取り組みを促進するための制度を2009年度に整備する。

VI 研究環境

【到達目標】

研究環境の充実を図るため、大学として標榜する“人間文化学”のもとに相互理解を深め、特色ある教育課程を展開すべく認識を共有することを前提に、学内外における諸制度の積極的活用を促す。

- ①研究活動の充実化に資するため、文部科学省科学研究費補助金などへの応募を積極的に展開する。
- ②研究活動の学際化、総合化を推進するために、「学内共同研究制度」の活性化を図る。
- ③研究時間確保の一助として、「在外・内地研究員制度」を活用する。

(研究活動)

VI. 1 【論文等研究成果の発表状況】

【現状説明】

本学は「キリスト教的精神に基づく国際的視野に立つよりよき社会人としての人間形成」を教育目標とし、その達成のために“文化の全体を総合的に捉える学部”として人間文化学部人間文化学科を開設した。「心理カウンセリング」、「情報メディア」及び「表現文化」の3つの学問分野で構成する学科所属教員の研究対象は宗教、心理学、情報工学、メディア、語学、文学、表現など文系若しくは理系を問わない文字どおり文化全体の領域にまたがっている。

教員の研究活動は主として著書、学術論文、学会発表、学会貢献などである。過去5年間の著書、学術論文の研究成果発表状況は、著書にあつては2003年度7点、2004年度8点、2005年度5点、2006年度6点、2007年度7点、また学術論文にあつては、2003年度24点、2004年度31点、2005年度24点、2006年度28点、2007年度17点となっている。学内における研究成果発表の場としては、「山梨英和大学紀要」及び「山梨英和大学心理臨床センター紀要」があり、2007年度は前者の第6号及び後者の第3号を発刊した。

2007年度発表学術論文の領域別点数及び表題は、宗教1点（「青年とキリスト教」）、心理学6点（「家族と個人」、「カウンセリングを学んで生かす」、「学生の相談事例からみた修学上の行き詰まりの諸相」など）、情報工学2点（「How to extract rough sketches from a form?」、「教科『情報』導入過渡期における入学期初期条件の変化」）、文学3点（「王朝文学と仏教・神道・陰陽道」、「『侍』瞥見—ある躊躇と懸念」など）、その他5点（「遺族の悲しみを支えるということ」、「企業内専門図書館における情報専門職の職務に関する一考察」、「在朝鮮日本人 浅川伯教・巧兄弟の朝鮮理解」など）と多岐にわたっている。

【点検・評価、長所・問題点】

一学部一学科としての組織に包含される全専任教員は、“人間文化学”のもとにおいて多様な

領域を融合して研究できる環境にある。しかし、現状は個々の教員の専門領域内を研究対象としたものにのみとどまっており、未だ特質を十分発揮しているとは言い難い。これは、3つの学問分野が個々に独立した学科のような組織として研究活動を展開し、特に異分野間においては相互交流が不足していた影響が大きいと考える。学内共同研究に関する制度の利用が乏しいこともその表れであろう。

“研究は広い全体の中で、相互に関連し存在する”ことを目指して、今後は各自の専門領域を超えた研究を展開すること並びに本学における人材養成の観点から、国際性に関する研究の強化が不可欠である。2008年度には中国籍及び韓国籍の教員を計2名専任教員として採用したので、これを契機として人間教育や国際交流などに関する研究活動の総合化及び学際化に努めることも重要である。

著書及び学術論文の過去5年間の発表点数の推移は、最近停滞傾向にあること及び教員ごとのばらつきが目立つことを指摘できる。「山梨英和大学紀要」への論文掲載数も、2002年度創刊号は7点、2003年度第2号は10点、2004年度第3号は15点と順調であるが、2005年度第4号は9点、2006年度第5号は8点、2007年度第6号は6点と低迷している。背景のひとつとして考えられるのが、大学運営に費やす時間が研究時間を圧迫している事情である。教員は研究活動及び教育活動の両面にわたって成果を求められるとともに、組織的な大学運営に携わることも要求される。こうした両立は必ずしも容易なことではない。また、教育実践面で多くの業績を上げている教員もおり、教育業績に対しても研究成果に匹敵する評価を与えることを検討すべき時期にある。

大学院教員は1名を除き学部教員が兼担し、専門領域を活かして学内にあっては本学附置施設の心理臨床センターにおける実践及び大学院学生の指導、学外にあってはスクールカウンセラーとしての対応及び大学院学生が行う教育相談ボランティア活動に対する指導など、地域社会への貢献活動に力を注いでいることから、研究時間を確保することが一段と難しい状況にある。

【将来の改善に向けた方策】

総合化及び学際化推進の一環として共同研究の活性化を実現する。2008年度から開始した「FD研究会」及び2009年度から設置を予定している一学科におけるグループ（専門的学問分野を横断した教員の小集団）による会合の場などを活用し、FDの一部としての共同研究の萌芽を見出すこととする。

本大学院にあっては、臨床心理学の特性上、研究活動及び臨床活動実践のバランスが重要であるが、今後は遅れているFDを通じて研究活動の活性化に寄与する。

さらに大学運営業務への関与の度合いが研究時間確保に影響している状況を改善するため、大学運営の効率化を一層図るほか、研究活動活発化の一方策として「在外・内地研究員制度」の実施を推進すべく機運を高めることとする。

(教育研究組織単位間の研究上の連携)

VI. 2 【附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学、大学院との関係】

【現状説明】

本学は附置研究所を設置していない。

(経常的な研究条件の整備)

- VI. 3 【個人研究費、研究旅費の額の適切性】
- VI. 4 【教員個室等の教員研究室の整備状況】
- VI. 5 【教員の研究時間を確保させる方途の適切性】
- VI. 6 【研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性】
- VI. 7 【共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性】

【現状説明】

個人研究費は、研究者としての教員個々の研究活動を促進するとの考えから、教授、准教授、専任講師、助教の職位に関係なく一律 394,000 円を交付している。この中には、国内外における学会出席などに要する旅費の補填分も含み、配分は各教員の裁量に任せている。なお、大学院を兼任する教員に対しての別途交付はない。

全専任教員に 18 m²の個別教員研究室を供与している。部屋数は全 37 室で、机・書架・電話・パソコン・空調などの設備を整えている。この他に、学生も共同利用できる図書、作業用及び会議用スペース、コピー機などを有する共同研究室(広さ 48 m²)が 3 室あり、それぞれ教務部職員を配置している。

専任教員は週 1 日を研究日として確保しており、併せて原則週 3 日で担当授業を実施できるように時間割上の配慮を行っている。また、大学運営のための教授会及び各種委員会の開催日は概ね毎週水曜日午後集中している。

教員の研修機会として、国内外の大学及び研究所などで研究を行う「在外・内地研究員制度」がある。研修期間は長期(1年間)、中期(半年間)、短期(1箇月未満)の3種類である。本制度に係る規程を 1987 年度に制定した際、現体制による実施は教学運営上支障を生じるおそれがあるとの理由で長期については当面実施しないこととしているが、中期及び短期にあっても 2005 年度以降の利用者はいない。

また「本大学共同研究規程」(2003 年度制定)に基づく制度があるが、2003 年度に 2 組計 4 名(うち 1 名は学外パートナー)が利用した以後は該当者がいない。

【点検・評価、長所・問題点】

個人研究費を職位に関係なく一律に交付していることは公平性を確保しており、また額の適切性についても問題ない(2007 年度の研究費及び研究旅費の実績は、1 名平均約 290,000 円である)。

研究時間及び研修機会の確保については、特に主要役職に就いている教員の負担軽減を図り、教員間の平準化に努める必要がある。併せて、優れた人材確保の観点から研究業績を積み上げていかなければならない若手教員への配慮も欠かせない。

研修機会確保のための「在外・内地研究員制度」が十分に活用されない背景には、他の教員への業務のしわ寄せを考慮しているという事情もあるが、論文などの研究成果の質量両面での拡充

を図るためにも制度活用に向けた努力が必要である。

さらに学内共同研究の活用を奨励する意味から、地域貢献及び国際交流など学際的な課題に取り組む体制について検討することが重要である。

【将来の改善に向けた方策】

研究時間を確保するためのみならず、業務全般の合理化は不可欠であり、具体的には各種委員会の整理統合及び会議時間の短縮などの措置について検討を開始する。

「在外・内地研究員制度」の活用を図るため、学内公募を定期的実施し、計画及び実施に資する。また研究活動活性化の意味から、長期または中期制度の利用者にあつては研究成果について「FD研究会」などで発表するほか、本学紀要及び学会誌に掲載するなどの積極的公表を義務付けることとする。併せて制度活用の一助とするため、海外の相互交流協定校との交換研究員の実施などの方策について検討し、学内共同研究の活性化にも寄与できるようにする。

(競争的な研究環境創出のための措置)

VI. 8 【科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況】

【現状説明】

科学研究費補助金への申請及び採択状況は大学基礎データ(表 33)(P.214)のとおりである。2005年度から2007年度までの3年間の新規申請採択率は33.3%、25%、40%で、内容は若手研究及び基盤研究である。

申請件数は例年1桁に留まっているが2008年度は6件となり、その多くは若手教員であることから、着実に関心が高まりつつあることは窺い知れる。

なお、科学研究費補助金への積極的な応募を促すため、2008年5月に開催した学部教授会の終了後に「科研費ハンドブック」(2008年度版研究者用)を配付し、研究科目毎の目的、内容及び交付条件と、応募の受付から審査までのスケジュールを詳細に説明し、喚起を図った。さらに、同じ時期に「大学コンソーシアムやまなし」が主催した「科学研究費の活用について」と題する講演会及び研究会に本学の教職員を派遣し、その後に報告会を行うことなどして一層の活用を促した。

【点検・評価、長所・問題点】

遅ればせながら取り組みはまだ端緒の段階である。しかし、教学面では勿論のこと経営面からも競争的研究環境への積極的な取り組み及び成果の創出は本学にとって極めて重要な課題であることは論を待たない。

【将来の改善に向けた方策】

科学研究費補助金の申請件数及び採択率の向上を目指すことは当然であるが、その前提として全教員が個々の専門領域に拘ることなく、大学として標榜する“人間文化学”のもとに相互理解を深め、特色ある教育課程を展開すべく研究活動を推進するコンセンサスに基づき、既述の各種

研修制度及び「FD 研究会」などの活性化を通じて研究内容の一層の充実を図ることが先決である。そのためにも、教員自らが自発的に組織するFD推進のためのグループを立ち上げることとする。

VII 社会貢献

【到達目標】

- ・キリスト教信仰を基盤に設立した県内における唯一の高等教育機関として、地域社会に根付いた教育基盤及び開かれた文化交流拠点であり続けるとともに、知育偏重の中であって、キリスト教の「愛と奉仕」の精神に触れ、生き方や倫理についての学びを通じて自己と向き合いつつ、社会に積極的に働きかける人材を育て導くことで社会貢献を果たす。
- ・知的かつ人的資源としての教育研究成果を、エクステンション活動を通じて地域社会に積極的かつ持続的に還元することにより、信頼及び要望に応えることのできる高等教育機関として社会貢献を果たす。
- ・県内唯一の臨床心理士養成機関として、教育研究成果を地域に還元することで社会的ニーズに応えるとともに、体制のさらなる質的充実を図りつつ、関係諸機関との密な連携体制を拡充する。

(社会への貢献)

- VII. 1 【社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度】
- VII. 2 【公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況】
- VII. 3 【教育研究の成果の市民への還元状況】

【現状説明】

1. チャペルセンター

本学が建学以来中心に据えてきた礼拝、キリスト教関連行事及び諸活動が、理念に基づく教育目標の実現に向けて重要な意義を有することはいうまでもない。それらは短期大学の時代から名称や形態を変えながらも、チャペルセンターを中心として行ってきた。現在は、年間を通じた礼拝としてのチャペルアワー（毎週月、火及び水曜日の午前中 25 分間）、前期にあつては奨励を中心としたキリスト教教育週間及び後期にあつては講演を中心とした半日修養会を実施し、主要行事としてクリスマスツリー点火祭、クリスマス募金及びクリスマス礼拝・祝会を、特別礼拝として逝去者追悼礼拝や卒業礼拝などをそれぞれ実施して、学生の積極的な参加を促している。学長、宗教主任をはじめとする教員や県内教会の牧師などが奨励を主に担当するとともに、2007 年度からは毎月 2 回、司式、奨励のすべてにわたって学生だけで礼拝を行なう学生チャペルを開催している。奨励者が語るメッセージは、年代、立場を超えて経験や人生観を共有し合うものとして受け入れられ、学生の参加が少しずつではあるが年々増加している。

また、2004 年度に本学院後援会から寄贈されたフランス・ガルニエ社製ポジティブオルガン奉獻演奏会の開催を機に、ヨーロッパ、アジア、日本などの諸文化を多角的に紹介し地域文化の向上に寄与することを目的に、第一線で活躍する演奏家を招いた音楽会を毎年開催している。

また、チャペルセンターとともに企画・運営を担う2つの学生グループがある。そのひとつ The Peace Fellows は、日本国憲法を通して平和を考える上映会、被災地への救援募金活動並びに県内外を対象としたボランティア諸活動（県内他大学との連携活動を含む）に取り組んでいる。もうひとつのグリーンチャペル・クワイアは、聖歌隊としての大学主催行事及び特別礼拝などでの合唱奉仕が主な活動であるが、学内に限らず、卒業生が働く福祉施設への慰問など、幅広い活動を行いつつある。

2. エクステンションセンター

本学の教育目標における地域貢献の一環として、エクステンション活動（地域社会に開かれた大学としての生涯学習に対する協力）の役割を果たすべく、短期大学時代の1999年に開設したエクステンションセンターが、「メイプルカレッジ」の名称によるオープンカレッジ方式の有料講座を実施している。本学在籍学生のみならず、社会人及び“第2の人生”を迎える高年齢者層などの多様なニーズに対応した学習機会の提供及び展開を通して、高等教育機関として地域社会教育の礎になる使命を果たすこと並びに地域から信頼・要望される大学作りの一翼を担うことを目指している。

「メイプルカレッジ」公開講座は、2008年度現在にあっては8種類の講座（全50講座）を開講している。講師は本学専任教員及び兼任教員のみならず、地域で活躍する外部講師あるいは外国語講座の中には本学留学生を活用するなど、地域交流・異文化交流の観点からも多彩な布陣である。

「楽しみながら外国語を学ぶ講座」（4講座）、「キャリアアップをめざす講座」（1講座）、「コンピュータ講座」（1講座）、「暮らしを豊かにする講座」（6講座）、「ものづくりを楽しむ講座」（2講座）及び「古典芸能に親しむ講座」（2講座）は、本学正規教育課程とは異なる視点を持って初歩から専門までを網羅した講座で、長年にわたって開講している講座、新規参入講座など多種多様である。開講期間は3箇月間程度の短期集中型から1年間にわたる実施まで幅広い。「特別開放講義」（23講座）は、学部の正規カリキュラムの中から専門演習形式の授業科目及び人数制限科目などを除いて、本学学生とともに学ぶことのできる講座で、「キリスト教」（1講座）、「情報・メディア」（3講座）、「経済学」（1講座）、「心理学」（7講座）、「文化・文学」（8講座）及び「芸術」（3講座）のジャンルで構成されている。また、「山梨英和市民講座」は本学専任教員を中心としながらも正規教育課程にはない独自講座を開講し、専門的な研究成果を地域市民に還元する視点から実施している（11講座）。

公開講座の開講状況は大学基礎データ（表10）（P.168）に示すとおりで、2008年度における募集人員、参加者数（いずれも延べ数）及び1講座平均受講者数は、それぞれ975名、979名及び19.6名である。参加者数は、開設講座数、募集人員または不定期・単発的に実施している「特別講座」（各界著名人を招く講座）などにより前後するものの、例年概ね1,000名程度であり、そのうち95%超が地域からの参加者となっている。なお、開設講座数がここ数年暫減しているのは、入試を含む学内各種行事及び学外諸機関への施設開放などの増加による調整の結果である。

また「メイプルカレッジ」では、「メイプルメイト」と称する終身会員制度を設定し、大学附属図書館の利用、全講座の受講料1割引及び講座プログラムの毎年送付を特典として、リピ

ーター確保に努めている。

エクステンションセンターは開設以来、山梨県が実施する市民向け講座への協力も行っており、「県民コミュニティーカレッジ」の名称で様々なプログラムや講師を提供し続けてきた。現在は県内大学及び短期大学を構成員とする「大学コンソーシアムやまなし」における生涯学習事業に受け継がれ、本学教員の専門性を生かした講座を展開し多くの受講生を迎えている。また、山梨県が開講している高年齢者を対象とした「山梨ことぶき勸学院」の授業科目として、「メイプルカレッジ」の公開講座が指定されたことも社会貢献のひとつとして位置づけることができる。

なお、エクステンションセンター以外の主催による公開講座としては、2003年度から大学として文化・歴史・言語・コミュニケーションなどの方面で活躍する著名人を招いて、専門領域であっても多くの一般市民が理解し関心を高めることができるテーマによる「表現文化講演会」を、2005年度から大学院として臨床心理学領域における研究成果を、一般社会の現況と重ね合わせたタイムリーな話題によって市民に還元するための「臨床心理講演会」をそれぞれ毎年度開催し、前者にあっては平均して250名程度、後者にあっては平均して120名程度の参加者を得て好評をもって迎えられている。

3. 心理臨床センター

本大学院人間文化研究科臨床心理学専攻に所属する学生の臨床実習及び研究の場であるとともに、地域社会への研究成果の還元として実際の相談援助活動（有料）などを行い心理的サポートの一翼を担うことを目的として、2003年度に心理臨床センターを設立した。本大学院専任教員及び臨床心理士有資格者のカウンセラー（非常勤）3名などが外来の相談希望者（主な内容は子どもの発達、子育て、学校生活、対人関係、ストレスなど）に対応し、併せて大学院学生が教員やカウンセラーの支援を受けながら相談を担当する場合もある。

2007年度における利用状況については、新規相談者（実数）は83名、相談延べ件数は1,147件となり、前者は前年度に比してほぼ横ばいであるが、後者は前年度対比1.3倍となり、継続相談者が増えている。これは利用者にとって心理臨床センターの必要性が一層高まっていることを示すものである。

また、県内公共機関、医療機関及び教育機関などへの周知、臨床心理など関連する講演会における広報並びに一般家庭へ配布されるフリーペーパーへの広告掲載などの活動を実施している。この結果、特に医療機関から紹介されて来談する利用者が増加し、相談と受診を同時並行する場合などは医師との連携体制を欠かすことができない。加えて、教育機関におけるスクールカウンセラー及び養護教諭からの勧めで来談する利用者も多く、さらに特殊なケースではあるが警察からの依頼もある。県内における本センターへのニーズは高まる一方であるが、こうした関係機関との連携体制の構築を通じて、本センターとして受け入れの難しい相談希望者については対応可能な医療機関などへ紹介している。

[点検・評価、長所・問題点]

1. チャペルセンター

大学年間行事の半数ほどを占めるキリスト教関連行事は、建学の理念に基づく宗教性を含ん

でいる。宗教の基盤となる習慣や伝統が失われつつある現代社会の中であって、多くの学生たちは入学式式典で初めてキリスト教礼拝を知り、「キリスト教人間学」などの授業及び様々な行事からキリスト教文化や精神を学ぶことになる。それらは学生に参加を義務付けているわけではない。したがって入学後の時間の経過とともに熱心に学び取り組む学生が限られてゆく状況となってしまう。

本学が伝統的クリスマス行事として行うクリスマスツリー点火祭は、1983年にキリスト教暦に基づく学内行事の点火式として始まり、1988年から点火祭と名称を変えて近隣地域にも広く参加を呼びかけている。教職員及び学生が立場を超えて協力し多くの参加者を迎えるこの催しは、クリスマスの喜びを分かち合うキリスト教文化を伝えるとともに、婦人宣教会の献身的奉仕と地域に根ざした交流の志を担うものとして大いなる期待を負うものであるといえる。しかし、商業化した現在の日本のクリスマスに対して、いかに真実のクリスマスを伝えていくかが運営に携わる者の課題ともなっている。

音楽会の開催にあたっては、地域社会に幅広く開かれたものとするため、県内公共及び民間団体並びに報道機関に幅広く理解と後援を求め、多くの来場者を得られるよう広報に努めてきた。また、キリスト教関連の伝統音楽の紹介にとどまらず、日本伝統芸能とのコラボレーションやワークショップなど創意工夫を凝らした開催内容により、参加者からは常に高い評価を得ている。

2. エクステンションセンター

リピーター受講生の増加は、地域との継続的かつ発展的な文化交流の活発化を意味し、生涯学習機関としての一定の役割を果たしているといえるだろう。

また、明確な目的意識を持って積極的な姿勢で学ぶ「メイプルカレッジ」受講生を受け入れることは、本学正規学生たちにとって勉学や生活面での良き手本となり、人生経験豊かな良きアドバイザーであり、これから社会に巣立っていかうとする者にとっては好ましい影響と刺激を与えてくれる存在であるとともに、「メイプルカレッジ」受講生にとっても得難い貴重な機会として認識されている。

一方で、公開講座に関して受講生からアンケートを通じて得た意見、要望などをまとめると、リピーターの増加に伴って講座内容の多様化やレベルアップを望む声が高くなるとともに、新規参入受講生からは入門者・初心者向け内容を維持して欲しいとの声もあり、両者の希望を同時に叶えるには人選及び予算の面で追いつかない状況である。

3. 心理臨床センター

利用者の増加は、臨床心理士養成機関としての本大学院の目的を果たすことに貢献すると同時に、地域における心理相談の拠点としての役割も高まりつつあることを意味する。一方では、本センターでの対応が困難なケースの発生が増加することも意味するため、関係諸機関との一層緊密かつ柔軟な連携体制確立を目指す必要がある。

最近では、民間企業など複数の団体から、心理相談体制に関する本センターとの組織的連携若しくは共同援助活動についての提案が出されていることから、素速い具体的な対応をする必要がある。

【将来の改善に向けた方策】

1. チャペルセンター

全学的な教育目標の達成に向けてチャペルセンターとして取り組むべき課題は、大別して学生の自発的かつ積極的な参加を拡大すること並びに係る諸活動の内容の充実化を図ることである。

前者にあつては、実施2年目となって有効性の萌芽を示しつつある学生チャペルのさらなる活性化に重点を置き、学生からの視線を忘れることなく一層の展開を推進する。

また、後者にあつては初等及び中等教育を受けた期間を通じて培われてきたボランティア体験が、学生自らの発案・企画に基づき実施する奉仕活動として活発化しつつあるものの、要望が散発的であったり学生個々の生活形態などに左右されて個人または少人数で行なっているのが現状である。活動を通じて築き上げる人間関係の中で、意識の相違やコミュニケーション不足に直面することを避けては、真の奉仕や隣人愛の精神は体得できない。学生意識の向上を促し、一貫した取り組みを継続する方策として、本学院関係者及び同窓生などの強い支援を得ながら、全国展開するYMCAを学内組織（学生YMCA）として確立する活動を開始する。

地域開放行事については、毎回実施している来場者アンケートを通じ、概ね好評の中にも一部内容の工夫あるいは開催時期の検討などの要望が寄せられていることも事実である。特にクリスマスツリー点火祭にあつては、開催趣旨などについて学生を含めた内容検討会を早期に実施し、多くの後援及び関連団体に対して企画内容への深い理解を働きかけるとともに、本学ホームページ上及び報道機関を通じての周知を徹底する。

2. エクステンションセンター

「メイプルカレッジ」は着実に地域社会に浸透し一定の成果を挙げているが、同時に増えつつある多種多様なニーズに十分に答えきれていないことも事実であろう。社会貢献としてのエクステンション活動の維持・発展を図ることは揺るぎのないものであるが、全学的視点に立ち返って体制、運営方法などの基本方針を再確認し、2009年度中に一定の方向性を導くことを目指す。また、これまでは講座終了時に主として実施していた利用者ニーズの把握を、担当講師と連携を取りつつ、対応の迅速化に資するために開講中も随時行うこととする。

3. 心理臨床センター

利用者増加に伴う現行の活動内容の精査及び相談従事者の質的向上を目指す方策の策定を2009年度中に実施し、これらに伴う形で関係諸機関とのより望ましい連携体制を再構築する。また企業などからの要請に対して、新たなコンサルタント機能を強化することで社会貢献の拡充を図る。

VII. 4 【国や地方自治体等の政策形成等への寄与の状況】

【現状説明】

2007年度における本学専任教員による地方自治体などへの貢献状況にあつては、概ね以下のとおりである。

1. 各種委員会委員などとしての参画

- ・山梨県総合計画審議会委員
- ・新県立図書館整備検討委員会委員
- ・山梨県障害児適正就学推進委員会委員
- ・山梨県広域特別支援連携協議会委員
- ・山梨県問題を抱える子ども等の自立支援事業運営協議会委員
- ・発達障害者支援体制整備検討委員会委員
- ・発達障害の早期発見に関する健診方法研究委員会委員
- ・キャンパスネットやまなし企画運営委員会委員
- ・富士山世界文化遺産山梨県学術委員会委員
- ・やまなし文化学習協会理事
- ・特別支援教育体制推進事業山梨県中・西部地域LD等専門家チーム委員
- ・山梨県公立学校教育選考検査面接委員
- ・山梨県立甲府城西高等学校評議員
- ・横浜市学校評価事業運営委員会委員 など

2. 各種講演会及び研修会講師などへの協力

- ・全国学生相談研修会講師
- ・山梨県子ども健康支援モデル事業子育て学習会及び事業説明会講師
- ・山梨県「思春期の子どもと向き合う保護者のためのセミナー」講師
- ・山梨県教育委員会管理職研修・校長等研修会講師
- ・山梨県公立保育所保育士研修会講師
- ・山梨県園長等運営管理協議会講師
- ・山梨県学校教育相談研究大会助言者
- ・山梨県高等学校定時制通信制教育研究会講師
- ・山梨県ひばりが丘高等学校生徒指導部職員研修会講師
- ・山梨県介護支援専門員研修講師、同実務研修・再研修講師
- ・山梨県看護協会記念講演講師
- ・山梨県高等学校英語暗唱弁論大会審査委員
- ・山梨大学教育人間科学部附属特別支援学校事例研究会及び公開研究会助言者
- ・子ども療育発達相談事業「支援者関係機関(者)連絡会議」助言者
- ・甲府家庭裁判所少年保護事件事例指導研修講師
- ・甲府市教育委員会総合教育研修講座講師
- ・山梨市保育所保育士研修会講師
- ・石和こすもす教室不登校児事例研究会講師
- ・学校教育相談実践研修会講師
- ・教育課題研修指導者海外派遣プログラム事前研修会講師
- ・上智大学コミュニティ・カレッジ秋季教養・実務講座（コンピュータ関連）講師
- ・静岡県知的障害児・者音楽療法講演会講師
- ・御殿場市学校評価研修会講師

- ・神奈川県教育委員会学校運営推進者研修会に関する助言者
- ・「横浜市学校評価ガイドライン(仮称)」策定に関する助言者
- ・よこはま学校評価シンポジウムコーディネータ
- ・福井県私立高等学校学校評価システム構築に関する助言者
- ・三重県教育委員会学校評価システム構築事業実践事例交流会アドバイザー
- ・青森市教育研修センター主催研修講座講師
- ・愛甲教育事務所管内指導主事連絡会講師
- ・郡市指導主事会議講師 など

学問領域としては、心理学及び教育学分野が全体の7割程度を占めており、地域における実務家教員としての役割を果たしている。

大学院においては、地域の教育現場における心の問題などに対応すべく、メンタルフレンドとしての活動に実績を挙げている。また、2009年度からの実施に向けて、県内大学医学部附属病院における心のケアを実践するチームへの、カウンセリング及び臨床心理の立場からの参加要請を受けている。

【点検・評価、長所・問題点】

地方レベルでの貢献については毎年度一定の実績を挙げているとは考えているが、国レベルでの寄与に関しては乏しい。

地域において、本学は心理学の領域にあつては第一人者的存在として認められるだけの貢献は行っているといえるであろう。一方で、理念及び教育目標において掲げるキリスト教的人間形成及び国際色豊かな人材養成などの側面、あるいは本学が標榜する“人間文化学”としての独自の教育研究成果を政策形成レベルでの貢献に結びつけるまでには至っていない。言い換えれば、全学的な取り組みとしての政策形成に対する寄与は実現していないということである。

【将来の改善に向けた方策】

国または地方による政策形成などへの全学的取り組みによる貢献を実現するには、何よりも先ずは本学の特色を研究成果として積み重ねること並びに成果を積極的に社会へ発信することである。目に見えて早急に結果を導き出すことは相当な困難が予想されるが、外部資金を伴う各種研究支援制度を積極的に活用しつつ、本学ならではの共同研究を実現して成果の公表に繋げるなどのマスタープランを策定する取り組みを開始する。

VII. 5 【大学の施設、設備の社会への開放や社会との共同利用の状況とその有効性】

【現状説明】

本学の施設、設備の学外団体などへの2007年度開放状況については、表VII-1「2007年度 本学施設、設備の貸与状況」のとおりである。件数は社団法人、民間企業、社会福祉法人・公益法人・NPO法人の順に多い。また、目的別では研修や試験会場としての教室やホールの開放が多い。体育館及びグラウンドについては、規則上は開放可能な施設となっているが、実績はほとんどな

い状況である。主に授業開講日でない土曜日及び日曜日を対象として開放している。

なお、施設使用料金の徴収は規則に基づき実施しているが、本学に関連の深いキリスト教関連団体及び臨床心理関連機関などについては運用上配慮を行う場合もある。

〈表Ⅶ－１〉 「2007年度 本学施設、設備の開放状況」

単位：件

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計(構成比率%)
開放先区分													
山梨県関係					2								2 (2.8)
山梨県市町村関係					2								2 (2.8)
財団法人					1			1		1			3 (4.2)
社団法人		1	2			1	2			1	1	2	10 (13.8)
社会福祉法人 公益法人 NPO法人		1	1	1			1	2	2		1		9 (12.5)
教会			1		1	1							3 (4.2)
民間企業	1						4	2	2				9 (12.5)
その他	2	3	2	6	1	3	4	2	2	2	4	3	34 (47.2)
計	3	5	6	7	7	5	11	7	6	4	6	5	72 (100.0)

【点検・評価、長所・問題点】

本学に開放可能な教室数は18教室（講義室6教室、演習室12教室）ある。年度後半に集中する入学試験の実施による教室使用を除いても、既述の「メイプルカレッジ」により年間延べ152教室を使用し、週当たりでは約3教室を使用していることになる。また、進路支援室主催の進路ガイダンス（個別指導を含む）、就職筆記試験対策課外講座及び就職勉強会により年間延べ約170教室を使用しており、週当たりでは約4教室を使用していることになる。さらに各種クラブ活動、学生会及び学園祭実行委員会の活動、ゼミの自主勉強会、本学主催講演会などに至るまで、学内関係者が年間を通じて教室を使用していることを考えると、学外開放に関しては一定程度の実績を挙げていると評価できる。

また、施設使用料金がリーズナブルであることは数多い利用者からの声により証明できるであろう。

【将来の改善に向けた方策】

さらに積極的に開放することは不可能ではないが、エネルギーコストの急上昇などの影響により、現行の料金設定を維持しつつ実施することは財政面からは赤字幅の増大に直結すると懸念するため、社会貢献上の役割を重く認識しつつも適切な運営を熟慮することが良策である。

VIII 教員組織

1 学部等の教員組織

【到達目標】

本学の教育目標及び社会的使命の実現のため、2009 年度開始予定のコース制運営を契機に、従来から目指している“人間文化学”に基づく教育課程の展開にふさわしい教員組織に再編し、一丸となって教育研究成果を導く。

- ①教員組織としての一体化を推進するため、教員の相互理解及び教育目標に係る認識の共有を強化する。
- ②専任教員の年齢構成を適正化するため、中堅及び若手教員の充実を図る。
- ③教育研究活動を支援するための人的体制を計画的に整備する。
- ④学内外における諸活動を適切に評価し得る方法を構築することで、教育研究能力の向上に資する。

(教員組織)

- VIII. 1. 1 **【学部、学科等の理念、目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性】**
- VIII. 1. 2 **【大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は専ら自大学における教育研究に従事しているか）】**
- VIII. 1. 3 **【主要な授業科目への専任教員の配置状況】**
- VIII. 1. 4 **【教員組織の年齢構成の適切性】**
- VIII. 1. 5 **【教育課程編成の目的を具体的に実現するために教員間における連絡調整の状況とその妥当性】**

【現状説明】

本学は「キリスト教信仰に基づく人間形成の学校教育を行う」ことを理念に掲げて、学部については「人間文化学部人間文化学科」（一学部一学科）及び教職課程の教育研究組織を設置し、3つの学問分野（「心理カウンセリング」、「情報メディア」、「表現文化」）のいずれかを専門とする教員を、大学基礎データ(表 19) (P. 180) に示すとおり、大学設置基準で定める必要専任教員数(28 名)を超える 32 名(教授 19 名、准教授 6 名、講師 3 名、助教 4 名)配置する教員組織となっている。また、教授 1 名が教職課程に所属し学部教員を兼任している。2008 年度にあつては、学部在籍学生数 993 名であるから専任教員 1 名あたりの学生数は 31 名となる。

大学設置基準第 12 条第 2 項（「専任教員は、専ら一の大学における教育研究に従事するものとする。」）に基づき、「本大学就業規則」第 14 条の規定において教職員の二重就業を制限し、具体的には専任教員の他大学などへの出講は年間 180 時間（通年 3 コマ）以内と定めている。

2008年度開設科目の専兼比率は、大学基礎データ（表3）（P.161）のとおりであるが、主要科目（必修科目）にあつては「共通教育科目群」では専任48.7%に対し兼任51.3%、「専門科目群」では専任90.6%に対し兼任9.4%となり、全授業科目を通してみると専任60.7%に対し兼任39.3%となっている。「共通教育科目群」において兼任教員担当の割合が高いのは、既述（P.23）のとおり少人数制や人数制限を伴った言語スキル演習及びコンピュータスキル演習の授業科目とクラス数が多いためである。また、「専門科目群」における「専門演習」及び「卒業研究」については、原則としてすべて専任教員が担当している（定年退職により、前年度担当していた「専門演習」を履修した学生への継続指導措置として、特別任用教員または兼任教員として「卒業研究」を担当する場合を含む）。

教員組織（人間文化学部）の年齢構成比は、大学基礎データ（表21）（P.200）のように、30歳以下6.3%、31～40歳18.8%、41～50歳21.8%、51～60歳34.3%、61歳以上18.8%となり、50歳代の全体に占める割合が突出している。

一学部一学科の教育研究組織（であり教員組織）による“人間文化学”に基づく教育課程の展開を教育目標に沿って実施するため、専門分野が多岐にわたる教員が一体となって円滑な運営を実現できるよう、様々な機会を通じて相互理解・共通認識・目標確認などを深めることに努めてきている。全学的には教授会の場において多くの案件を審議・決定することとなるが、前段階として、教員組織を近似の専門領域単位に小集団化した「分野」による検討または決定を行うこととし、教学上及び管理運営上の重要な情報などのいち早い全学的共有化並びに教授会における審議の円滑化に資するものと位置づけている。

【点検・評価、長所・問題点】

学外への出講などについては教授会における報告承認を経て、規則を遵守した範囲で実施しているものの、県内あるいは隣接県を越えた遠方に出向く場合などは終日にわたって不在または連絡の取りにくい状況となり、小規模大学ゆえに全学的取り組みが欠かせない教学及び組織運営にあつて支障を来たす懸念も一部ではあるが認められる実情は見逃せない。

教員年齢構成における51～60歳比率の現状は、教育研究の質の維持向上及び教員組織の活性化を図るためには適正化を要する範疇にあるといえる。

教員組織における運営の効率化を狙いのひとつとした「分野」単位による活動は、本来既存の学科制を超えようと意図して開設した「人間文化学部人間文化学科」として目指す方向性とは時に相容れず、近似の専門領域ゆえの相互理解の容易さも手伝ってか、“分野＝学科”なる図式を運営上優先するような考え方や動きが未だ残っていることは遺憾である。このことが“人間文化学”という独自性を持った教育課程の充実・発展にとってはメリットにならないことは明らかである。

【将来の改善に向けた方策】

2009年度から開設予定の新しい教育課程においては、既述のとおり人材養成の目的別に7つのコースを展開することとしているが、これは受講する学生の進路支援を補完するための方策であり、教員組織を専門領域別に細分化するものではない。寧ろ従来以上に異分野科目間の融合性及

びコースの専門性を両立することを目指したカリキュラムを展開することとなる。よって、本教育課程を円滑に運営すべく、教員組織としても専門領域を超えて総力をあげて取り組むことが必要であり、そのための方策として「分野」単位による運営への関与はこれを廃止し、専門性の枠を超えた一学科としての効果的運営並びに全学的審議機関としての学部教授会の効率的運営に資するための小集団（「グループ」）を設置する。つまり、教育研究組織にあつては、コース毎の運営責任者としてコースコーディネータを設置し、教員組織にあつては“人間文化学”を専門とするすべての教員が教育目標の実現に向けて全学的運営にあたることを任務とする。

また、教員組織における年齢構成の適正化のため、数年の間に予定している教員退職に伴う後任補充にあつては、特に45歳以下の世代を補充する配慮により、3、4年のうちには目立った偏りのない望ましい年齢構成を実現する。

（教育研究支援職員）

VIII. 1. 6 【実験、実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性】

VIII. 1. 7 【教員と教育研究支援職員との間の連携、協力関係の適切性】

【現状説明】

情報処理関連の必修科目（「ITリテラシー演習1」及び「同2」）には、クラスごとに2名ずつのTA（ティーチング・アシスタント）の任務を与えた大学院生を配置し、心理学系の専門科目「心理学実験演習1」及び「同2」では、本学の助教2名がサポートを行っている。英語関連科目では、CALL教室などを利用した音声重視の授業を行っているが、担当教員のみで運営している。また、現在のところ助手は採用していない。

前記アシスタントは主に他大学院の学生であるが、情報処理を専門とすること並びに担当教員間との綿密な打合せなどを実施していることから、連携協力体制に問題はない。

【点検・評価、長所・問題点】

現状においては、本来の意味での教育研究支援職員は不在である。

実験・実習を伴う授業に関する人的支援体制の整備は、様々な事情（基礎学力、心的問題など）で個別支援を必要とする学生の増加などを考えると急務であるが、財政事情などにより容易に補充できない状況があるのと同時に、具体的な配置計画も明確とはなっていない。

【将来の改善に向けた方策】

全学的なコンセンサスの確立を前提として、まずは適正な人的支援体制整備計画を策定し、並行して教育研究環境に大きな支障を生じないように配慮しつつ業務の効率化に努めながら段階的に取り組みを進める。

（教員の募集、任免、昇格に対する基準、手続）

VIII. 1. 8 【教員の募集、任免、昇格に対する基準、手続の内容とその運用の適切性】

(教育研究活動の評価)

VIII. 1. 9 【教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性】

VIII. 1. 10 【教員選考基準における教育研究能力、実績への配慮の適切性】

【現状説明】

本学における専任教員の募集、任免、昇任に関する基準及び手続については、以下の諸規程において明文化し、厳正に運用している。

- ・「学校法人山梨英和学院教学協議会規程」第4条第1項第6号
- ・「山梨英和大学教授会規程」第5条第1項第7号及び第6条
- ・「山梨英和大学人事委員会規程」
- ・「学校法人山梨英和学院山梨英和大学就業規則」第2章及び第5章第30条 他
- ・「山梨英和大学専任教員採用手続に関する内規」
- ・「山梨英和大学教員資格審査に関する規程」
- ・「山梨英和大学教員資格審査に関する規程施行細則」
- ・「山梨英和大学助教に関する規程」
- ・「山梨英和大学外国人契約教師(コントラクト・ティーチャー)に関する規程」

専任教員の採用については、理事会構成員及び学長指名による大学教員から成る教学協議会大学部会の議を経て学長が任用申請を行い、理事長の承認をもって募集手続を開始できる。募集は、公募を原則としている。選考にあたっては、大学に採用候補者選考委員会を設置し、委員会は書類審査及び面接審査により採用候補者3名以内を教授会へて推薦する。続いて、候補者の適格性を審査するために教授会の承認を経て採用候補者審査委員会を設置し、学歴、職歴、研究業績及び教育能力などについて審査を行い、採用順位を付して教授会に報告する。教授会が審査結果を承認すると、これを教学協議会大学部会に上程し、同会における審議を経て理事会が最終決定するプロセスとなっている。

昇任については、当該教員の専門領域と近似する教員で構成する「分野」の運営責任者(分野主任)が学長と協議のうえ、大学運営委員会の了承を経て教授会において資格審査委員会を設置し、審査委員会による審査結果を教授会に報告する。教授会が審査結果を承認すると、これを教学協議会大学部会に上程し、同会における審議を経て理事会が最終決定するプロセスとなっている。審査基準には、学歴、職歴、研究業績及び教育能力などのほか、心理系教員にあつては臨床活動従事歴などがある。

解雇及び懲戒にあつては、任命権者である学院長の諮問機関として学院内に人事委員会を置き、審議を経て処分を行うこととしている。

教員の教育研究活動に関する組織的かつ具体的な評価方法については、FDとの関連の中で検討する必要があるとの認識が出始めたところである。

教員選考基準については、「教員資格審査に関する規程」及び「同規程施行細則」に審査基準を明記している。

【点検・評価、長所・問題点】

教員の採用及び昇任については公平性及び透明性を確保しているものの、審査にあたっては研究業績（論文）重視の傾向がやや強いので、教育上の能力に関する評価を一層加味する必要がある。

また、教育研究活動の教員間による相互点検・評価については試行的取り組みを開始したばかりで、学生への情報公開には至っていないことから、喫緊の課題であると強く認識している。

【将来の改善に向けた方策】

教育目標の実現のためには、教育研究水準の絶えざる向上及び教育研究活動のさらなる活性化が必須である。これらを支えるには、教育研究能力や実績を適切に評価するシステムの構築が不可欠であることから、組織的検討の場として「教育研究能力等の評価方法に関する検討会」（仮称）を設置する。

（大学と併設短期大学（部）との関係）

VIII. 1. 11 【大学と併設短期大学（部）における各々固有の人員配置の適切性】

【現状説明】

現在、本学は短期大学を併設していない。1966（昭和 41）年に開設した山梨英和短期大学については、2002（平成 14）年 4 月 1 日で学生募集を停止し、当該短期大学在学生の卒業を待って、2004（平成 16）年 3 月 30 日付けで行った廃止申請については、同年 5 月 28 日付けで文部科学省により認可を受けている。

2 大学院研究科の教員組織

【到達目標】

教育目標の実現に向けて教育研究活動を充実させるべく、組織の活性化に取り組む。

- ①社会や地域のニーズに即応できるカリキュラムの展開及び教育研究環境の充実を図るための人的整備を推進する。
- ②教員の資質向上を図るため、組織的取り組みにより教育研究活動の評価システムを構築する。
- ③教育研究活動及び教員の教育研究能力の質的向上に資するため、学内外の教育研究機関との人的交流を活性化する。

(教員組織)

VIII. 2. 1 【大学院研究科の理念、目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性】

VIII. 2. 2 【大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担及び連携体制確保の状況】

(教育研究支援職員)

VIII. 2. 3 【大学院研究科における研究支援職員の充実度】

VIII. 2. 4 【大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性】

【現状説明】

本大学院人間文化研究科臨床心理学専攻は一研究科一専攻で、教員組織は大学院専任教員9名(うち8名が学部所属の兼任教員)で構成している。

「本大学院学則」第1条(目的)において、「キリスト教の信仰に基づく精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養い、併せて国際的視野に立つ指導者としてのよりよき社会人を育成することを目的とする」と規定し、教育現場などにおける心理的危機への介入を通じて、地域の要請に応えることのできる臨床実践を行う高度の専門的職業人を養成することを教育目標に掲げ、本学人間文化学部を基礎として設置した大学院である。したがって、心理臨床領域のカリキュラム及び実践としての現場実習に重点を置いた特色ある教育課程の展開を実現できる教員をもって充てると同時に、本大学院の特色として、「人間性と宗教特論」及び「生と死の臨床特論」(いずれも選択、隔年開講)を担当する教員を配置している。

また、社会情勢や地域からの要請の変化に伴い、設置当初の教育現場を中心とする臨床心理学的支援を行う人材養成から、医療、福祉及び企業の各現場において実践を行う専門的職業人の養成へと拡充させるために、必要な領域を網羅すべく組織の充実に努めてきたところである。

2008年度における教員と在籍学生数との対比は、専任教員9名(教授6名、准教授2名、講師1名)に対して在籍学生30名で1:3.3となる。

加えて、「本大学院人間文化研究科臨床心理学専攻所属教員の資格認定に関する規則」に基づく研究指導教員（全員教授）が4名、研究指導補助教員が2名となっており、大学院設置基準上必要専任教員数を満たしている。

組織的な教育を実施するにあたっては、研究指導教員及び研究指導補助教員並びに科目担当教員を配置し、主要科目については教授が主に担当することとしている。修士論文指導は研究指導教員及び研究指導補助教員をもってあて、後者が担当する場合は副査を務め、前者が主査となる。

各専任教員は、大学附置施設である心理臨床センターにおける実習、臨床事例検討及び事例指導（スーパービジョン）を、当該センター所属のカウンセラーと連携して担当するとともに、学外の医療または教育機関などにおける臨床実習指導及び臨床実践指導を当該機関の実習担当者（臨床心理士有資格者）と協力して行う。

具体的には、学内における臨床実習は専任教員または心理臨床センター所属カウンセラーのいずれかが初診（インターク）を行い、その報告に基づき大学院学生全員を含めて内容を検討したうえで、当該事例担当の大学院学生並びに心理査定を必要とした場合の査定担当大学院学生をそれぞれ決定し、教員は当該学生のスーパーバイザーを担当する。

また、学外における臨床実習では専任教員が実習先の指導者と連携しながら指導し、実習終了後に大学院学生全員を参加させて報告会を開催して、経験を相互共有することとしている。

本専攻にあっては、心理臨床センター所属のカウンセラー（同時にインターカーの役割を持つ）が大学院学生の行う臨床及び研究活動に対して様々な形で支援を実施していることから、本来の意味とは異なるものの、研究支援職員としての任を果たしているといえる。

大学院教員との連携・協力関係については、現在、心理臨床センター所属カウンセラー（インターカー）全員が非常勤であるため、事例検討（ケースカンファレンス）の場に常時揃って参加することができない体制となっており、情報共有や連絡調整などは専任教員がカバーすることで関係を構築し発展に努めている。

【点検・評価、長所・問題点】

専任教員が研究指導や事例個別のスーパービジョンなどを通して、特定の学生に偏ることなく指導を行うこと、また学内外の臨床現場に所属する実践家も個別の事例を通じてスーパービジョンをはじめとする多角的な指導を学生に幅広く行うことができるシステムとなっている。このことは、専門性ゆえに狭くなりがちな学生の視野を広げることに寄与するとともに、専門的職業人として社会に進出する際の現実的な道筋となる可能性も持ち合わせている点で、教育目標に照らして有効であり、同時に組織的教育を実施するための役割分担及び連携体制を整えているということができる。

一方、心理臨床センターにおける相談事例の増加に伴う実践、学生指導及び学外関係機関との連携協力体制拡充のための各種支援活動などが、臨床心理士有資格者である専任教員に過重になりつつある。加えて、変化しつつある社会的・地域的ニーズになお一層応えていくためのカリキュラム展開を図る必要性からも組織の充実が必要である。

また本専攻にとっては、実験・実習を伴う授業の円滑な実施並びに資料及びデータの収集、整理、分析などに関する人的支援体制の整備は、教員及び大学院生の教育または研究活動への貢献

度を考えると、財政事情はあるものの学部同様に必要性が高いといえる。

【将来の改善に向けた方策】

当面の措置として、様々な心理臨床分野において欠くことのできない心理査定を専門とする専任教員の増強を図り人的充実に資する。また、本大学院の教育研究のみならず地域貢献の観点からも重要性が一層高まっている心理臨床センターに、スーパーバイザーとしての経験豊かな臨床心理士を任用して、大学院学生への臨床的指導を強化することで学習及び研究効果の向上に貢献させる。

また、中・長期的な視点で教員組織の充実に構想しつつ、企業現場における心理職を目指す学生の育成を重点目標に、産業心理学を専門とする教員採用の検討を開始する。これは、学部における2009年度開始予定の新教育課程（「心理社会コース」）の充実に寄与するものである。

一般研究支援職員の充実にあっては、まずは適正な体制整備計画を策定し、全学的なコンセンサスの確立を図り、並行して業務の効率化に努めながら研究環境に大きな支障を生じないよう配慮しつつ取り組みを進めることとする。併せて、研究支援職員の制度化に関する検討を早急に開始し、方向性を2009年度中に決定する。

（教員の募集、任免、昇格に関する基準、手続）

VIII. 2. 5 【大学院担当の専任教員の募集、任免、昇格に関する基準、手続の内容とその運用の適切性】

（教育・研究活動の評価）

VIII. 2. 6 【大学院研究科における教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性】

【現状説明】

現在のところ、大学院専任教員にあっても学部専任教員としての募集、採用及び昇任に関する基準、手続に則り原則実施していることから、前述（P.96）のとおり、「本大学専任教員の採用手続に関する内規」、「本大学教員資格審査に関する規程」、「本大学教員資格審査に関する規程施行細則」に基づく点は同様である。そのうえで、「本大学院人間文化研究科臨床心理学専攻所属教員の資格認定に関する規則」に基づき、大学院における研究指導教員または研究指導補助教員に関する資格審査を実施している。なお、「同規則」の審査基準項目は論文などの研究業績、教育歴、臨床歴、臨床指導歴及び修士論文指導歴などであり、特に臨床実務経験及びスーパービジョン指導歴を重要視していることが特徴である。

大学院専任教員の教育活動及び研究活動の評価については、前記のとおり採用及び昇任時における研究指導教員または研究指導補助教員に関する資格審査に際しては実施しているといえるが、検証的かつ明確な評価システムとしては確立していない。

【点検・評価、長所・問題点】

大学院開学5年目を迎える今日にあって検討段階に至っていないことは大きな問題であることは否めない。大学院としてのFDへの取り組みの遅れとともに、一刻も早く具現化に向けた行

動を開始すべきと考える。

【将来の改善に向けた方策】

学部在先んじて一定の成果を導くことが急務であることから、検討時期を 2009 年度中に区切り、到達目標を明確にしたうえで評価システム構築のための検討会を設置し協議を行い、2010 年度からの実現を目指す。

(大学院と他の教育研究組織、機関等との関係)

VIII. 2. 7 【学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性】

【現状説明】

本大学院専任教員のほぼ全員（教授 1 名を除く）を学部教員が兼担していることから学内にあって両者は一体の関係にあり、自然な形で人的交流を実現している状況といえる。中でも生と死の教育を専門とする教員が授業科目「生と死の臨床特論」を講義していることは、“人間文化学”を通して教育目標を達成しようとする本学全体の特色を示す好例である。

また、大学附置の心理臨床センターや学外機関の山梨県総合教育センターなどにおいて、大学院専任教員が臨床指導に携わっていることで、当該機関所属のスタッフとの人的交流が実現している。しかし、他大学院との組織的な人的交流は今までのところ実現していない。

【点検・評価、長所・問題点】

学内における人的交流は“人間文化学”の本来の趣旨からすれば決して満足できる状況ではなく、2009 年度からの新しい教育課程の開設を契機に一層の活性化を図る必要がある。

また、教育研究組織との交流とは明確に位置づけできないが、学外における大学院学生の臨床実習実施施設（精神科設置病院、適応指導学級など）の場を中心として、大学院専任教員が講演、相談、心理面接、事例検討会講師などを行うことで貢献し、関係諸機関との連携に繋げていることは一定の評価ができるものとする。この関係を発展させて双方向性を持たせた密な人的交流を展開する必要がある。

【将来の改善に向けた方策】

学外諸機関へ向けた一方通行的な連携のあり方を超えて、関係者が本大学院の事例検討会や研究会などに参加する機会を設けることで、さらなる交流の活性化を図る。また 2008 年度には、県内大学医学部附属病院との間に組織的人的交流の萌芽を見出すに至ったことから、より積極的な姿勢で実現に至るよう取り組みを進める。

さらに、本大学院の授業科目を担当する兼任教員は臨床心理学の分野においては実績豊富な教員であることから、2009 年度からは授業以外の場における懇談会やセミナーを開催し、交流を一層活発にすることで、当該者が所属する本務先との組織的交流の展開の一助とする。

IX 事務組織

【到達目標】

- ① 教学組織と事務組織が、それぞれの特性を生かしつつ、連携協力関係を相乗効果的に強化できるシステムを構築し、効率的な運営を目指す。
- ② 事務職員の資質の向上を図り、もって事業計画の着実な推進及び大学運営に寄与するための効果的な研修制度を確立する。

(事務組織の構成)

IX. 1 【事務組織の構成と人員配置】

(事務組織と教学組織との関係)

IX. 2 【事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況】

IX. 3 【大学運営における、事務組織と教学組織の相対的独自性と有機的一体性を確保させる方途の適切性】

【現状説明】

事務組織の構成及び人員配置については、大学基礎データ（表 19-5）（P. 184～185）に記載したとおり、事務部から大学院まで合わせて専任職員が 13 名、常勤嘱託職員 10 名、兼務職員 22 名の計 45 名となっている。事務組織の中の教学部門は教務部及び附属図書館であるが、他の部所も間接的に教学組織との連携協力体制を整備している。

本学の教学組織は一学部一学科及び一研究科一専攻と規模が小さく、表 IX-1 「2008 年度 山梨英和大学（大学院を含む）運営組織図」のとおり、学部及び大学院の審議機関としての教授会及び研究科委員会のもとに全学運営組織として大学運営委員会及び大学運営協議会を設置し、学部における教育及び研究に関しては学科を構成する 3 つの学問分野別に「心理カウンセリング」、「情報メディア」、「表現文化」の各分野会議及び共通科目委員会を、大学院研究科には専攻会議を、資格課程として教職課程、司書・学芸員課程及び日本語教員養成課程の運営委員会をそれぞれ設置し、定期的または適宜開催している。また、専門事項を審議する各種委員会として、宗教委員会、図書館運営審議委員会、教務委員会、学生委員会、進路支援委員会及び入試委員会を設置し、定期的に開催するとともに、国際交流に関する委員会及びエクステンション委員会を設置し、適宜開催している。

事務組織及び教学組織の連携にあつて中心的役割を担うのは、教務部である。教務部は学部及び大学院双方の教務事務（授業、履修、試験及び成績などに関すること）を行い、教務委員会及び共通科目委員会の運営を所掌している。附属図書館事務室にあつては、図書館に関する事務（選書、収書、閲覧、貸出及び利用案内・指導などに関すること）を行い、図書館運営審議委員会の運営を所掌している。一方、管理事務部門であっても、例えば教授会で審議する人事案件について事務部は密接な関わりを持っている。このように、本学の事務組織は教学組織との間にそれぞれ独自性を保ちながらも、学部及び大学院研究科の教育目標を達成するため、委員会審議の運営

などを通じて有機的一体性を確保すべく、教学組織との連携協力を重要視しつつ業務を実施している。

【点検・評価、長所・問題点】

教育課程を時代のニーズに応じて改編する作業など、教学的課題に関して事務組織が対応すべき事務量は年を追うごとに増大している。また、直面する課題はいずれも高度化・複雑化しており、解決の困難度も高くなってきている。同時に、大学の将来を見据えた中・長期計画の企画・立案を行う必要があるが、当面の課題解決に忙殺されるため、必ずしも充分とは言えない状況である。

教学組織との連携協力関係について点検すると、①執行機関としての事務組織及び審議機関としての教務委員会（または図書館運営審議委員会）の間における乖離の有無については、教務部長（または図書館長）は教授が併任しているため調整機能は有効に働き、連携の強化に繋がっていると考える、②教育研究組織の最小単位である各分野単位から原則として同人数の教員を選出して各種委員会委員を構成するので、各分野会議と教務委員会（または図書館運営審議委員会）間の協議内容は相互に反映し合うこととなり、システム上は問題ないといえる、③連携協力関係の確立は、スタッフと教員間の意思疎通、スタッフの運営能力及び人的構成の三要素を必要とすることから、スタッフの質的向上及び適切な人員確保が課題である一となる。

【将来の改善に向けた方策】

大学における改革の推進及び教育研究機能の充実などに貢献すべく、事務組織と教学組織との機能分担及び連携協力関係の一層の展開を図るためには、業務の専門性や効率性の向上が必要なことから、事務組織責任者を横断的に構成した部局会議を運営することとし、実施にあたっては大学の方針を明示し責任分担を明確にしたうえで、各部所間における調整の意識化を図る。また、現行の事務連絡会についても、教授会及び研究科委員会の内容報告並びに必要に応じて理事会報告による情報共有が主であるが、各関係部所の懸案事項や調整事項など必要案件についての検討・確認などを、他大学の先行事例を研究しつつ今後実施してゆく。

（事務組織の役割）

- IX. 4 **【教学に関わる企画、立案、補佐機能を担う事務組織体制の適切性】**
- IX. 5 **【学内の意思決定、伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性】**
- IX. 6 **【国際交流等の専門業務への事務組織の関与の状況】**
- IX. 7 **【大学運営を経営面から支えうるような事務機能の確立状況】**

（大学院の事務組織）

- IX. 8 **【大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画、立案機能の適切性】**
- （スタッフ・ディベロップメント(SD)）
- IX. 9 **【事務職員の研修機会の確保の状況とその有効性】**

【現状説明】

本学院は、大学の他に中学校・高等学校及び幼稚園を併設している関係から、学校法人本部の総務、経理及び広報部門以外は、すべて設置施設内に事務組織を置き、本学にあつては構成する事務部、チャペルセンター、附属図書館、教務部、学生部、進路支援室、入試部に加え、国際交流に関する事務を所掌する国際交流センター、生涯学習に関する事務を所掌するエクステンションセンター、外来の相談者に対応する心理臨床センターを設置することで新たな領域へのニーズに対応し、同時に業務の専門及び特化を推進している。

教学に関わる企画、立案、補佐機能を担う事務組織は前述のとおり主に教務部が担っており、教務部長（教授が兼任）の他教務スタッフ6名（専任職員2名、常勤嘱託職員1名、兼務職員3名）により教学に関する種々の企画、立案に必要な調査や情報提供、教授会における教学的事項を審議する際の資料作成などを行っている。

学内の意思決定に寄与し、また伝達する役割は、表IX-1「2008年度 山梨英和大学（大学院を含む）運営組織図」における各種委員会の事務を所掌する部などがこれを担い、大学運営を経営面から支える役割は、事務部がこれを担っている。事務部は大学の意思決定プロセスである大学運営委員会、大学運営協議会並びに学部教授会及び大学院研究科委員会に関与し、理事会において議決が必要な案件については、資料を添えて理事会あて提出する作業をも担っている。

専門業務への事務組織の関与状況は、国際交流の業務にあつては、カナダにある相互交流協定校における中期留学研修を円滑に実施するために現地駐在顧問を1名配置し、本学内の国際交流センター長には本学院の設置する中学校・高等学校において韓国との交流の任に長年当たってきた者をもってあてている。入試に関する業務にあつては、公立高校長を経験した者を教育顧問として2名（山梨県担当、長野県担当各1名）配置し、高校との接続の観点から学生募集及び初年時教育の実施などに関する指導・助言の任にあてている。また、就職支援に関する業務にあつては、学外からキャリアコンサルタントを専門とする者を就職顧問として1名招聘し、進路支援室業務に関する指導・助言の任にあてている。

一方、専門業務への事務組織の関与として、これまでにはあまり見られなかった新しい課題が浮上してきている。つまり自分で模索し道を切り拓けない、正課教育だけでは十分に自立することが困難なタイプの学生に対応できる学生支援組織の構築が急務ということである。これに対応するため学生支援に関する検討会を設置し、学生相談に関する有効な組織のあり方を検討した結果、従来独立していたカウンセリングセンターを学生部所掌とし、学生が利用しやすいよう学生相談室と改称するとともに、学生生活全般に対する相談窓口としてのインテーカーを配置して、主に心理相談を行うカウンセラーとの連携体制により任務を遂行できるよう実現した。

大学院を時代の要請に応えつつ改善するためには、事務組織の充実化も併せて実施する必要があるが、現在のところ学部共通の事務組織において運営している。本学の規模で、大学院に独立した事務組織を設置する必要があるかどうかについては、依然検討段階にある。

教学組織から提案のある新たな課題に対応するため、事務職員の研修機会を設け、スタッフ・ディベロップメントを図ることとしており、2007年度における研修機会の確保については、表IX-2「2007年度 研修実績」のとおり、階層別研修は1名のみの参加となったが、専門業務研修は延べ28名であった。

【点検・評価、長所・問題点】

教学に関わる事務組織体制は、専任職員の数と習熟度からみても決して十分であるとはいえない。職員間での習熟度の開きが大きすぎるため、業務の繁忙期におけるチェック体制が十分に機能しないことを一例として挙げるができる。そのうえ、企画、立案、補佐機能を担う体制が不十分という状況でもある。

また、能力開発を重要な検討事項と位置づける。教学に関わる企画、立案、補佐機能を担うスタッフ、大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての役割を担うスタッフ、学内の意思決定・伝達システムを十分に活用し、効果的な改善を図ることができるスタッフ、学生募集、就職支援、国際交流などの専門業務を担い得るスタッフ及び大学運営を経営面から支え得るスタッフ等々それぞれの能力については年々レベルアップが要求されている。このことから、事業計画の確実な達成及び将来を見据えた企画・運営能力などの開発のための人事管理システムの導入が必要である。

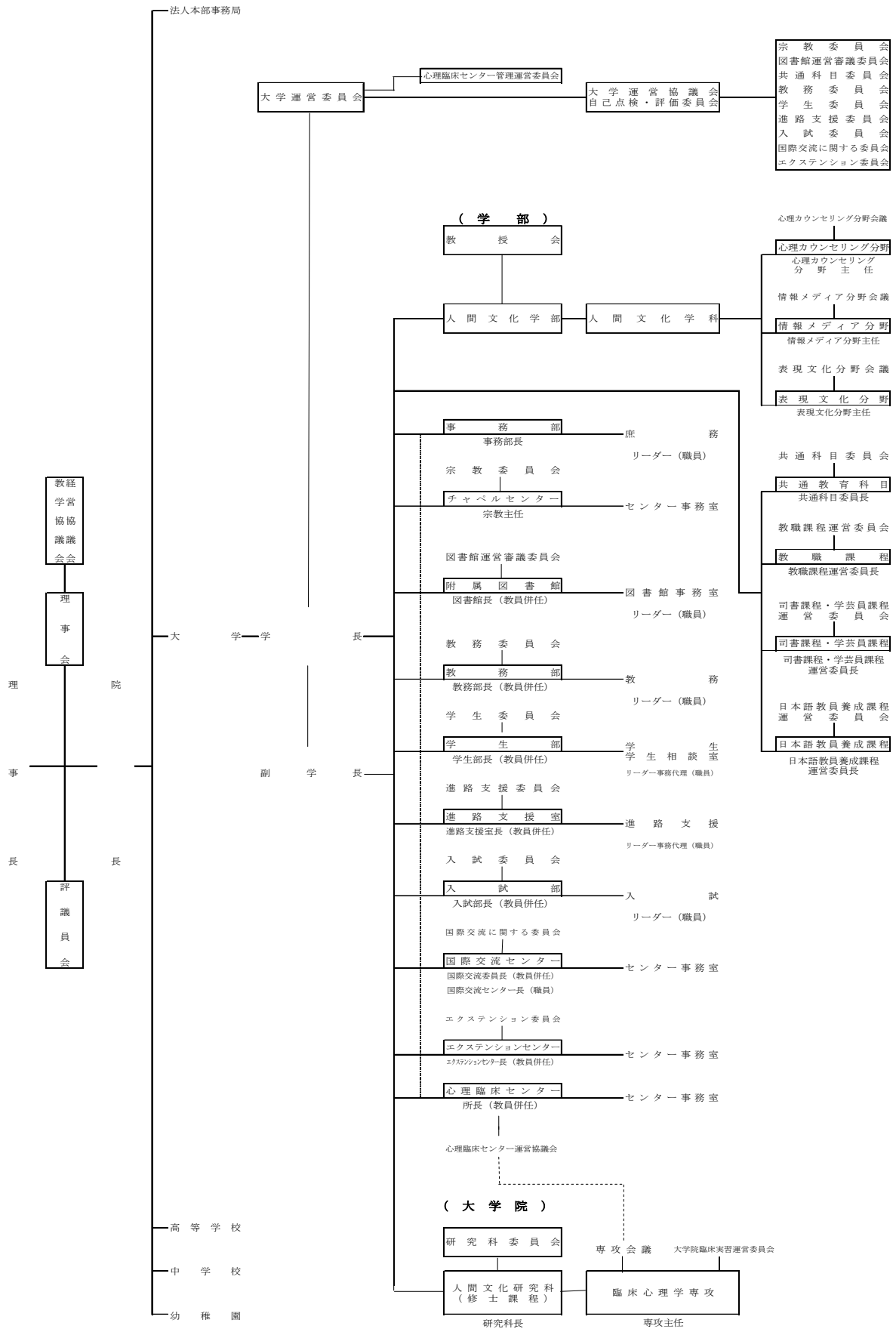
【将来の改善に向けた方策】

教学に関わる事務組織体制については、一定以上の習熟度を有した専任職員の数を、兼務職員の数を減らすことにより確保する方向で検討を開始し、企画、立案、補佐機能を担うことのできる体制の整備を進める。

本学の事務職員人事は、各職員からの「自己申告書」の提出、法人本部事務局長によるヒアリング、人事に関する検討会議を経て、理事会において最終決定する。研修計画（階層別研修：初任者研修、中堅職員研修、中間管理職研修など。専門業務研修：図書館、教務、学生支援、進路支援、学生募集、会計、国際交流、生涯学習など）の立案・実施、適切な人事異動及び人事考課の実施とそれに基づく待遇への反映などについては、一層の推進を図るために着手可能な計画から順次実行に移すこととする。

表IX-1 「山梨英和大学(大学院を含む。)運営組織図」

2008年5月1日現在



表IX-2 「2007年度 研修実績」

区分	研修の種類または 研修派遣部所	派遣人数 (延べ数)	主 な 研 修 内 容
階 層 別 研 修	初任者研修	—	
	中堅職員研修	1	・日本能率協会中堅社員ヒューマンスキルアップコース研修会
	中間管理職研修	—	
	計	1	
専 門 業 務 研 修	事務部	3	・私立大学等経常費補助金事務担当者研修会 ・科研費不正使用防止のために研究機関がとるべき対策セミナー ・科学研究費補助金等に係る危機管理に関する研修会
	附属図書館	8	・図書館広報実践講座 ・著作権セミナー ・全国図書館大会 ・図書館協議会研修 ・研究分科会報告大会 ・図書館職員サビース講座 ・図書館等職員著作権実務講習会
	学生部	6	・入管協会外国人学生に係る入国・在留手続研修会 ・全国大学保健管理協会関東甲信越地方部会研究集会 ・災害救援ボランティア講座(救命技能講習等) ・日本心理臨床学会大会ワークショップ ・全国学生相談研修会 ・学生相談インターカセミナー
	進路支援室	9	・就職部活動支援セミナー ・日経人事・就職セミナー ・全国就職指導ガイダンス ・キャリア形成支援支援協議会 ・私大職員研修センター就職活動に対する実践的指導講座 ・山梨県内大学就職指導研究会 ・合宿研修会 ・インターシップ推進フォーラム ・大学職業指導研究会
	入試部	1	・学生募集戦略セミナー
	エクステンションセンター	1	・大学公開講座研究会公開シンポジウム
	計	28	

X 施設、設備

【到達目標】

教育研究活動、学生支援に関わる情報インフラを漸次整備し、利用改善を図るとともに、課外活動の活性化に資するよう施設、設備の整備拡充を計画的に実施する。

(施設、設備等の整備)

X. 1 【大学、学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設、設備等諸条件の整備状況の適切性】

【現状説明】

本学は山梨県甲府市横根町に位置し、短期大学移設時に開発した校地 54,037 m² (設置基準上必要校地面積 10,400 m²) の中に、14,971.89 m² の校舎面積 (設置基準上必要校舎面積 5,751.2 m²) を有している。キャンパスは当該1箇所であり、大別して講義棟 (講義室、演習室、実験・実習室など)、研究棟 (教員個人研究室、共同研究室など)、大学院 (大学院専用講義室、実習室、観察室など)・学生食堂棟、附属図書館、体育館、事務棟をそれぞれ設置し、教育研究目的を実現するための基本的な施設・設備は概ね整備済みである。20室ある講義室、演習室などは、学部専用が4割を、大学院専用が1割をそれぞれ占め、半数は共同使用している。実験・実習室には、語学学習、情報処理関係のほか、心理学実験及び臨床心理関連プレイルームとそれに伴う観察室などを備えている。

学部及び大学院における講義室・演習室規模別使用状況は、大学基礎データ (表 40) (P. 221) のとおりであり、学部にあっては60人以下の収容人員である演習室の使用率が全体の2/3を占めている。総体的には稼働率は比較的余裕があるといつてよい。

【点検・評価、長所・問題点】

建設から13年を経ているが、施設内外への定期的なメンテナンスの実施により現在まで特に目立った支障が生じたことはほとんどない。ただ、中・長期的な展望に立って施設・設備などの維持管理に関する対応策を準備することは必要である。

【将来の改善に向けた方策】

本キャンパスは、市街地に建設していることから法的に一定の制約があり、校地内であってもこれ以上の増設には限度があるため、喫緊の課題として必要に迫られた場合には既存施設を転共用するなどの措置を講じるとともに、財務状況を勘案しながら、諸施設の充実を図る計画を策定する。

X. 2 【教育の用に供する情報処理機器などの配備状況】

【現状説明】

マルチメディアを使用する授業の大幅な増加に伴い、講義室及び演習室にプロジェクターなどの音響・映像機器の設置を順次進めており、2008年度までに6割程度の設置を完了しつつある。現在まで未設置の教室については、DVDやVHSなどの視聴覚教材を必要とする場合には、共同研究室に設置している可動式映像機材（3台）を移動して使用している。

本学では、ITリテラシーの徹底を図るため、学生がパソコンを経済的に購入できるよう斡旋するとともに、学内に使用可能なパソコンを配備するよう配慮している。配備状況については、授業用も含めると、CALL教室50台、情報処理教室86台（授業用63台、その他23台）、卒業研究実習室11台、情報メディア共同研究室1台、心理学実験室12台、心理カウンセリング共同研究室2台、表現文化共同研究室2台、附属図書館11台、進路支援室4台、大学院講義室6台などとなっている。また、心理学実験室には生理心理学用実験機材や各種心理検査用具を、大学院にはプレイセラピー（遊戯療法）のための各種用具をそれぞれ整備している。

【点検・評価、長所・問題点】

整備状況が少しずつでも好転していることは長所であるが、試験やレポートの提出時期になると使用可能なパソコンの不足を訴える学生もいるので、年間を通じた使用頻度のばらつきは避けられないが、一層の拡充が望ましい。

【将来の改善に向けた方策】

情報処理機器などの整備にあたっては、量的な充実とともに、時代に合わせたシステムやコンテンツの拡充が必要となることから、財政状況を鑑みながら、計画的に対処する。

（キャンパス・アメニティ等）

X. 3 【キャンパス・アメニティの形成、支援のための体制の確立状況】

X. 4 【「学生のための生活の場」の整備状況】

X. 5 【大学周辺の「環境」への配慮状況】

【現状説明】

甲府市郊外の小高い山の麓に位置する本学は、緑に囲まれ落ち着いた雰囲気を持し、自然と調和したキャンパスとして内外からの評価が高い。講義棟、研究棟、大学院・学生食堂棟、附属図書館、体育館を回廊で繋ぎ、雨に濡れずに移動できるのが特色である。最寄り駅（JR中央本線の石和温泉駅及び酒折駅）から徒歩25分程度の距離に位置するため、学内駐車場（150台収容）と駐輪場（350台収容）を設置し、駐車場については許可制で年額28,000円を徴収している。また、大学院生用に駐車場を別途確保している。

全学生のための生活の場として、450名収容の学生食堂「かえでホール」、50名収容の談話空間「さくらホール」、附属図書館に併設している60名収容のラウンジ、各種イベント活動の場としてグリーンバンクホール・エントランス、学生相談室及び憩いのスペース（多目的ルーム）を整備している。また、講義棟内には学生用ロッカーを備え付けている。課外活動の拠点であるクラ

ブハウスは現在の大学院棟に設置していたが、2004年度大学院開学以後は仮設プレハブに移設しており、新設に向けて後援会を通じた寄附金を募っている状況である。

運動施設としてはグラウンドと体育館を設置しているが、前者はサッカーコート1面を取るのが難しい程細長い形状、後者は公式競技会を開催できないフローリングとなっている。現状の不備を補う措置として、学生会に近隣のスポーツ施設を利用する体育系クラブやサークルに対する補助金制度を設けるとともに、山梨英和大学後援会による「強化クラブ費」の補助を行い、課外活動活性化の一助としている。

また、受動喫煙対策としてすべての建物内での禁煙を敢行し、喫煙者に対しては屋外の特定箇所を喫煙場所として指定し、分煙を進めている。

キャンパス・アメニティを形成、支援するため、毎年度末に全学生に対して「学生生活満足度アンケート」を実施し、係る結果を学生支援推進会議（教務部、学生部、進路支援室及び事務部庶務の担当で構成）における分析、検討を通じて可能なところから改善に取り組んでいる。

大学周辺「環境」への配慮として、学園祭などの屋外イベント開催時における騒音対策や迷惑駐車防止に取り組むことで、近隣住民との良好な関係を築いている。迷惑駐車に関しては、駐車許可を得ていない学生が緊急時に路上駐車するケースが出てきたため、2008年6月から緊急時における駐車特別許可を開始した。

【点検・評価、長所・問題点】

大学生生活に適応しにくい学生が増えつつある状況にあって、学生相談室や憩いの場を設置していることは大きなサポートとなっている。また、アメニティ向上を目的とした「学生生活満足度アンケート」を有効活用し、学生支援推進会議を通して特にソフト面では迅速な改善が実現している点（2008年度前期には、窓口対応の改善、緊急時駐車特別許可制度、エコロジーによる学生食堂木製割り箸の廃止など）は評価できる一方、ハード面については財政的問題の理由から目立った改善には至らない状況である。

また、外部委託業者が運営する学生食堂や売店の営業時間の短さ、営業内容などについても学生のニーズに十分応えているとは言い難い。

運動施設の不備は、課外活動促進の観点からは見逃すことのできない課題である。

仮設クラブハウスに対する学生からの不満は多いが、新設のための財源確保には依然として時間を要する。

【将来の改善に向けた方策】

キャンパス・アメニティの形成及び支援を充実するうえで、運動施設などハード面での拡充に財政問題は避けて通れないが、中・長期的展望に立った計画的具體策の検討は不可欠である。

学生食堂と売店の運営に関しては、2008年度中に委託業者の変更を視野に入れて、学生ニーズへの積極的対応を前提に改善を図ることとする。

X. 6 【施設、設備面における障がい者への配慮の状況】

【現状説明】

本学は、エレベーターの他に移動をサポートする手段としての各棟を繋ぐ回廊、講義棟、研究棟、大学院棟、図書館入口、保健室周辺などの段差を解消するためのスロープ（場所によって滑り止めや手すりを伴う。）並びに障がい者用トイレ（講義棟、研究棟、大学院棟、附属図書館、学生食堂）及び障がい者専用駐車場の確保などによりバリアフリー化に向けた取り組みを行っている。体育館の入口には現在も段差があるが、可動式スロープを配備して適宜対応している。加えて、前述の学生相談室及び憩いのスペースは発達障がいを抱える学生やメンタル面でケアを必要とする学生などにとっても有用な施設となっている。また、既述のとおり 2007 年度には学内に AED（自動体外式除細動器）を設置した。

【点検・評価、長所・問題点】

車椅子使用あるいは両松葉杖使用の肢体不自由学生を受け入れた際には現状の設備で支障はなかった。入学希望者に対しては事前に現状を説明し理解を得るよう機会を設けているが、視覚及び聴覚障がい者に対するハード面での配慮は未だ十分ではない。

【将来の改善に向けた方策】

聴覚障がい者に対しては、ノートテイクなどソフト面での配慮はこれまでも実施しているが、ハード面では例えば緊急時における伝達装置（パトライト）などの設置、視覚障がい者に対しては点字による危険箇所（階段、エレベータなど）表示などの設置について、学生支援推進会議で早急に検討し計画を策定する。

X. 7 【キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線、交通手段の整備状況】

【現状説明】

本学は1箇所のキャンパスに全施設を備えていることから、移動の必要はない。

（組織・管理体制）

X. 8 【施設、設備等を維持、管理するための責任体制の確立状況】

X. 9 【施設、設備の衛生、安全を確保するためのシステムの整備状況】

【現状説明】

施設及び設備の管理については、「学校法人山梨英和学院経理規程」及び「同固定資産及び物品管理規程」に基づき適正に実施している。

施設運営上の組織として、キャンパス整備（転用、共用、増設）については大学施設転共用等検討会における結果を学長あて答申し、優先順位を考慮して教授会における審議、理事会における承認を得て、実施することとしている。

また、当該年度に突発的に発生した自然災害により復旧作業の必要が生じた時は、大学運営委員会に計画案を諮り、補修などを行っている。

施設の維持、管理の事務組織上の所轄部所としては、事務部庶務（事務部長、庶務リーダー、庶務担当3名及び業務員4名により構成）がこれに当たり、管理に関する各専門業者（防犯警備、建物、電気設備、空調設備、消防設備、水槽設備、昇降機、事務機器、樹木整備など）を選定し、適正な業務内容及び価格において保守等契約を締結し維持・管理している。

施設、設備の衛生については、日常の点検管理業務を事務部庶務スタッフ（担当1名及び業務員3名）でこれを担当し、法定点検及び法定検査などの専門性を有する業務内容及び不測の事態が発生した場合の措置にあつてはメンテナンス業者による対応を行う体制を敷いている。安全確保としての警備体制は、平日の午前7時30分から午後9時までの間は業務員が交代で守衛業務を行い、それ以外の時間及び休日にあつては機械警備を設置し、異常の際は外部委託の警備会社へ通報され警備員が対応するとともに、所轄部所の責任者（事務部長）に連絡するシステムをとっている。

【点検・評価、長所・問題点】

大規模大学における施設の管理運営組織については、施設管理運営委員会及び予算委員会を併設し、有機的に運営しているところもあるが、本学のような小規模大学においては、両委員会とも設置していない。したがって、学長に権限が集中し、迅速な対応が可能な反面、教職員のコンセンサス形成には不十分なところもある。

事務の執行にあたっては、集中化を図って効率的な運営を行う一方で、業務繁忙期には対応が遅れる場合もある。担当部所が少人数であることに加え、管財上の専門知識が要求されるため、学院内に管財課を設置してエキスパートを1名配置するか、または外部委託とするかについて検討を行った結果、外部専門業者に委託し、建物補修の際に適正工事か否かの判断を求めることとした。したがって、学(院)内にはエキスパートがいないので、人事異動を行った場合は習熟するまでの間、業務に多少の支障を来す懸念のあることが課題である。

衛生面及び安全面については、日常対応しているスタッフの専門性が未熟であること、不測の事態への迅速かつ的確な対応が不備であること、夜間及び休日時の有事対応が十分ではないことなどが課題となっている。

【将来の改善に向けた方策】

施設の管理運営組織については、必要度や緊急度から判断して、予算委員会を先ず立ち上げることが良策である。

施設管理事務の執行体制については、理想的には管財のエキスパートを学内に配置することであるが、法人本部に配置する方が同一法人内の他の設置施設にとっても活用できるので効率的であるとともに、施設、設備を今以上に良好に維持・管理し、併せて衛生・安全性の確保に貢献することとなる。

また、衛生及び安全面での課題への対応として、スタッフの研修機会の確保、関連資格の取得に向けた支援を図るとともに、特定部所に偏ることなく全学的な対応体制を構築することでマンパワーの確保に資する。

XI 図書館及び図書・電子媒体等

【到達目標】

- ①教育研究及び学習支援並びに教養教育に資するための各種資料の体系的整備
学部及び大学院の教育及び研究拠点としての使命を達成するため、必要な内外の図書、学術雑誌、新聞、電子媒体等蔵書の一層の充実を図る。
- ②図書館有効活用のための施設、設備及びサービス環境の整備
利用時間の確保、書庫の開放等利用環境のさらなる向上、情報機器の充実など学習拠点としての使命を十全に果たすための環境を整備する。
- ③図書館サービスの地域開放
所蔵する専門資料を学外に広く開放することで地域の知的レベルの向上に資するとともに、生涯教育への支援を強化し、地域社会における大学の使命を果たす。

(図書・図書館の整備)

- XI. 1 **【図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性】**
- XI. 2 **【図書館の規模、開館時間、閲覧室の座席数、情報検索設備や視聴覚機器の配備等、利用環境の整備状況とその適切性】**

【現状説明】

本学附属図書館は、大学が掲げる理念や教育目標を実現するための基盤的施設として、図書、学術雑誌などを収集し、学内は勿論、広く地域社会に向けてそれら資料及び情報を有効かつ適切に提供、発信することを使命としている。

この目的を実現するため、学部生、大学院生及び教員に対して学習及び教育研究上必要な図書、資料を系統的に収集・整備し、利用に供するとともに、地域社会に対し、生涯学習における知的拠点として担う目的の実現に向けて、図書館運営の円滑化を図っている。

本学では、図書館運営を円滑かつ適正に行うために図書館運営審議委員会を設置している。一学科を構成する3つの学問分野（心理カウンセリング、情報メディア、表現文化）がそれぞれ選出した委員3名及び図書館長によって構成し、全学的視点で意思疎通を図りつつ適正に運営している。併せて、同一の構成員による本学紀要委員会を設置し、大学における研究成果や教育実践を報告するための「山梨英和大学紀要」を年に1度発行している。

2008年5月現在で蔵書総数は126,820冊であり、そのうち約90%が開架図書である。過去3年間（2005年度～2007年度）の受け入れ冊数は合計5,624冊で、年平均1,875冊を受け入れていることになる。2007年度にあつては、在籍学生数（学部生1,035名、大学院生30名）に対して、1名平均約1.65冊となる。学術雑誌は、タイトル数で280種、うち継続購入分は心理学系の洋雑誌33種及び和雑誌23種、文学系の和雑誌19種及び洋雑誌3種等が主である。視聴覚資料は2,365点、新聞は9種である。

図書館運営審議委員会が学部及び大学院から要望のあった図書をカリキュラムに沿って適切に選定している。また、図書館職員（司書）及び利用者の希望を積極的に取り入れることとしており、教養に資する図書や視聴覚関連資料を中心に購入している。

蔵書の特色としては、語学、文学系が充実し、また特別コレクションとして全国的にも有数の「門脇文庫」という聖書コレクションを有し、また英文学系の「市河三喜文庫」など貴重な個人コレクションを有している。

図書館の規模は、延床面積 1,843 m²（1階 1,016 m²、中2階 150 m²、2階 677 m²、書庫 291 m²）であり、鉄筋コンクリート製の2階建てで、書庫は1階、中2階及び2階の3層構造である。図書収容能力は1・2階部分が 134,444 冊、書庫部分が 61,925 冊で、合計 196,369 冊である。2階には視聴覚資料室とマイクロリーダー室がある。

年間開館日数は 224 日、開館時間は月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 8 時までとなっている。授業は午後 5 時 50 分にすべて終了するが、その後の利用者は 1 日平均 30 名から 40 名である。閲覧室座席数は 135 席であり、学生収容定員の 12.7%にあたる。

情報検索機器については、蔵書検索用 OPAC 5 台、レポート作成用パソコン 6 台、インターネット接続端末機 5 台を設置している。視聴覚機器については AV 資料室（個人ブース 12 席、複数人数用ブース 1 席）に 13 台を設置し、視聴覚資料も適宜購入している。複写機は 1 階及び 2 階にそれぞれ 1 台設置している。

毎年 4 月から 5 月までの間並びに後期授業開始時期に合わせて、新入生（必修科目「教養演習」）並びに「専門演習」及び「卒業研究」などを履修している学生に対する利用者教育として、「図書館利用セミナー」及び「データベース電子ジャーナル実践セミナー」などを中心としたオリエンテーションを実施している。また、科目単位の課題図書コーナーや資格キャリアコーナー、教職課程・日本語教員養成課程コーナー、教員推薦図書コーナー、学生推薦図書コーナーなどを設置して図書館への関心を滋養するとともに、日常的な教育活動の促進に努めている。

また、本学専任教員の推薦図書を収録した「英和本の森」を年に 1 回発行し、併せて推薦図書に関する感想文コンクールを実施するなどして、学生の本への関心の滋養と学習の便に供している。さらに、図書館の情報誌（案内誌）として「図書館のしおり」と「図書館だより」をそれぞれ年 1 回ずつ発行している。

本学では、2008 年度から県内住民及び就業・就学者を対象として全面的な地域開放を実現している。また、卒業生及び「メイプルカレッジ」受講生には生涯学習のために本学図書館を利用できるよう、特にその利用に便宜を図っている。加えて 11 月の学園祭では「図書館フェスティバル」を実施し、「門脇文庫」などの貴重図書の展示を含めて、地域社会との交流を図っている。

【点検・評価、長所・問題点】

学生総数から見れば、蔵書数は一概に少ないとはいえないが、“人間文化学”として位置づけられているカリキュラムの多様性からすると、専門領域ごとの図書に加えて、さらに広範な領域にわたる学際的な図書の収蔵が望ましい。

図書関連予算は在学生数を積算根拠としているため、2006 年度にあつては 10,666 千円、2007 年度にあつては 8,764 千円、2008 年度にあつては 7,560 千円と年々減少し、継続図書費及び継続

雑誌費を差し引いた新規図書購入費はこれに伴って減少することとなり、結果として体系的な資料購入に支障をきたす懸念が残る。

文部科学省「平成 18 年度 学術情報基盤実態調査結果報告」によると、学生 1 名あたりの平成 17 年度図書資料費は、平均で国立大学 33.6 千円、公立大学 27.5 千円、私立大学 21.5 千円に対して、本学は 12.1 千円である。また、大学総経費に占める平成 17 年度図書館資料費の割合は、平均で国立大学 0.8%、私立大学 1.2%、本学 1.1%である。年間開館日数（224 日）は、同報告による平均開館日数（国立大学 293 日、公立大学 258 日、私立大学 262 日）に比較して少ない。今後は、利用実態や勤務体制などを考慮しつつ拡張していく検討が必要である。

情報機器については、インターネット検索が主流になってきた昨今の状況にあつて、学生からの強い要望もあり、現在設置している 5 台の端末機では必ずしも十分ではないことから、無線によるネットワーク利用ができるよう改善する必要がある。

また、相談エリアと学習エリアを区別していないため、レファレンスサービスなどを受ける学生が、その際の話し声で周囲の学習環境に支障を及ぼすことがあり、対策を必要としている。

一方、年間利用者数と年間貸し出し冊数については、努力の甲斐あつて毎年確実に増加している。また、学生に対する情報公開が進んだことで、学生アンケートにおける図書館への評価が高まったことに繋がった点も十分に評価してよい。引き続き学生の要望を十分に汲み取りつつ、図書館からのインフォメーションに力を入れていく。

今後の課題としては、2009 年度からの新たなカリキュラムの開設にあつて、人間文化学科としての特性を生かした 7 つのコースの設置に伴い、図書館の収書方針や具体的計画についても検討が必要である。

また、国際交流の活発化に伴って増加する外国人留学生に対する図書館サービスのあり方を考え、図書館資料のさらなる充実及び図書館サービスの多様性並びに図書館職員のスキル向上が重要となる。

さらに、「山梨英和大学紀要」への論文の収録点数が年々減少していることは、研究活動の活性化には逆行しており、一層の充実が不可欠である。

【将来の改善に向けた方策】

資料の整備については、現状の財政状況を勘案しつつ、一層の計画的かつ適切な予算配分を実施する。具体的には 2009 年度からのコース制実施に伴う蔵書購入方法の見直しを行い、図書館運営審議委員会が申請を集約して検討し、体系的な収集プログラムを作成する。

利用環境については、利用者持ち込み端末用インターネット使用可能環境（無線 LAN の設置を含めて）を部分的にでも 2010 年度までに整備する。

図書館職員の能力向上に向けて、各種研修会への参加、先行する他大学との交流、今後実施が予想される大学コンソーシアムやまなしによる研修プログラムなどに積極的に参加する。

施設面では、目的別エリアの適切な区分けなどにより一定の改善措置とするが、根本的には相応の予算処置を必要とする防音壁などの設置を視野に入れて、財政との調整を図ることとする。

（情報インフラ）

XI. 3 【学術情報の処理、提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力状況】

XI. 4 【学術資料の記録、保管のための配慮の適切性】

【現状説明】

図書館における情報管理システムは1993年に新規導入し、2006年9月にWebOPACシステムに切り替え、学内外からの蔵書検索を可能とした。

外部機関との情報サービスについては、国立情報学研究所とのネットワーク化を実現しており、新規購入図書は国立情報学研究所へのデータ登録による情報提供を行っている。利用者サービスにおいては、国立情報学研究所のデータ総合検索システム(GeNii)を利用しての論文検索(CiNii)と目録検索(Webcat Plus)が可能である。その他、国立国会図書館や山梨県内大学図書館、公共図書館などのOPAC横断検索もネットワーク化しており、各種検索が可能である。また、「山梨英和大学紀要」の創刊号から第5号までを国立情報学研究所のデータベース上で電子化し、情報提供を実施している。

これまで使用してきた管理システムは古いタイプのもので、図書・製本雑誌及び視聴覚資料のデータ登録以外の機能がないため、本学図書館の雑誌データが適切に提供できず、国内他大学からの本学図書館への雑誌検索が不可能であった。結果、本学図書館への文献複写依頼が年に数件にとどまっており、図書館システムを介しての文献複写等費用の相殺処理もできる環境にはなかった。

この懸案事項は2008年9月をもって新図書管理システムNeoCILIUSの稼動により改善され、基本的な情報インフラの整備を完了した。これにより学術資料の適切な記録・保管、雑誌データの登録、図書・視聴覚資料の効率的なデータ入力、予算執行状況一覧の閲覧などが可能となり、利用者への適切な配信サービスが一段と充実することとなった。

【点検・評価、長所・問題点】

新図書館管理システムの本稼動により、大学間協力についても円滑化し、2006年から始まっている大学コンソーシアムやまなしとの連携とともに、本学図書館が果たすべき地域社会に対する情報提供は格段に改善した。

また、本学ホームページにおいては従来から各種情報を提供しているが、2009年度からの新教育課程開設に合わせて大幅な更新を行うことができれば、学内外への機動的な情報発信が可能になる見通しである。このことは2008年度から開始している地域開放への貢献にも繋がる。

【将来の改善に向けた方策】

情報インフラの基本的な整備を一応達成した後は、利用者のニーズを不断に検証しつつ、改善及び整備充実を図ることとする。

XII 管理運営

【到達目標】

- ①2009 年度に開設予定の新教育課程を展開するに相応しい教育研究組織及び教員組織に改編することに伴い、建学の理念及び教育目標を実現するために、本学にとってあるべき管理運営（学科運営）を実施できる体制を構築するとともに、意思決定プロセスの効率化及び迅速化を図る。
- ②規程集を電子ファイル化することで、随時容易に利用可能となるよう整備する。
- ③個人情報保護及び不正行為の防止等に関する制度と審査体制を構築する。

（教授会、研究科委員会）

- XII. 1 **【学部教授会の役割とその活動の適切性】**
- XII. 2 **【学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性】**
- XII. 3 **【学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性】**
- XII. 4 **【大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性】**
- XII. 5 **【大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性】**

【現状説明】

学部教授会は「本大学学則」第7条の規定に基づき重要事項を審議するため設置し、「本大学教授会規程」により役割などを定めている。「同規程」第5条において審議事項を次のように規定している。

1. 教育及び研究に関すること
2. 教育課程及び履修に関すること
3. 学則その他学内諸規程に関すること
4. 役職者及び委員の選出に関すること
5. 客員教員及び客員研究員の委嘱に関すること
6. 非常勤講師（兼任教員）の委嘱に関すること
7. 教員の資格審査に関すること
8. 教員の在外研究及び国内研究等に関すること
9. 学生の入学、退学、転学、留学、休学、復学及び卒業等に関すること
10. 定期試験及び追試験等に関すること
11. 学生の指導、賞罰及び除籍に関すること
12. 学長または学部長が諮問した事項
13. その他学部運営に関する重要な事項

学部教授会は学長、教授、准教授、専任講師及び助教をもって組織し（「同規程」第3条）、学長または5名以上の教授会構成員の請求があった場合に開催する（「同規程」第4条）。定例の学

部教授会は、8月及び9月を除き原則として毎月第4水曜日に開催することとしており、必要に応じて臨時の学部教授会を開催している。

また、「本学院組織規程」第7条において「学部に学部長を置くことができ、学部長は、学事に関して学長を補佐し、学部を運営する」と規定しているが、現在、学部長は置いていない。

本学は一学部一学科であることからいわゆる評議会及び大学協議会は設置していないが、大学運営を担う機関として、大学運営委員会及び大学運営協議会を設置している。

大学運営委員会は学長、副学長、宗教主任、学部長、大学院研究科長（学長兼務）、大学院専攻主任、学科を構成する3つの学問分野（心理カウンセリング、情報メディア、表現文化）の各主任（本章では、以下「分野主任」という。）及び共通科目委員長を構成員とし、管理運営に関する基本的方針、カリキュラムに関すること、教員の任免に関することなどを審議する。

大学運営協議会は大学運営委員会の構成員のほか、図書館長、教務部長、学生部長、進路支援室長、入試部長、国際交流に関する委員会委員長、エクステンションセンター長及び事務部長を加えて、運営に関する重要事項、将来計画に関する事項及び学長の諮問した事項について協議する。

また、教授会の専門委員会として、教育全般に関する事項を円滑に処理するために以下の委員会を設置している。なお、（ ）内は主要な役割を示す。

- ・宗教委員会（宗教教育及び宗教活動）
- ・図書館運営審議委員会（図書館の管理及び運営）
- ・教務委員会（教務運営）
- ・共通科目委員会（共通教育科目（教養科目）運営）
- ・教職課程運営委員会（教職課程運営）
- ・司書課程・学芸員課程運営委員会（司書課程及び学芸員課程運営）
- ・日本語教員養成課程運営委員会（日本語教員養成課程運営）
- ・学生委員会（学生の学修援助、学生相談及び学生の保健衛生）
- ・進路支援委員会（就職などの進路支援）
- ・入試委員会（学生募集及び入学者選抜）
- ・国際交流に関する委員会（海外相互交流に関する運営）
- ・エクステンション委員会（公開講座の企画及び運営、地域社会教育事業との交流）
- ・ハラスメント防止委員会（ハラスメントの防止及び排除のための措置、問題発生時の対応）
- ・ハラスメント調査委員会（ハラスメント発生時の状況調査）
- ・情報機器・ネットワーク等検討委員会（情報教育関連の機器選定及び運用、情報設備の維持）
- ・広報委員会（大学広報の企画、計画策定及び情報収集）

各委員会で審議した案件の一部にあつては直接に教授会へ上程し、また、全学的視点から特に重要な案件にあつては、大学運営委員会及び大学運営協議会における協議を経て、教授会に上程する。

大学院研究科委員会の組織構成及び審議事項は、「本大学院学則」第53条、第54条及び第55条において規定し、審議事項は以下のとおりである。

1. 大学院の授業担当に関する事項

2. 研究科担当教員の人事に関する事項
3. 授業及び研究指導に関する事項
4. 入学、休学、留学、退学及び賞罰に関する事項
5. 試験に関する事項
6. 課程修了の認定及び学位の授与に関する事項
7. 委託生、科目等履修生、外国人留学生及び研究生に関する事項
8. その他研究科の教育研究の運営に関する事項

大学院研究科委員会は研究科長（学長兼務）、副学長、当該研究科に所属する専任教員（教授、准教授、専任講師及び助教）をもって組織する（「同学則」第 53 条）。定例の大学院研究科委員会は、8 月及び 9 月を除き原則として毎月第 4 水曜日に開催することとしており、必要に応じて臨時の大学院研究科委員会を開催している。

本大学院は一研究科一専攻であることから、大学院研究科委員会へ上程する前段階として協議などを行う専攻会議の構成員は、研究科長及び副学長を除けば同一である。また、研究科専任教員の人事やカリキュラムに関する事項などは、既述の大学運営委員会に諮ることとしている。さらに、学部教授会の専門委員会である各種委員会の中で大学院担当委員を配置しているのは、教務委員会及び入試委員会である。

現在、本大学院所属の専任教員のうち専攻主任を除く全員が学部担当教員であることから、学部教授会の構成員でもあり、全学的な視点からの現状認識及び課題への取り組み方針などの共有化に齟齬はない。

【点検・評価、長所・問題点】

学部教授会、大学院研究科委員会、大学運営委員会、大学運営協議会及び各種委員会が、本学の理念、教育目標に照らして、それぞれの役割及び責任の所在を認識していることを前提に一体的運営を実現し、教学事項に関する全学的な意思形成及び自治運営を担保していることから、学部教授会及び大学院研究科委員会の役割とその活動は適切であると評価できる。

（学長、学部長、研究科委員長の権限と選任手続）

- XII. 6 【学長、学部長、研究科委員長の選任手続の適切性、妥当性】
- XII. 7 【学長権限の内容とその行使の適切性】
- XII. 8 【学部長や研究科委員長の権限の内容とその行使の適切性】
- XII. 9 【学長補佐体制の構成と活動の適切性】

【現状説明】

学長の選考は「本大学学長選考に関する規程」に基づき実施する。学長の資格は、本学の内外を問わず福音主義教会に属するキリスト教の信徒であって建学の理念に十分な理解をもち、人格高潔、学識に富み、教育行政に関して識見を有する者と定めている。学長の任期が満了するとき、学長が辞任申出を理事会が受理したとき、または学長が欠員となったときに理事会が学長選考を行うこととなっている。

選任手続としては、先ず理事会が学長候補者選考委員会（理事長、理事会選出理事3名、教授会選出専任教員3名による構成）を設置する。公示、候補者推薦受付を経て、学長候補者選考委員会が選出した候補者1名を学長予定者として理事会に報告し、理事会において決定する。

なお、学長の任期は就任の日から4年とし再任を妨げないが、引き続き8年を超えて在任できないことになっている。

学部長に関しては、「本学院組織規程」第7条第1項に「学部に学部長を置くことができる。」と規定し、常設ではないことから選任手続を定めていない。

研究科長は、本学が一学部一研究科であることに鑑み、学長をもって充てることを原則としている（「本学院組織規程」第6条第3項）。

学長の権限については、「本学院組織規程」第5条に「学長は学務を総理し、大学を代表する。」と規定している。具体的には、学長は学内外に対して大学を代表し、理事として理事会に参加する。また、理事会の審議機関である経営協議会及び教学協議会の構成員として、重要事項全般を掌握している。学内の管理運営にあつては、学長に直属する大学運営委員会、大学運営協議会及び教授会において議長を務めている。つまり、学長権限の多くは全学的な管理運営の場において発揮されるが、同時に各教学関連部所間の調整機能をも担っており、相互連携を図りつつ組織が一体となって任にあたることについても権限と責任を有している。

研究科長の権限については、「本学院組織規程」第6条の2第2項に「研究科長は、研究科を代表し、その校務を掌る」と規定している。具体的には、研究科委員会の議長を務めるとともに、学内外に対して大学院を代表し、理事として理事会に参加している。学内の管理運営については、学長同様である。

「本学院組織規程」第5条の2第1項に「大学に副学長を置くことができる。」と、同条第2項に「副学長は、大学の運営全般に関し学長を補佐し、学長の委任する業務を代行することができる。」とそれぞれ規定し、2008年度現在は副学長を置き、学長を補佐している。

具体的には、学長及び副学長により、大学運営委員会、大学運営協議会、学部教授会、大学院研究科委員会などにおいて審議する案件についての事前検討並びに次年度予算編成時におけるヒアリングなどの諸般事項の事前打合せを通して、全学的な視点に立って、学長としての業務が適切に遂行できるように補佐している。また、大学運営委員会及び大学運営協議会には分野主任及び各部所の長が参加していることから、学長補佐体制の一環として捉えることもできる。

【点検・評価、長所・問題点】

学長の選任手続は、理事会及び教授会双方の意志に基づいた選出方法として妥当である。

学長は、教学及び経営の両面において大学に関するあらゆる事項にわたって権限及び責任を有している。同時に、教学面に関しては学部教授会、大学院研究科委員会及び教学協議会の意思を最大限に尊重するべく体制を確立していることから、現在までのところ特段の問題は指摘できない。

（意思決定）

XII. 10 【大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性】

【現状説明】

本学においては、学部（一学部一学科）にあつては学科を構成する3つの学問分野（心理カウンセリング、情報メディア、表現文化）毎に小集団化し案件の発議や検討を行う分野会議、大学院（一研究科一専攻）にあつては同様の役割としての専攻会議から、また学部教授会（一部は、大学院研究科委員会）の専門委員会としての各種委員会から、それぞれ意思決定プロセスが始まることとなる。既述の大学運営委員会及び大学運営協議会を経て、学部教授会または大学院研究科委員会における承認をもって決定することが基本である。

ただし、2005年における改正「私立学校法」を受けて、本学院は理事会のもとに経営協議会及び教学協議会を設置し、教学協議会の専門部会として大学部会を設け、教育研究に関する重要事項（規程の制定、教育課程の編成及び教員組織に係る基本方針、教員人事など）を教授会からの上程により審議し、理事会に上程することとした。大学部会の構成委員には、理事長、常務理事及び大学の教育研究に識見を有する学外者若干名に、学長が指名する大学教員を若干名加えている。こうしたプロセスの中では、時に学部教授会または大学院研究科委員会から分野会議、専攻会議及び各種委員会に、または教学協議会大学部会から学部教授会または大学院研究科委員会に対して継続審議を指示し、検討結果を再度教授会などで審議することとなる。

全学的な重要案件並びに各種委員会が発議する教学関連事項の原案は、内容によっては分野会議または専攻会議における調整を経た後に、大学運営委員会または大学運営協議会における審議を重ねたうえで学部教授会または大学院研究科委員会に諮られ、具体的な施策として決定する仕組みとなっている。

【点検・評価、長所・問題点】

前記プロセスにおいては、主要案件がこれらを経ずに決定されることはなく、また、各種会議における事前協議を経ることで学部教授会または大学院研究科委員会における審議の煩雑さを回避することに寄与している。

一方で、このプロセスが時として円滑さを欠く場合があることも否めない。つまり、各種会議において重ねた事前協議が一人歩きし、協議結果を教授会において審議するにあたって重みを持って受け止められているとは必ずしもいえないのである。

少人数の教員で構成する組織としては、意思決定プロセスにおいて構成員が複数の諸会議に重複して参集し審議することになりがちで、各段階を経ることが真に必要なのかどうか、必要であっても十分に機能しているのかどうか、さらには相互の連携が円滑なのかどうかを吟味する必要がある。現行プロセスの長所を最大限生かしつつ、当今の大学を取り巻く社会変化の迅速化に対応するためにも、可能な限り意思決定を効率的に実施する必要がある。併せて、個々の教員が必要な情報を的確に共有し、大学が直面する課題への対処について応分に貢献するためにも、従来の分野というカテゴリーを越えた教員交流を図ることが望ましい。

2009年度から開設を予定する新教育課程の展開にあたって、一学部一学科としての運営組織のあり方を見直し、同時に上述の課題に対処することが必要である。

【将来の改善に向けた方策】

新たなカリキュラムによる教育課程においては、学生の進路選択に資する学修内容を支援するためにコース制を設定することとなっている。このことを教員組織のあり方の観点からも補完する必要があるため、以下を骨子として一学部一学科に相応しい運営組織に改編することとし、関係諸規程の制定及び改正を実施する。

1. 分野という近似の専門領域に基づく集団化を廃止し、基本的には一学科としながら、異なる専門領域同士の交流・融合によって本学の独自の“人間文化学”の確立に向けた模索を促す役割を担う3つのグループを最小単位とする。
2. 心理系、情報・ビジネス系、言語・文化系を専門領域とする教授1名ずつ計3名をグループ主任とし、グループ内における連絡調整及び大学運営委員会への参画などを通じて、人間文化学科全般の運営に当たる。
3. 各種委員会の構成員を従来の分野からグループ選出に改めるとともに、教務委員会にあっては7つあるコース及び基礎科目（教養科目に相当）の運営責任者となるコーディネータにより構成し、コース制に基づく教育目的の実現のための任に当たる。
4. 学長直属の大学運営委員会の構成員のうち、従来の分野主任はグループ主任に、共通科目委員長は学長が指名する教授1名にそれぞれ代わり、全学的体制による運営の充実を図る。
5. 大学運営協議会を廃止し、構成員となっていた各部所レベルで適宜必要に応じて連絡協議会などを開催することで、運営の効率に資する。

（評議会、大学協議会などの全学的審議機関）

XII. 11 【評議会、大学協議会などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性】

（教学組織と学校法人理事会との関係）

XII. 12 【教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性】

【現状説明】

評議会や大学協議会などは、既述のとおり設置していない。

2005年における改正「私立学校法」を受けて、本学院においても大学経営のあり方を再検討し、理事会のもとに経営に関する重要事項を審議する経営協議会及び教育研究に関する重要事項を審議する教学協議会を設置した。

経営協議会は、経営に関する中期計画及び年度計画に関する事項、人事制度、給与制度及び事務組織計画に関する事項、経営に関する重要な規程の制定または改廃に係る基本方針に関する事項、予算の作成、執行及び配分並びに決算並びに資金運用に係る基本方針に関する事項、施設・設備の整備計画に関する事項などについて審議する（「本学院経営協議会規程」第4条）。

教学協議会の専門部会として大学部会、中学・高校部会、幼稚園部会を設け、大学部会は教育研究に関する重要事項（規程の制定、教育課程の編成及び教員組織に係る基本方針、教員人事など）を教学組織（学部教授会及び大学院研究科委員会）からの上程により審議し、理事会に上程することとしている。構成委員には、理事長、常務理事（附属中学・高校の校長及び附属幼稚園の園長を除く）及び大学の教育研究に識見を有する学外者若干名に、学長が指名する大学教員を

若干名加えることで、教学組織と理事会との間の連携協力関係を構築することとしている。

教学組織としての学部教授会及び大学院研究科委員会並びに学校法人理事会による教学協議会の専門部会としての大学部会それぞれの機能は、前者にあつては学部または大学院の教育研究あるいは運営に関する重要事項について基本方針を審議する「審議機関」であり、後者にあつては企画立案や調整を行うとともに、全学的な重要事項については審議機関の意見を聴取しつつ最終的には自らの判断と責任において運営を行う「執行機関」である。

こうした連携協力関係及び機能分担の明確化については、“大学全入時代”の到来とともにわが国の大学全体が新たな危機を迎えたことを強く意識して、2007年度に当該状況に対して抜本的な改革を行うべきとの意見が理事会及び教学協議会から発議された結果、教学協議会の諮問機関として教育課程検討会を設置することとなり、2008年7月までに30回にわたる検討を重ねた結果、2009年度からの新教育課程の開設に漕ぎ着けるに至ったことが象徴している。

【点検・評価、長所・問題点】

2005年改正「私立学校法」に伴う「本学院寄附行為」の改正にあたり、理事会並びに理事会傘下の経営協議会及び教学協議会を、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として位置づけたことにより、理事会は教学組織の意向を正しく受け止め責任を持って決定する体制を確立することとなった。

特に、2009年度新教育課程の企画立案に向けては、教学協議会大学部会の主導により理事会と大学合同による教育課程検討会を開催し、新しいカリキュラムや組織体制を開発するに至ったことは、理事会側と大学側とのコラボレーションの成果である。

また、経営協議会及び教学協議会大学部会が、教育課程の基本方針や教員人事に関する審議を担うことの狙いは、理事会と教学組織が歩み寄り、両者が経営面及び教学面双方についての共通認識及び相互理解を深め、理念及び教育目標の実現に向けた大学の教育研究活動を適切かつ活発に展開していくことにあり、現在その趣旨に沿って進みつつあると評価できる。

(法令遵守等)

XII. 13【関係法令等及び学内規定の遵守】

XII. 14【個人情報保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度、審査体制の整備状況】

【現状説明】

「学校教育法」、「学校教育法施行細則」、「大学設置基準」、「大学院設置基準」などの関係法令を遵守しつつ、また、本学院における主要諸規程（「学校法人山梨英和学院寄附行為」、「学校法人山梨英和学院寄附行為細則」、「山梨英和学院組織規程」、「学校法人山梨英和学院経営協議会規程」、「学校法人山梨英和学院教学協議会規程」、「山梨英和学院予算編成委員会規程」など）並びに大学における主要諸規程（「本大学学則」、「本大学院学則」（山梨英和大学大学院研究科委員会関連規程を含む）、「山梨英和大学教授会規程」など）及びその他組織および運営、経理、教務、学生、人事、教育・研究、施設等に関する諸規程を整備・遵守しつつ、大学は管理運営を行うとともに、全体にわたって常に点検を実施している。

個人情報保護に関しては、現在のところ制度及び審査体制は実現していないが、組織的な取り組みとして、学生及びその保護者に対し「個人情報の収集は適正かつ公正な手段で行い、必要最小限にとどめること」または「個人情報の安全保護に努め、目的外に使用せず、また第三者に提供しないこと」などの旨を文書で周知し、理解を求めることとしている。

不正行為防止に関しては、公的研究費不正使用についての研修会（「研究費不正使用防止のために研究機関がとるべき対策セミナー」、「科学研究費補助金等に係る危機管理に関する研修会」、「科学研究費補助金等に係る不正使用等防止等に関する説明会」他）に参加し、その重要性を認識するとともに、研修資料によって周知を図っている。

また、「本大学就業規則」第13条第1項第1号及び第2号において、「職務上の権限を乱用すること」及び「職務上知り得た秘密事項を他に漏らすこと」を禁じ、さらに、「同規則」第43条第1項第5号及び第8号において「業務上の機密を外にもらし、又は漏らそうとした場合」及び「学院の金銭、物品をみだりに私に費消し、又は他人の物を窃取した場合」などに懲戒を課すと定めている。

【点検・評価、長所・問題点】

本学の教育研究を展開するうえで必要と判断した規程を順次整備し、教学組織及び事務組織がこれらを遵守しつつ管理運営を行っている。

しかし、規程等の制定・改正を頻繁に実施するなどの理由から、最新版を教職員全員が常時確実に閲覧できるシステムとはなっていない。

個人情報保護に関しては、制度や審査体制など全学的取り組みが完備できていないことが問題点である。

また、不正行為の防止に関しては研修への参加程度にとどまっているため、研究活動における捏造、改ざん、盗用問題、あるいは就職斡旋に対する学生及び保護者からの成功報酬の授受並びに学習特別指導料の保護者からの徴収といった諸問題にも対処可能な制度や審査体制を導入することが必要である。

【将来の改善に向けた方策】

規程集の最新版を容易に利用可能とするために、従来の紙媒体の文書をデジタル化（電子ファイル化）することで、閲覧要請に迅速かつ正確に応えることができるように整備する。

個人情報保護及び不正行為の防止等に関する制度と審査体制のあり方について検討する組織を立ち上げ、不正行為防止に関しては、「公的研究費不正使用防止規程」（仮称）を2009年度中に整備することとする。

XIII 財務

【到達目標】

- ①本学が存続し、発展していくための健全な財政基盤を維持するため、学生募集体制強化などの安定収入確保策及び財務体質改善などの支出抑制策を推進する。
- ②科学研究費補助金や寄付金など外部資金の導入を一層促進するため、大学運営委員会及び理事会において施策を立案し推進する。

(中・長期的な財務計画)

XIII. 1 【中・長期的な財務計画の策定及びその内容】

(教育研究と財政)

XIII. 2 【教育研究目的、目標を具体的に実現するうえで必要な財政基盤(もしくは配分予算)の確立状況】

【現状説明】

1. 中・長期的な財務計画の策定

中・長期的な財務計画については、山梨英和学院財務委員会において、大学、中学校・高等学校、幼稚園及び法人本部の部門毎に作成した財務計画を学院全体として総合し、収入に関しては納付金収入、補助金収入及び寄付金収入を主に検討し、支出に関しては人件費支出、教育研究経費支出、管理経費支出、借入金等返済支出、施設設備関係支出を主に検討し、さらに全体として学院の資金繰り状況を検討している。中・長期的な財務計画の策定にあたっては、以下の項目における内容的問題を含めて、収入及び支出面についてのシミュレーションを設定している。

- (1) 収入面 ①学生数の推移、②補助金の推移、③学費の設定
- (2) 支出面 ①人件費(教員人事計画と給与政策、事務職員人事と給与政策)
②施設設備費(施設の修繕計画、設備の更新計画)

2. 財政基盤の確立状況

本学は1995年度に総合移転した短期大学を、2002年度に四年制大学に改組転換したものである。大学の設置に要する経費の財源は、理事会において短期大学における積立金と学院教育施設整備寄付金を中心に充当すると決定した。大学完成年度の翌年(2004年)度に設置した大学院の設置財源についても、法人本部から大学への資金貸与を行うことによる充当となった。この貸与資金の返済については、2004年度に学部学生数が915名となったことに伴って返済財源が確保でき、2005年度をもって完済の運びとなった。

したがって、大学の教育目標及び研究目的を実現するうえでの必要な財政基盤づくりは、学生数が収容定員(1,040名)を上回った2006年度(1,072名)が初年度であるといえる。

このように、大学設置とそれに引き続く大学院の設置を僅か3年間で実施したことに伴う支出額が相当に大きかったことから、当面は大幅な支出を要するような新規事業の実施を控え借

入金の返済に重点を置きつつ、現在の施設設備の条件内において可能な教育研究を優先的に考えて実施に移している。

2007年度の学部1年次入学者数は211名となり、入学定員250名を初めて下回った。3年次入学者数は47名となったことに伴い学部在籍者数は1,036名となり、収容定員1,040名を若干下回ることとなった。大学院在籍者数は31名となり、収容定員24名を若干上回った。

これらを財政面から見ると、2007年度決算額において学生納付金収入は2006年度決算対比で約3,500万円の減少となったことに伴い、当年度資金収入合計額は約2,700万円減少した。

【点検・評価、長所・問題点】

1. 中・長期的な財務計画の策定にあたっての問題点

(1) 収入面

① 学生数の推移

在籍学生数の前年度比44名の減少に伴い、学生納付金収入が約3,500万円の減少となったことは“定員割れ元年”の警鐘である。今後“定員割れ元年”が年次進行し、2010年度において全学年定員割れとなった場合の対処、また、全学年定員割れにならないような方途を早急に講ずる必要がある。

2007年5月1日現在、学部にあつては在籍学生数が1,036名、大学院にあつては在籍学生数が31名、学部及び大学院の合計学生数が1,067名とほぼピークに達したと思える数値であることから、財政状況は“定員割れ元年”においてすでに資金収支上若干の余裕があるのみとなっている。2007年度から18歳人口の減少に伴う“大学全入時代”に突入し、日本の大学559校中221校(39.7%)が定員割れとなり、2008年度にはさらに565校中266校(47.1%)が同様の状況となった。本学に対してもその影響が及んだものとする。

② 補助金の推移

学生納付金収入に次ぐ第二の収入源である国庫補助金については、2002年度の四年制大学開学以来年々増加の一途を辿っている。法人の補助金比率(補助金/帰属収入)については、2007年度決算段階において24.2%、全国平均(2006年度)の12.3%に対して上回っており良好といえるが、2007年度から国庫補助金の大幅な見直しが行われ、一般補助においては前年度予算対比1.6%減額、特別補助においては0.4%増額がなされたものの、合計額においては1.0%減額の方針が打ち出されており、本学においても約4%の減額となった。国庫補助金の大半は私立大学等経常費補助金の一般補助及び特別補助であるが、このような状況下においては特別補助をより多く獲得できるよう、教育研究の特色化及び高度化を推進する必要がある。

③ 学費の設定

学生数の減少を学費引上げに転嫁することは、生産者本位の考え方である。経済が停滞から完全に脱却していないこと、都市部の大学と地方の大学とは経済状況が異なっているため、学費の設定を同一の条件で考えることはできないこと、及び国立大学は法人化に伴い学費においても格差が生じ始めていることなどを考慮し、教育研究レベルに見合った学費を設定することが、消費者である学生及び保護者から見て妥当であるとする。

(2) 支出面

①人件費

教員の人件費を設定するうえでの積算数値は、教員数及び教員1人あたりの教員給与である。教員数は教員人事計画の策定が前提となるが、計画を策定する際にカリキュラム編成と連動することは自明である。カリキュラム改革を中・長期的に計画し実行する際には、教員の人事計画と擦り合わせて行わなければならない。一方、事務職員の人件費を設定するうえでの積算数値は、事務職員数と事務職員1人あたりの職員給与である。教員同様に事務職員の人事計画が不可欠であり、さらに双方に共通している課題は、それぞれの給与水準の設定レベルを中心とする給与制度改革の問題を挙げることができる。

②施設設備費

施設修繕に係る年次計画の立案と設備取替及び更新に関する年次計画の立案が必要であるが、現段階においては明確ではなく、望ましい状況とはいえない。

2. 財政基盤の確立状況

[現状説明]において記述したとおり、2006年度に在籍者数が1,072名となり、収容定員の1,040名を上回ったため、初めてストックができることとなった。このことから、教育研究の目標を実現するうえで必要な財政基盤は十分に確立したとはいえない。

[将来の改善に向けた方策]

1. 中・長期的な財務計画の策定

中・長期的な財務計画については、状況の変化に対応できるよう絶えずシミュレーションの前提条件を見直しながら策定する。特定預金の取崩しなど学生数及び補助金の推移を見定めつつ弾力的に対応する。

2. 財政基盤の確立状況

以下のような収入の確保策及び支出の抑制策を推進することで、健全な財政基盤を確立する。

(1) 収入の確保策

経営基盤の確立は、主要な収入源である学生納付金の確保にかかっている。本学においては帰属収入の約8割を学生納付金に依存しているため、学生数の確保が喫緊の課題である。学生募集体制を強化するとともに学生募集方法を毎年度見直すことにより、入学定員（1年次入学定員250名、3年次編入学定員20名）の確保を目指す。

また、補助金については経常費補助から競争的配分としての補助金へと行政の方針が転換しつつある。したがって、特別補助の獲得を拡大すべく補助対象となりうる項目を研究し、教育研究活動の活性化を図る。とりわけ、本学においては国際交流事業が活発なことから、重点施策と位置づけて事業計画を策定する。

(2) 支出の抑制策

入学者数200名、在籍学生数840名の収入規模で支出が賄えるよう財務体質の改善を図るため、支出項目のうち人件費を収入規模に見合った額にスリム化する必要がある。年度別退職予定者をあらかじめ把握し、可能な限り不補充とすること、また教職員の全国の規模別類型別給与額を参考として、本学の給与額（退職金を含む）見直しに向けた検討を開始する。

さらに人件費以外の一般経費（教育研究経費、管理経費、施設設備関係支出）においては、2007年度には15%、2008年度には10%の削減をそれぞれ実施し、2009年度にはさらに10%の削減を実施する方針が決定している。よって、不要不急経費の査定を充分に行えるようヒアリング体制を強化するとともに、査定の厳格化を行う。

（外部資金等）

XIII. 3 【文部科学省科学研究費、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）、資産運用益等の受け入れ状況】

【現状説明】

1. 文部科学省科学研究費補助金

2007年度の文部科学省科学研究費補助金については、「基盤研究B」において1件、「若手研究B」において1件、計2件が新規に採択され、2006年度に採択された「基盤研究B」の1件にあつては継続採択となったため、合計の採択件数は3件、交付合計金額は6,000,000円である（間接経費1,620,000円を含む）。新規応募件数は「基盤研究B」1件、「萌芽研究」1件、「基盤研究C」2件、「若手研究B」1件の計5件となり、採択件数は2件であるので、採択率は40%となった。

科学研究費補助金を積極的に受け入れるため、2008年5月の定例学部教授会終了後に「科研費ハンドブック」（2008年度版研究者用）を配付し、研究科目毎の目的、内容及び交付条件並びに応募の受付から審査までのスケジュールを詳細に説明し、応募の喚起を図った。また、同時期に大学コンソーシアムやまなしが主催した「科学研究費の活用について」と題する講演会及び研究会に本学の教員を派遣し、その後に報告会を行うことなどして一層の活用を促した。

2. 外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）

外部資金の受け入れについては、学生会館（クラブハウス）建設のための寄附金を募集しており、2007年度は61件3,050,000円（累計35,950,000円、目標金額50,000,000円に対し達成率約72%）である。過去3年間の本寄附金の収納件数及び額は、2004年度87件4,350,000円、2005年度77件4,800,000円、2006年度81件4,050,000円である。

本学では受託研究費及び共同研究費などの外部資金については、現在のところ受け入れていない。

3. 資産運用益等

資産運用益の受け入れ状況については、2007年度にあつては8,265,000円であり、帰属収入（1,420,495,000円）に対して0.6%の構成比率となっている。

【点検・評価、長所・問題点】

1. 文部科学省科学研究費補助金

科学研究費補助金の県内大学における採択状況を見ると、全国的な傾向と同様に国公立大学に次いで理工系学部を持つ私立大学の採択件数が多い。

科学研究費補助金の交付種目については、2007年度にあつては若手研究から特別推進研究ま

で 20 種目あるが、本学教員が過去 3 年間交付を受けた種目は、若手研究 (A)、(B) 及び基盤研究 (B) 一般の 3 種目のみである。教員の研究活動の一層の充実により、交付種目の拡大を期したいと考える。

本学の専任教員数は 34 名であるので、専任教員数に占める新規採択件数の割合は約 5.9% となっている。この割合が全国平均に比して高いか低いかは学部の系によって判断されるであろうが、1 割を目標にすべきと考える。

2. 外部資金 (寄付金、受託研究費、共同研究費など)

寄付金の受け入れ状況を見ると、寄付金率 (寄付金/帰属収入) は 2.0% と全国平均 (2006 年度) 2.3% を下回っているうえに、後援会からの団体寄付に依存しており、個人による学生会館 (クラブハウス) 建設のための寄付金の額は少ない状況にある。

3. 資産運用益等

資産運用益については、[現状説明] に記述のとおりであるが、帰属収入に対する構成比率が他大学 (医歯系大学を除く) の平均 2.3% に比して極めて低い比率といえる。

[将来の改善に向けた方策]

1. 文部科学省科学研究費補助金

科学研究費補助金の採択率は、全国的に私立大学は低く、その中においてもさらに文系大学は低いという結果が出ている。大学運営委員会において、科学研究費補助金に関する学外研究会への教員の派遣及び学内説明会の実施などを踏まえた一層の活用を促進させるため、教員の研究時間の確保、研究会の開催、共同研究の実施などの施策を立案することにより、大学全体の機運を高め、教員個々の研究活動の推進を図り、もって科学研究費補助金の獲得拡大を図ることとする。

2. 外部資金 (寄付金、受託研究費、共同研究費など)

寄付金の受け入れに関しては、2005 年 9 月に従来の後援会を発展的に解消して設立した「山梨英和学院維持協力会」の発足を機に積極的に募金活動を実施したところ、6,493 件、67,627,200 円 (2008 年 6 月 30 日現在) を収納した。今後は理事会において、さらなる募金獲得に向けた施策を立案したうえで、学生会館 (クラブハウス) 建設のための寄付金同様、外部に対しての働きかけを強力に行っていくたい。

3. 資産運用益等

資産運用益を増加させるためには、引当特定資産の額が少ないことから運用方法の改善では抜本的な解決にはならないと考え、まず引当特定資産の増額を行い、そのうえで運用方法の改善に取り組む。

(予算編成と執行)

XIII. 4 【予算編成の適切性と執行ルールの明確性】

[現状説明]

本学院の 2008 年度予算編成方針は、①安定収入の確保、②支出の圧縮・削減及び経費抑制策

の推進、③新規事業計画の抑制—が3つの柱であるが、予算配分と執行については、②と③をどの程度予算編成の中に編み込むかが毎年度の懸案事項となっている。また、本学は一学部一学科を構成している3つの分野いずれも同額の予算としている。専門演習及び卒業研究の履修者数については分野ごとに異なることが明確なので、この観点から履修者数の多い分野に予算を多く配分すべきとの意見や予算配分に際しての重点項目に経営への貢献度という尺度を導入する必要があるとの考え方もあり、多種多様の思惑が混在している。

予算編成のプロセスは、①9月下旬に開催する定期理事会において次年度の予算編成方針の承認がなされ、②本編成方針に基づき、大学内では各部所により次年度事業計画の策定及び予算概算要求書の作成を行い、③各部所から提出のあった概算要求書合計額と大学全体予算（フレーム）との調整を行うなかで、各事業の採択、保留及び見送りの決定を従前は学長（必要があると認められた場合には、大学運営委員会に諮り意見を聴取する）が事務局の資料に基づいて行っていたが、大学内における予算編成の透明性を確保するため、2007年度からは各部所の責任者を対象に学長及び副学長が事務部長陪席のもとにヒアリングを行うことの方針を6月に開催した教授会において伝達し、12月上旬から1月初旬にかけて実施した、④大学として作成した予算原案を学院予算編成委員会に諮り、学院全体の予算との調整を経て、⑤3月に開催する定期理事会において承認を受け、4月上旬の各部所あて予算額交付の際に、採択結果並びに保留及び見送りの理由書を添付し、適正執行への協力を求める—となっている。

予算の執行ルールについては、「本学院経理規程」第71条（予算の配賦）に基づいて実施し、配賦された予算内において学長または理事長までの決裁手続を経て実行に移している。執行部所は稟議により伺いを提出し、回議において内容吟味がなされ、問題がなければ執行に移す。併せて予算措置がなされている案件であるか否かの明確性、執行後の会計伝票の起票など執行の適切性についても、稟議におけるチェック対象となっている。

【点検・評価、長所・問題点】

予算の編成が適切であるか否かは、概算要求に基づいたヒアリング制度を導入したことにより相当の適切性を担保することとなったと評価できる。

一方、前述のとおり一学科を構成する3つの分野は大学設置基準上の学科としては運用できない不明確さを常に孕んだうえの運営となることから、分野間の相互理解が成立しなければ、本学の予算配分はたちどころに崩壊する性質をもっている。

予算の配分額については、学部学科の3つの分野予算と共通教育予算、大学院の研究科専攻予算及び図書館図書費予算の積算基準にあっては、学部または大学院の学生数に配分単価を乗じた額としているので予算のシーリング面からは機能しているが、ゼロベース予算とした場合は必要度チェックの点からは疑問が残る。それ以外の各部所予算にあっては、学院の予算編成方針に則り、ゼロベース予算に基づき既得権益を排除したうえで再編成を行うよう指導している。したがって、使途明細書に購入見積書やパンフレットなどの添付を求めたうえで予算概算要求書の提出を求めていることから、客観的数値に基づくものと判断し、編成内容についても概ね適切であると考えている。

執行ルールについては明確にはなっているものの、現実には年度途中における予算の執行変更

が多々あり、また、年度末の1月頃からは残予算消化のための“駆け込み執行”が見受けられることもある。このことは学長及び副学長による予算査定の段階において、事業計画の必要度チェックが必ずしも厳密ではないと指摘せざるを得ない。

【将来の改善に向けた方策】

予算の編成にあたっては、“駆け込み執行”を行うことのないよう事業計画をさらに厳密に査定することとする。また月次決算における費目別消化状況をグラフ化して、予算の執行時期及び状況を通年で把握することで不要不急経費を洗い出す取り組みに一部着手しているが、今後はこれをさらに定着させる。さらに、いったん見送った事業計画が状況の変化によって採択する必要がある場合に対応するため、年度内における復活折衝を実施する。

加えて、予算編成の緻密さ、予算額の変更、未執行业業予算の凍結及び予算の流用禁止を含めた予算の細部に関するルールづくりを推進する。

(財務監査)

XIII. 5 【監事監査、会計監査、内部監査機能の確立と連携】

【現状説明】

監事は、「本学院寄附行為」第16条に規定している職務（学校法人の業務を監査すること、学校法人の財産の状況を監査することなど）を行っている。

監事は、すべての理事会、評議員会及びその他重要な会議に出席して意見を述べ、また、個別事項について理事、担当職員などからの報告を聴取し、重要資料を閲覧するとともに監査法人と連携を図るなどして監査を実施し、その結果について、監査報告書を毎会計年度決算審査時に理事会及び評議員会に提出し報告を行い、必要に応じて監査意見を述べている。

外部監査としては、監査法人と契約し、「私立学校振興助成法」第14条第3項の規定に基づき監査（計算書類、会計帳簿の監査など）を行っている。

監査法人は、毎年11月頃から翌年5月の決算確定時までの期間に期中監査2回及び決算監査1回の計3回の監査を実施し、監事及び理事長に対しては監査実施報告書を提出し、理事会に対しては監査報告書を提出している。

内部監査機能は、現在のところ本学院においては確立していない。

監事と監査法人は、毎年5月に開催している監査報告会において連携をとっている。本会において監事は、監査法人から会計監査を中心とした監査結果の具体的な指摘及び改善についての報告を受け、その際に質疑応答及び情報交換を行っている。また、同席する理事長、常務理事、関係所管責任者から当該年度の事業報告、財政報告などを聴取し、併せて質疑応答を行っている。

【点検・評価、長所・問題点】

本学院は、監事及び監査法人の監査結果における問題点の指摘や改善提案などの提言・助言を真摯に受け止め、改善などを行うことで円滑な法人運営に努めている。

監査の実効性をより高めるためには、内部監査人による監査機能を設け、監事、監査法人（会

計監査人)及び内部監査人が連携して三様監査を行うことが望ましい。しかし、本学院においては内部監査機能が確立しておらず、監事と監査法人の連携も頻数的には必ずしも十分とはいえない。この点が課題であるといえる。

【将来の改善に向けた方策】

本学院のように規模の小さい法人では、内部監査室の設置による内部監査機能の確立は容易ではないが、より効率的・効果的な監査を実施し、長期的に法人全体のガバナンスの仕組を一層充実させ、学校法人の持続的かつ健全な発展に寄与するためにも、できる限り内部監査室の設置を実現すべく検討を始める。

また、監事と監査法人が今まで以上に効果的に監査を実施できるよう、定期的に情報交換や意見交換等を行う機会を増やし連携を強化するとともに、監査に対する全学的協力体制を構築することとする。

(私立大学財政の財務比率)

XIII. 6 【消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性】

【現状説明】及び【点検・評価、長所・問題点】

財務比率は、他法人の大学との比較において見ると本学院及び本学の財務状況が理解し易いと考え、ここでは日本私立学校振興・共済事業団発行「平成 19 年度版今日の私学財政」における全国の大学法人(医歯系法人を除く。2006 年度決算額)の平均値を点検・評価における指標とし、本学院及び本学の 2007 年度決算額と比較した。

その結果、消費収支計算書関係比率(法人全体)にあつては、13 項目中全国平均に比較して「良」と判断できる項目は 4 項目(管理経費比率、帰属収支差額比率、消費収支比率、補助金比率)であり、6 項目(人件費比率、人件費依存率、教育研究経費比率、借入金等利息比率、寄付金比率、基本金組入率)が「否」となった(P.134 「表XIII-1」参照)。

貸借対照表関係比率にあつては、15 項目中全国平均に比較して「良」と判断できる項目は 3 項目(流動負債構成比率、流動比率、前受金保有比率)であり、残り 12 項目(固定資産構成比率、流動資産構成比率、固定負債構成比率、自己資金構成比率、消費収支差額構成比率、固定比率、固定長期適合率、総負債比率、負債比率、退職給与引当預金率、基本金比率、減価償却比率)は「否」となった(P.136 「表XIII-3」参照)。

消費収支計算書関係比率(大学単独)にあつては、13 項目中全国平均に比較して「良」と判断できる項目は 4 項目(人件費比率、人件費依存率、補助金比率、基本金組入率)であり、7 項目(教育研究経費比率、管理経費比率、借入金等利息比率、帰属収支差額比率、消費支出比率、消費収支比率、寄付金比率)は「否」となった(P.135 「表XIII-2」参照)。さらに詳細にみると以下のとおりとなる。

1. 全国平均に比較して「良」である項目

- (1) 人件費比率：全国平均に比較して 3.1 ポイント低くなっている。
- (2) 人件費依存率：全国平均に比較して 6.4 ポイント低くなっている。

(1) 及び(2)が全国平均に比較して低くなっているのは、事務職員の中に占める特別任用職員(常勤嘱託職員)の数が多し及び教職員の賞与の支給率が公務員に比して約0.5箇月分低いことが要因と考える。

(3) 補助金比率：全国平均に比較して3.7ポイント高くなっている。

特別補助の額が同規模大学に比較して多いことが要因と考える。

(4) 基本金組入率：全国平均に比較して0.1ポイント高くなっている。

借入金の額が同規模大学に比較して多いことが要因と考える。

2. 全国平均に比較して「否」となる項目

(1) 教育研究経費比率：全国平均に比較して4.1ポイント低くなっている。

借入金返済及び管理経費を優先的に使っているなどの理由から、教育研究経費に影響していると考えられる。

(2) 管理経費比率：全国平均に比較して2.7ポイント高くなっている。

学生募集経費が同規模大学に比較して多いことが要因と考える。

(3) 借入金等利息比率：全国平均に比較して4.5ポイント高くなっている。

借入金の額が同規模大学に比較して多いことが要因と考える。

(4) 帰属収支差額比率：全国平均に比較して0.6ポイント低くなっている。

(5) 消費支出比率：全国平均に比較して0.6ポイント高くなっている。

(6) 消費収支比率：全国平均に比較して0.7ポイント高くなっている。

(7) 寄付金比率：全国平均に比較して0.3ポイント低くなっている。

〈表XⅢ-1〉消費収支計算書関係比率（法人全体のもの） 2006年度全国平均（医師系法人を除く）

	比 率	算 式 (*100)	全国平均	評価
1	人 件 費 比 率	$\frac{\text{人 件 費}}{\text{帰 属 収 入}}$	52.0 %	▼
2	人 件 費 依 存 率	$\frac{\text{人 件 費}}{\text{学 生 生 徒 等 納 付 金}}$	71.3	▼
3	教 育 研 究 経 費 比 率	$\frac{\text{教 育 研 究 経 費}}{\text{帰 属 収 入}}$	29.3	△
4	管 理 経 費 比 率	$\frac{\text{管 理 経 費}}{\text{帰 属 収 入}}$	8.5	▼
5	借 入 金 等 利 息 比 率	$\frac{\text{借 入 金 等 利 息}}{\text{帰 属 収 入}}$	0.5	▼
6	帰 属 収 支 差 額 比 率	$\frac{\text{帰 属 収 入} - \text{消 費 支 出}}{\text{帰 属 収 入}}$	8.0	△
7	消 費 支 出 比 率	$\frac{\text{消 費 支 出}}{\text{帰 属 収 入}}$	-	～
8	消 費 収 支 比 率	$\frac{\text{消 費 支 出}}{\text{消 費 収 入}}$	107.8	▼
9	学 生 生 徒 等 納 付 金 比 率	$\frac{\text{学 生 生 徒 等 納 付 金}}{\text{帰 属 収 入}}$	72.9	～
10	寄 付 金 比 率	$\frac{\text{寄 付 金}}{\text{帰 属 収 入}}$	2.3	△
11	補 助 金 比 率	$\frac{\text{補 助 金}}{\text{帰 属 収 入}}$	12.3	△
12	基 本 金 組 入 率	$\frac{\text{基 本 金 組 入 額}}{\text{帰 属 収 入}}$	14.6	△
13	減 価 償 却 費 比 率	$\frac{\text{減 価 償 却 費}}{\text{消 費 支 出}}$	11.5	～

評価：△高い値が良い、▼低い値が良い、～どちらともいえない

〈表XⅢ－2〉消費収支計算書関係比率（大学単独のもの） 2006年度全国平均（医師系法人を除く）

	比 率	算 式 (*100)	全国平均
1	人 件 費 比 率	$\frac{\text{人 件 費}}{\text{帰 属 収 入}}$	47.9 %
2	人 件 費 依 存 率	$\frac{\text{人 件 費}}{\text{学 生 生 徒 等 納 付 金}}$	60.8
3	教 育 研 究 経 費 比 率	$\frac{\text{教 育 研 究 経 費}}{\text{帰 属 収 入}}$	31.2
4	管 理 経 費 比 率	$\frac{\text{管 理 経 費}}{\text{帰 属 収 入}}$	6.9
5	借 入 金 等 利 息 比 率	$\frac{\text{借 入 金 等 利 息}}{\text{帰 属 収 入}}$	0.4
6	帰 属 収 支 差 額 比 率	$\frac{\text{帰 属 収 入} - \text{消 費 支 出}}{\text{帰 属 収 入}}$	12.8
7	消 費 支 出 比 率	$\frac{\text{消 費 支 出}}{\text{帰 属 収 入}}$	87.2
8	消 費 収 支 比 率	$\frac{\text{消 費 支 出}}{\text{消 費 収 入}}$	99.9
9	学 生 生 徒 等 納 付 金 比 率	$\frac{\text{学 生 生 徒 等 納 付 金}}{\text{帰 属 収 入}}$	78.7
10	寄 付 金 比 率	$\frac{\text{寄 付 金}}{\text{帰 属 収 入}}$	1.6
11	補 助 金 比 率	$\frac{\text{補 助 金}}{\text{帰 属 収 入}}$	9.1
12	基 本 金 組 入 率	$\frac{\text{基 本 金 組 入 額}}{\text{帰 属 収 入}}$	12.7
13	減 価 償 却 費 比 率	$\frac{\text{減 価 償 却 費}}{\text{消 費 支 出}}$	12.4

〈表XⅢ－3〉貸借対照表関係比率 2006年度全国平均（医師系法人を除く）

	比 率	算 式 (*100)	全国平均	評価
1	固定資産構成比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{総資産}}$	85.5%	▼
2	流動資産構成比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{総資産}}$	14.5	△
3	固定負債構成比率	$\frac{\text{固定負債}}{\text{総資金}}$	7.5	▼
4	流動負債構成比率	$\frac{\text{流動負債}}{\text{総資金}}$	5.8	▼
5	自己資金構成比率	$\frac{\text{自己資金}}{\text{総資金}}$	86.6	△
6	消費収支差額構成比率	$\frac{\text{消費収支差額}}{\text{総資金}}$	△3.6	△
7	固 定 比 率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資金}}$	98.7	▼
8	固定長期適合率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資金}+\text{固定負債}}$	90.8	▼
9	流 動 比 率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	247.6	△
10	総 負 債 比 率	$\frac{\text{総負債}}{\text{総資産}}$	13.4	▼
11	負 債 比 率	$\frac{\text{総負債}}{\text{自己資金}}$	15.5	▼
12	前 受 金 保 有 率	$\frac{\text{現金預金}}{\text{前受金}}$	312.1	△
13	退職給与引当預金率	$\frac{\text{退職給与引当特定預金(資産)}}{\text{退職給与引当金}}$	67.7	△
14	基 本 金 比 率	$\frac{\text{基本金}}{\text{基本金要組入額}}$	96.6	△
15	減 価 償 却 比 率	$\frac{\text{減価償却累計額}}{\text{減価償却資産取得価格(図書を除く)}}$	40.8	～

評価：△高い値が良い、▼低い値が良い、～どちらともいえない

[将来の改善に向けた方策]

1. 学生納付金の確保

2007年度の学部学生数は1,036名であり、収容定員(1,040名)をほぼ充足した。これに伴い、学生納付金収入は10億円を超え、収容定員は割れているものの財政面においては多少の余裕がある状況である。しかしながら、全学生数に占める留学生及び社会人学生の割合は17.0%にのぼり、これらの学生には一般学生よりも納付金を低く設定している関係上、全学生を一般学生で占めた場合の納付金合計との差額は78,300千円となっている。収容定員はほぼ充足したが、納付金額は学生数に比例して多くはならないという状況である。学生数のさらなる増加は勿論のこと、一般学生の割合を高めることに力点を置き、学生納付金の十分な確保に努める。

2. 寄付金の獲得

本学院維持協力会の活動を一層展開充実させることで、寄付金の恒常的獲得を目指す。

3. 補助金の獲得

補助金比率は全国平均に比較して若干高い率となっているが、私立大学等経常費補助金特別補助にあっては、「学習機会多様化推進経費(高校生の受け入れ)」及び「社会人の受け入れ」に関して、私立大学教育研究高度化推進特別補助にあっては、「大学院高度化推進特別経費」、「大学教育高度化推進特別経費(教育学習方法等の改善、多元的評価、教養教育改革の推進)」、「高度情報化推進特別経費(情報通信設備の借入)」などに関して、従来にも増した補助金獲得に向けて整備拡充を図る。

XIV 点検・評価

【到達目標】

建学の理念に基づく教育目標の実現に向けて、大学及び大学院がそれぞれ固有の教育研究水準を不断に改善・向上させるため、以下の目標を掲げる。

- ①点検・評価において提示した改善方策の実施状況に関するチェック機能について、自己点検・評価委員会の役割として明文化するとともに、PDCA サイクルの充実を図るため一層効果的に点検・評価を実施できる組織再編を行う。
- ②点検・評価活動の質的充実を図るための評価指標を構築する。
- ③大学に対する社会的要請に応えるため、認証評価機関のみならず学外有識者による定期的な検証を受けるシステムを確立する。

(自己点検・評価)

XIV. 1 **【自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性】**

(自己点検・評価と改善、改革システムの連結)

XIV. 2 **【自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善、改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性】**

(自己点検・評価に対する学外者による検証)

XIV. 3 **【自己点検・評価結果の客観性、妥当性を確保するための措置の適切性】**

【現状説明】

「本大学学則」第2条第2項に基づき「本大学自己点検・評価規程」を制定したのは、短期大学から改組転換して一学部一学科の四年制大学として開設する2002年4月に先立つ2002年1月であった。同規程に基づき設置した自己点検・評価委員会は、学長、副学長、宗教主任、学科を構成する3つの学問分野の運営責任者（以下「3分野主任」とする）、共通科目委員長、大学院（一研究科一専攻）の専攻主任、教務部長、学生部長、進路支援室長、入試部長、図書館長、国際交流に関する委員会委員長、エクステンションセンター長及び事務部長の計16名を構成員としている。大学の教育研究活動及び管理運営の現状を、建学の理念や教育目標を踏まえて点検・評価することにより、教育研究活動の質的向上並びに管理運営の効率化を図りつつ、大学の社会的使命を遂行し、時代の要請に応えることを目指して活動している。

2003年度をはじめに、本委員会の活動成果としての「山梨英和大学の現状と課題」と題する自己点検・評価報告書を前年度の取り組み実績を対象に総括し、教育研究の最高責任者である学長に報告している。（したがって、本報告書は例年どおりであれば「2007年度版」となるが、2009年度の第三者評価受審を前提としていることから「2008年度版（「2007年度版」を含む）」となる。）年度当初に開催する自己点検・評価委員会において、前記委員を長とする各部所単位の筆耕責任箇所を確認後、概ね3箇月を筆耕期間として草案を作成し、これに基づき委員全員による査読及びコンセンサスを経たうえで、概ね半年間を要してとりまとめている。

委員会は、点検・評価結果に基づき提示した改善に向けての方策を、教育研究活動及び管理運営を掌る各部所にフィードバックするが、前述のとおり関連各部所の長のほとんどが当該委員として方策の策定者でもあるため、当該部所の実務を担当する教職員に対しても直接的かつ確実に伝達できる流れが成立している。

一方、各部所は改善に向けての方策などを踏まえて、それぞれの委員会において具体的な行動プランを検討・策定し、本学運営上の重要事項を協議する大学運営協議会（自己点検・評価委員会と同一の構成員）を経て教授会に提案するシステムが確立している。

また本学では、報告書の作成初年度から紙媒体による学内外への公表を実施し、実績としては5年と未だ浅いものの、財大学基準協会が設定している点検・評価項目に沿って年を追うごとに充実を図り、2009年度に初の第三者評価を受審すべく、より客観性及び妥当性のある報告書となるよう努めてきた。

なお、本学大学院は一研究科一専攻であること並びに専攻主任を除く教員はすべて学部教員が兼担していることから、現在まで自己点検・評価に関する大学院独自の組織を設置する状況には至っていないが、学部の自己点検・評価委員会委員のうち大学院を担当する教員が中心となって自己点検・評価を実施している。

したがって、専攻や研究科が将来複数化した場合、あるいは専門職大学院へ移行するなどの相応の必要性が生じた場合は独立組織の設置を検討することが想定できるが、現時点では学部と一括して自己点検・評価を実施することに特段の問題はないとの判断である。

【点検・評価、長所・問題点】

自己点検・評価委員会委員は、2008年度現在にあつては既述のとおり大学運営協議会の構成員が兼務しており、さらには本学の管理運営の基本方針を協議する大学運営委員会の委員が全員含まれていることから、本学の教育研究組織及び事務組織全体を網羅した点検・評価となっていることはいうまでもない。また、事務部長以外の学長をはじめとする15名の委員は教育職員により構成されているが、副学長を除き、宗教主任、3分野主任、共通科目委員長、大学院の専攻主任、教務部長、学生部長、進路支援室長、入試部長、図書館長、国際交流に関する委員会委員長、エクステンションセンター長及び事務部長をそれぞれ長とする各部所には、事務職員を配置し運営に携わっていることから、点検・評価の実施に当たっては教育職員または事務職員のいずれか一方の視点に偏ることのない一定の配慮を実現しているといえる。

一方、自己点検・評価委員会委員には、大学所属教職員以外のメンバーが参加していないことから、点検・評価のプロセスにおいて第三者的立場からの意見を反映する余地には乏しい状況である。また、点検・評価の結果に客観性及び妥当性を与えるための学外者による検証については、報告書を学外の特定期間への送付による公表にとどまっている現状にあつては、十分に実現しているとはいえない。

将来に向けての改善を行うための具体的提言を検討し、実行に移すためのシステムの整備状況は〔現状説明〕のとおりであるが、実態としては部所・室間での活動状況の格差や、次年度以降の計画や予算に反映されにくい場合もあるので、PDCAサイクルとしての機能を十分に発揮しているとはいえない。このことは、自己点検・評価委員会自体に改善方策の実施状況に対するチェッ

ク機能が不十分であることが主たる要因であると考える。

【将来の改善に向けた方策】

自己点検・評価委員会は規程上の目的の実現に向けて欠かすことはできないが、第三者評価に耐え得る自己点検・評価であるためには、年中行事に終わることのない一貫性と継続性を備えた“進化する組織体”としての不断の努力が不可欠である。

まずは自己点検・評価委員会の重要な役割として、自らが提案した改善に向けての方策の実施状況に関して関係部所に対するチェック機能を付加することで、当該委員会の権限強化を図るよう規程上への明文化を2009年度中に実行する。次に、他章で述べているとおり2009年度からの新教育課程開設に伴う教員組織の再編過程において、大学運営協議会を廃止することとなったため、同一メンバーで構成する自己点検・評価委員会にあっては今後、委員全員を学長指名とする内容に規定を改めることとなった。これを好機と捉え、今まで以上に効率的・効果的に機能発揮できる構成員（従来のように役職者にこだわらず中堅及び若手教職員を含める）による組織を、大学所属教職員以外の者を含めるかどうかという点と併せて、早急に検討し実現に結びつける。

同時に、点検・評価担当者を中心として、学外における大学評価関連の各種研修に積極的に参加し一定の成果を得ていることを踏まえて、学内に評価指標構築のための検討会を設置し、点検・評価活動の一層の質的向上を目指すとともに、客観性及び妥当性を確保するための一助とする。

また、2009年度に予定している初の大学評価受審を契機として、学外有識者（例えば、教育及び行政に関する有識者等）による定期的（例えば3年間隔程度の）検証を受けるためのシステム作りを目指した全学的な取り組みを、2010年度を目途に開始する。

（大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応）

XIV. 4 【文部科学省からの指摘事項に対する対応】

【現状説明】

大学設置認可の際（平成13（2001）年度）に文部科学省から付された留意事項に対する履行状況は以下のとおりである。

I 編入学生について

（留意事項）

編入学生の受け入れについては、定員の遵守、学科の設置の趣旨に沿った既修得単位の認定及び履修上の配慮に努めること。

（履行状況）

平成14年4月の編入学生の受け入れについて、①定員の遵守は行った、②既修得単位の認定及び履修上の配慮については、平成14年4月8日から実施したオリエンテーション及びガイダンスにおいて、「特に設置を必要とする書類」中の（5）既修得単位の認定方法、（6）編入学後の履修の指導方法、（7）編入学生に対する教育上の配慮、において記した内容（下記参照）を実施した。

(5) 既修得単位の認定方法

編入学生に対する単位認定の方法については、編入学前の短期大学等の履修の成果を最大限に尊重し、編入学生の教育負担の軽減を図ることとする。

① 1年次からの入学生

共通教育科目：40 単位、専門科目：84 単位、卒業要件単位：124 単位以上

② 3年次編入学生

共通教育科目：短期大学等の既修得単位（40 単位を認定）

専門科目：84 単位以上（22 単位を上限に読み替える）

卒業要件単位：124 単位（合計 62 単位以上）

(6) 編入学後の履修の指導方法

① 本学部の共通教育科目（40 単位）は、出身短期大学の既修得単位 62 単位により本学の 40 単位を包括的に認定し、習得したものとみなす。

② 「言語と情報」区分の日本語、英語及び情報関連科目については、本学で求める十分な能力を備えた者の推薦を求めることを前提とするが、もし不十分な場合には、補習等を行い、必要要件を満たせるよう弾力的に対応する措置を講じる。

③ 本学部の専門科目は 84 単位以上を卒業要件とするが、そのうち編入学生の個々の短期大学等の既修得単位を、22 単位を上限として、同系分野の場合は一括して、異系分野の場合は授業科目毎に精査して本学の専門科目に読み替える。

④ 編入学生に対しては、編入学と同時に卒業後の進路にあわせて本学部の履修モデルを提示し、履修指導にあたる。

(7) 編入学生に対する教育上の配慮

① 履修モデル編成上の配慮

編入学することによって、

ア. 編入学年次に専門科目の履修科目が集中することを緩和することと、

イ. 段階的・体系的に学生に学ばせることを意図した基礎科目→基幹科目→展開応用科目の流れをできるだけ損なわないように、一般学生用の履修モデルを基に、以下の点に留意した履修モデルを作成した。

② 履修モデル

入学時に提出された各自の出身短期大学等での履修状況と本学の取得単位の読み替え表をもとに、以下のような考え方に基づいて各個人ごとに履修モデル案を作成するものとする。

ア. 第 3 年次においては、基幹科目を中心に履修させるが、学習順序を勘案して、特に問題のない展開応用科目の一部も履修させる。

イ. 第 4 年次においては、展開応用科目の残りを中心に履修させる。

ウ. 学生が無理なく履修できるように、年次・学期ごとの取得単位数のバランスに配慮する。

なお、履修モデル案は、後述の担当教員と学生本人との個別面談での指導を通じて確定されることになる。

③編入学時のオリエンテーション及び相談

編入学生の出身校間の教育方針やカリキュラム内容には、相当の相違が予想されることから、編入学と同時に科目履修に際しての特別なオリエンテーションを行うと同時に、教務委員会の教員が中心となって、編入学生に対し個別面談を実施し、シラバス、履修モデル、取得単位の読み替え表をもとに、個々の編入学生の個別事情、関心、進路希望等をよく聴いたうえで、きめの細かい指導体制をしくものとする。

④指導体制及び学習に習熟するためのアドバイス

着実に履修できるように個々の編入学生の学習進捗状況を個々の科目担当教員が責任を持って把握し、不十分な者に対しては補習等を講じ、必要な学習要件を満たせるように指導していく。また、編入学生が本学における学習にできるだけ早く馴染めるように、各教員から教務委員会経由で専門演習の担当教員に個々の学生の学習状況に関する情報を流し、専門演習の担当教員が中心となって、他の科目の担当教員とも連携をもちながら適切なアドバイスや指導を行う体制をしく。

II 山梨英和短期大学の廃止について

(留意事項)

山梨英和短期大学については、平成 14 年 4 月 1 日で学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止すること。

(履行状況)

山梨英和短期大学については、平成 14 年 4 月 1 日で学生募集を停止した。また、当該短期大学在学生の卒業を待って、平成 16 年 3 月 30 日付けで申請した廃止については、平成 16 年 5 月 28 日付けで文部科学省から認可がなされた。

なお、大学院設置認可の際（平成 15（2003）年度）には、文部科学省から留意事項は付されなかった。

XV 情報公開、説明責任

【到達目標】

- ①学院広報誌及び本学ホームページでの財政状況の公表にあたっては、財務諸表の理解に資するための資料等を添える。
- ②点検・評価結果の公表対象を利害関係者はもとより広く社会一般に拡大するため、2009年度受審予定の大学評価結果を含めて本報告書を本学ホームページに掲載する。

(財政公開)

XV. 1 【財政公開の状況とその内容、方法の適切性】

(情報公開請求への対応)

XV. 2 【情報公開請求への対応状況とその適切性】

【現状説明】

私立学校法では、収支計算書（資金、消費）、貸借対照表、財産目録、事業報告書及び監事監査報告書を各事務所に備え置き、利害関係者（当該学校法人の設置する私立学校に在学する学生・生徒やその保護者、当該学校法人と雇用関係にある者及び当該学校法人に対する債権者、抵当権者等）から請求があった場合、正当な理由がある場合を除いては閲覧に供しなければならないこととなっている。各学校法人においては、社会的責務として主体的かつ積極的に財政公開を行うことが求められている。

本学では、私立学校法に基づき公開を必要としている収支計算書（資金、消費）及び貸借対照表にあつては、学院広報誌（「メイプルニュース」）及び本学院ホームページに、財務状況に関する簡単な説明を加えて従前から掲載し、学生、保護者、教職員及び社会に向けて公開している。また、大学教職員に対しては、財務説明会を定期的開催し、収支計算書（資金、消費）を中心に理解し易いよう関係資料を添えて公開を行っている。

一方、財産目録、事業報告書及び監事監査報告書にあつては公開を行っていない。公開方法についても、毎年度作成している自己点検・評価報告書において、関係比率（消費収支計算書、貸借対照表）を掲載しているのみで、大学機関紙、財務状況に関する報告書、本学院ホームページにおける公開は行っていない。

利害関係者から閲覧請求があった場合、正当な理由がある場合を除いては閲覧に供する必要がある。また、改正私立学校法（平成17年4月1日施行）における財務情報の公開については、「学校法人が公共性の高い法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力をより得られるようにしていく観点から行うものであること。また、設置する学校種や規模の違いのあるすべての学校法人に共通に適用するため最小限の義務化を行ったものであること。このため、各学校法人において法律による義務付けの内容に加え、法人の規模等それぞれの実情に応じ、財産目録等の写しの交付、学内報やインターネット等による積極的な対応が期待されていること（平成16年7月23日文部科学事務次官通知）」の経緯がある。これらのことを踏まえて、利害関係者からの関

覧請求があった場合には、収支計算書（資金、消費）、貸借対照表、財産目録、事業報告書及び監事監査報告書に関して対応することとなっている。

【点検・評価、長所・問題点】

財政公開に関しては実施しているものの、収支計算書（資金、消費）及び貸借対照表の3種類であるため十分な理解に寄与しているかは若干疑問が残るところであり、また、学校会計基準については一般の人々には馴染みが薄いことから、公開内容に併せて理解し易いよう解説を加えるなどの配慮を行わなければならない。

また、学院広報誌（「メイプルニュース」）及び本学院ホームページに、それぞれ収支計算書（資金、消費）及び貸借対照表の3種類を掲載し、在学生、父母、教職員、卒業生及び寄付者を中心に広く本学院の財政を公開していることは長所であるが、どの程度周知され浸透しているか不明な部分も多く、また財産目録、事業報告書及び監事監査報告書はまだ公開の対象となっていないため、専門家以外の人たちには容易に理解できない部分が多いと考える。併せて、財務書類の背景となる学校法人の事業方針やその内容を解り易く説明し、理解を得ることがさらに必要である。

また、利害関係者からの閲覧請求があった場合を想定した開示までのルールを明確にした規程の整備については、「学校法人山梨英和学院財務情報公開規程」として2007年7月27日から施行したことにより、閲覧請求に関しての初期対応として一定の評価ができるものとする。

【将来の改善に向けた方策】

公的資金を受けている私立大学等としてより積極的な対応を促進するため、2009年度以降においては学院広報誌及び本学院ホームページにおいて財政（財産目録、事業報告書、監事監査報告書を含む）の積極的な公開並びに財務諸表の理解に資するための資料などの添付を行うとともに、利害関係者からの閲覧請求に対しては規程に基づき円滑にかつ適切に運用していく。

（点検・評価の発信）

XV. 3 【自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性】

XV. 4 【外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性】

【現状説明】

2002年1月制定の「本大学自己点検・評価規程」第5条第2項の規定において、作成した報告書は「適当な方法で公表する」としている。これに従って学内に向けては法人本部を含めた全教職員及び理事・評議員に配付し、学外に向けては本学が委嘱している兼任教員、他大学（主に県内大学、全国のキリスト教学校教育同盟所属大学）など計約300部を送付するとともに、県内外教育関係機関や来学者への大学周知などの際に必要に応じて配付を行っている。本学に送付される報告書には、当該大学所属教員の教育・研究業績書の詳細が別添資料あるいは別冊として添付される場合が見受けられるが、本学にあっては2006年度版までは点検・評価対象年度における著書・研究論文・学会発表等の総括的データを本冊に掲載するのみであった。また現時点では、結果の公表形態は紙媒体（冊子）によるもののみであり、本学ホームページ上での掲載などその

他の公表方法については未実施である。

繰り返しになるが、(財)大学基準協会による大学評価を 2009 年度に初めて受審する予定であることから、外部評価結果の学内外への発信については本受審結果を受けて行うこととなる。

[点検・評価、長所・問題点]

四年制大学として完成年度途上にある 2003 年度から開始した自己点検・評価の結果を、当初から外部への公表を念頭において報告書として刊行するに至ったことについては、一定の評価ができるものと考え、公表対象に関しては未だ発展途上の段階にある。学内にあっては、直近の利害関係者である在学生または保護者が学内で自由に閲覧できない、あるいは配付対象となっていない現状である。また学外にあっては、公表対象大学が 10 箇所を満たさない県内大学・短期大学及び 70 箇所超のキリスト教学校教育同盟所属大学に限られ、県内だけでも教育機関をはじめ福祉、医療、行政の関係各機関や民間企業などを網羅するまでに公表対象を拡大するには至っていない。このことは、われわれ自身が自己点検・評価の成果を本学への認知度や理解度を向上させ、学外者による客観的評価を得るための媒体のひとつとしては捉えていないことを示している。また、情報を得る手段として今や最も身近な存在であるホームページ上での掲載を、たとえダイジェストであっても実行に移す検討が十分に為されていない事実に対しては、時代の要請に応えられない大学と位置づけられてしまう懸念を抱かざるを得ない。

学内外への発信状況に関して現状維持が容認されないのは自明であり、公表対象の充実化、情報公開時代のニーズにマッチした公表手段の多様化など、一層のレベルアップに向けた全学的取り組みが喫緊の課題である。

[将来の改善に向けた方策]

指摘した課題へ率先して対応すべきこととしては、不特定多数を対象としたホームページ上での掲載について、当面はダイジェストによる公表をも含めて検討し結論を急ぎ、2010 年度前半までには在学生及びその保護者への積極的かつ的確な情報発信と併せて実現することである。

また、これを補完する意味で既公表先に加え、本学学生の出身地として 9 割以上を構成する山梨県、長野県及び静岡県を中心に、本学卒業生及び教育機関はもとより、福祉、医療、行政等の関係各機関や民間企業などに対し、入試広報及び進路開拓活動などとタイアップして点検・評価結果の公表を目指すこととする。特に本学は臨床心理学関連の大学院を有していることから、他大学以上に福祉及び医療機関への積極的な発信を展開する。

〈 終 章 〉

「キリスト教信仰に基づく人格の形成、平和を愛し自由を尊ぶ心の育成、献身奉仕の精神に生きる人間形成としての学校教育」を建学の理念とする山梨英和学院は、カナダ・メソジストと山梨県のキリスト者並びに教育者による相互理解と友好的な国際協力に基づき 120 年前に出発した。

スクールモットー「敬神（ひとりひとり、ひとつひとつがすべて神により与えられた命であることを常に心に留め、傲慢になることなく謙虚に生きること）・愛人（他者への愛、他者からの愛に気づき、その愛に応え、愛に生きること）・自修（奉仕することの尊さとその術を知り、自らを高め、成長させること）」は、時代の変遷の中にあっても首尾一貫してキリスト教の精神を基礎とする国際性を特色としつつ、地域社会に貢献するとともに国際的に活動できる人材を育成するための礎となって今日に至り、さらに次の世代に向けて受け継がれていくべきものと信じている。

「キリスト教信仰に基づく人間形成」を 21 世紀を迎えた現代社会における教育研究の場で具現化すべく、時代の要請に応えうる深い人間理解の展開並びにそれに基づく多様なコミュニケーション能力の育成及び創造的な文化の形成を試みることをして、2002（平成 14）年に山梨英和大学は短期大学を改組転換して誕生した。

我が国が直面している解決すべき多くの困難な課題や複雑化・多様化する現代社会が抱える様々な課題を人間文化の視点から捉え直す、本学人間文化学部人間文化学科における教育研究活動は、キリスト教的人間観を根本に据えつつ、新しい世紀においての人間文化の充実と発展を目指して、現実社会との間に創造的なパートナーシップを産み出す人材養成に貢献するものである。

また、急速に変化する環境への不適應に悩み苦しむ人々への援助及び人間の相互理解と共生の円滑化を支援するという喫緊の課題に実践的に対応するため、われわれは大学院人間文化研究科臨床心理学専攻を設置し、高度の専門的職業人の養成を目指し、教育をはじめとして福祉、医療、矯正の現場から一般企業に至るまでの多様なニーズに応えることとした。このことは同時に、「キリスト教信仰に基づく人間形成の教育」が目指すところの社会への奉仕という理念とも深く通じるものである。

「キリスト教的精神を基礎とする国際性を特色とし、地域社会に貢献するとともに国際的に活動できる人材を育成する」ことを教育目標とする本学が、激しい社会変動を伴う 21 世紀という時代において“人間文化学”の充実と発展を目指すためには、個々の専門が相互に開かれた学問として展開され、それらを有機的かつ総合的に把握・体得することが肝要であると判断し、一学部一学科の教育研究組織として開設した。

IT 技術の普及により世界のグローバル化は加速され、地球上の人間文化すべてが同時的な教育研究の対象となった。近代的人間とは知・情・意の感覚を備えた主体的存在であったが、現代は意識的主体としての人間の外見はほとんど剥ぎ取られ、無意識の次元にある心の深層が表面に浮上しつつあり、現代人の心は極めて傷つきやすい。この事実を無視することなく、本学は大学院人間文化研究科臨床心理学専攻を最優先に開設した。本大学院を担当する教員のほとんどを学部教員が兼担し、“人間文化学”の教育研究者としての全学的な一貫性を維持するとともに、臨床

心理の実践家としての実務教員の役割を担っている。

当該組織は“人間文化学”の独自性を展開するうえでは適切であるものの、構成員間の“人間文化学”に対する共通認識の未熟さは必ずしも克服されたとはいえない段階にあり、この本質的問題を放置しておくならば一学科としての有機的結合は空洞化するほかはなくなる。

2009年度における新たな教育課程の展開にあっては、“人間文化学”を横断的・総合的に学ぶうえでの一学科としての存在意義は従来にも増して強固なものでなければならない。各教員が相互の専門性を共有する志を持つことが極めて重要であり、啓発し合う機会を組織的取り組みとして充実させることによって、それぞれの専門研究に新しい光が投げかけられることから、そのための具体的行動に着手する。

本学の学士課程は、「キリスト教的精神を基礎とする国際性を特色とし、地域社会に貢献するとともに国際的に活動できる人材を育成する」という理念を具現化したものであり、総合的かつ包括的に構築されている“人間文化学”を学ぶことができる教育課程である。しかしながら、大学を取り巻く急激な変化に必ずしも十分に 대응できているとはいえなかったことから、多様化する学生に対応できるキャリア支援に直結したカリキュラムの開設、進学率の上昇に伴う大学生の基礎学力低下への対応などの社会的要請を真摯に受け止め、2009年度開設を目指してカリキュラムの抜本的な再編を行うこととしている。

新たな教育課程のポイントは、①人間文化学科（一学科）において、“自由な学び（教養性）”と“キャリア形成（専門性）”が両立するコース制（「総合人間文化コース」、「心理臨床コース」、「心理社会コース」、「情報システムコース」、「ビジネス・コミュニケーションコース」、「英語・英語文化圏コース」及び「日本語・日本文化コース」）を展開する、②初年次教育及び導入教育を強化し、大学生としての学びの質及び動機付けを高める、③入学時から1年半をかけてコースを選択し、2年次後期から自分の選んだコースに設置している「コア科目」を中心として周辺領域の「自主選択科目」を学びつつ、大学生活の集大成として「専門ゼミナール」及び「卒業研究」にチャレンジする、④各コースに設定した修了条件を満たした学生には卒業証書とともに「コース修了認定証」を授与することで、卒業時における「学士力」の質の保証を強化する、⑤卒業要件は、必修科目を含めて履修単位数の合計が124単位以上であることなどである。

教育効果を測定するにあたっては、前期・後期の定期試験及びその代替となるレポートを中核としつつ、授業期間中にも科目の性質に応じた種々の措置を担当教員の判断のもとで積極的に行っている。これらをシラバスに明記し、学生に継続的な学修習慣の確立を促す効果をもたらしている。例年、定期試験よりもレポートを課す授業科目が多いという現状を踏まえ、教育効果測定のための主要手段としてのレポートのあり方及び扱い方などについて、早期に全学的な議論を深めていきたい。

成績評価法については、複数の評価指標による多元的観点からの成績評価、定期試験受験資格及び代替レポートの提出資格調査及び全学統一の5段階評価基準によって適切に行っている。年間履修科目登録の上限は、旧カリキュラムでの46単位を現行カリキュラムで40単位とし、GPA実質化のための履修中止申請制度の設置と合わせて、単位の実質化を図るための措置とした。さ

らに、2年次から3年次への進級要件の設定、各学期終了時の成績不振学生指導によって、学生の質を保証し確保している。現行カリキュラムにおける年間履修科目登録の上限40単位は、卒業必要単位数が124単位であること考慮すれば妥当である。しかし、学生の履修パターンに一層の柔軟性を保証するには、セメスター制に対応した履修登録及び成績表郵送を可能とする新規教務システムの導入を早期に実現する必要がある。また、成績不振学生指導については、アドバイザー制度やオフィスアワーと連動して全専任教員が関与する方途を検討中である。

履修指導に関しては、毎年4月の履修指導期間中に、午前中は各学年別オリエンテーション、午後は個別指導を行っており、量的には十分である。2009年度は新カリキュラム導入に伴って指導内容が複雑になることから、一斉オリエンテーションを学年別から入学年度別に行うことを念頭に、履修指導期間のスケジュールと中身を抜本的に改める。また、留年学生を含めた学生の個別履修指導を、アドバイザーとしての立場から、全専任教員が担当するよう準備を進めている。

教育改善に向けた組織的な取り組みについては、学期ごとに、すべての授業を対象とした統一項目による学生授業評価を実施している。2008年度から集計結果が従来よりも迅速に教員にもたらされるようになったこと及びより多角的なデータから結果を自己評価できるようになったことから、今後の授業改善に寄与するものと確信する。目下の課題は学生に対する結果公表である。教員の所見や回答を盛り込み、情報の双方向性を確保した上で、2009年4月の実現を目指す。

シラバスについては、教員間の記述内容や量を一定に保つため、今後も教務委員会による査読を継続する。2008年度のシラバスを査読するにあたっては形式と量の統一に重点を置いたが、2009年度にあっては、新カリキュラム導入に伴って新設した授業科目やコンセプトを変更した授業科目があるため、内容にまで踏み込んだ査読が一部必要となる。加えて、シラバスのホームページ掲載時期を少なくとも前年度3月中旬とし、4月の履修指導期間までに学生が十分な閲覧時間を確保できるよう配慮する必要がある。

2008年度から開始した「FD研究会」は、一学部一学科としての本学のあり方を全専任教員がそれぞれの専門領域を通して検討し、意識を共有する絶好の機会となっている。2009年度以降は具体的な教育実践報告なども取り入れて、授業の改善についてともに考える場とするなど、内容の幅を広げる試みが必要である。そこから全学的FDの実質的担い手として機能する組織の誕生に繋げていかなければならない。

授業形態と授業方法の関係については、従来どおり、少人数制または人数制限によって演習・実習系科目を適正規模で展開していく。一方、講義科目は2009年度のみを開講を除き、200名を超える授業が生じないよう時間割上の調整を行う。また、AV機器の充実とともにその使用頻度も向上し、多様なメディアを活用した授業が盛んになった。今後の課題は、その円滑な運用を保証する学内のサポート及びメンテナンス体制を充実することである。

建学の理念及び教育目標に照らしてみても、またグローバル化が加速化する現代社会においても、国際性に重きを置いた教育研究活動の展開を一層高めていかなければならない。本学は山々に囲まれた小さな地方都市にある小規模大学である。だからこそ、積極的に海外留学を奨励し、また様々な国々からの留学生を迎えることによって、地域社会との協力関係を充実させつつ、国籍や言語を超えた国際化社会における文化的推進者の任を務めることとする。

本大学院人間文化研究科臨床心理学専攻は、「キリスト教の信仰に基づく精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養い、併せて国際的視野に立つ指導者としてのよりよき社会人を育成すること」を理念とし、個人、家族、学校、職場などから福祉領域や医療領域に至るまでの幾多の場面で直面する様々な心理的危機に対して、臨床心理学的支援を実践できる高度の専門的職業人を養成する教育課程を編成している。

本専攻開設当初に強かった「教育現場心理職」を中心とする社会的要請が、「医療現場心理職」、「福祉現場心理職」、「企業現場心理職」など幅広い領域における人材養成が求められる状況に変化してきたことから、この動きに応えるためのカリキュラムの充実化などを今後も実施する。

また、学部における「心理カウンセリング」関連領域科目を基礎として一連の教育課程を成すと位置づけられる構造を有することで、継続的な教育研究の展開を実施している。

しかしながら、本専攻が謳う県内唯一の臨床心理士養成大学院として、社会人学生に配慮した教育課程編成を実現していない点には検討すべき余地があり、また何らかの対策を講じる必要がある。

教育研究指導上の効果を測定するための方法としては、成績評価、修士論文評価、臨床心理士資格認定試験合格状況及び進路状況結果などを用いているが、その適切性を定期的に検証し、外部評価にも耐えうるシステムを整備・運用するとともに、在学時における教育内容を修了生に評価させる仕組みを導入することとする。

これらに関連して、本大学院におけるFDに関する組織的取り組みとして学生による授業評価結果をレスポンス付で公表していることは評価できるものの、大学院独自の組織的な教員相互評価活動が実現していないことから、早急に具現化に向けた検討組織を立ち上げ、2009年度当初から活動を開始する。

なお、本研究科における国際的な教育研究交流に関する基本方針は未策定であり、個人的な範疇での国際学会への参加などの活動にとどまっていることから、海外の相互交流協定校に対して、外国人研究者を受け入れる態勢を明文化し、2010年度までに実現を目指して基本方針を明確にする。また、協定大学以外にあっても、各教員の研究テーマに沿った幅広い諸分野との交流を目指して、積極的な参加を促進する。

学部学生の受け入れについては、建学の理念や教育目標に基づき、多様な学生を広く受け入れるための各種学生募集を積極的に広報展開するとともに、選抜方法の多様化を実現してきた。しかしながら、近年においては入学者数の増加には結びついていない。今後は、ホームページの一層の積極的活用とともに、AO入試の随時実施を検討する。また、海外相互交流協定校からの入学者を増やすための現地入試説明会などを精力的に実施する。

入学試験は適正に実施しているが、受験生への成績開示及び合格判定基準の公表は未実施であることから、説明責任を果たすためにも早急に検討を開始し、実現可能なところから実行に移す。

また、退学者の防止に向けた取り組みとして、アドバイザー制度の実質的かつ効果的な活動を支援するため、入試部、学生部及び教務部が連携したシステムを構築することによって個々の学生に関する各種情報の共有化及び対応の迅速化を図る。

大学院学生の受け入れについては、臨床心理学的支援の実践を行う高度の専門的職業人を養成する教育目標に相応しい人材を確保するための学生募集の方法を強化し、入学試験のあり方については学内の優秀な学生に進学への機会と動機づけのための見直しを行い、成果をあげることを目指す。また、学部同様に成績開示と合格判定基準の公表について早急に検討する。

学生生活が健康で充実したものとなるように、本学では様々な修学環境及び条件等の整備を行ってきたところである。

経済的支援については、特待生制度、奨学金制度、外国人留学生授業料減免制度が、それぞれ一定の役割を果たしている。ただし、給付奨学金にあつては採用人数が必ずしも多くはないので、同窓会などへの働きかけを行い、新たな奨学金制度の設立を目指す。併せて、奨学金に関する情報提供として2009年度から本学ホームページの活用を実現する。

学生が心身の健康を保持し、安全な環境のもとで大学生活を送るための組織的な取り組みとして、2009年度に向けて学生部所管の保健室と学生相談室が、前者にあつては健康教育及び啓発活動をタイムリーに実施することで一層の充実を図り、後者にあつては近年増加しつつある心身の不調を訴える学生や各種障がいを抱える学生について、保健室・学生部・アドバイザー（教員）との協力体制を強化するだけでなく、学外の専門機関との連携体制を確立すべく活動を開始する。また、学生生活支援効果の向上及び退学者減少に資するため、学生指導の中心的な役割を担うアドバイザー制度を実質化する。加えて、ハラスメントに関する予防及び対応システムが完成していることから、2009年度までには理解促進のための啓発活動を重点的・計画的に実施する。

進路支援対策については、キャリア意識の形成及びスキル獲得のための支援を強化するために種々の措置を講じてきた。1年次からのライフプランニングの実践を通じて、早い段階から進路への意識を涵養し、2年次及び3年次において進路ガイダンスや課外講座を受講させることによってスキルの向上を図る方針を今後もさらに推進し充実させる。

課外活動の活性化及び高度化を図るための支援として、それぞれのクラブ及びサークルに顧問（教員）を置いて指導・助言を行うシステムと山梨英和大学後援会からの経済的支援とが有効である。2009年度には、クラブやサークルのリーダーを育成する体制づくり及び顕著な活動実績を上げた団体や個人を表彰する規程を制定し、活動の活性化と高度化を促す。

人間文化学部人間文化学科及び人間文化研究科臨床心理学専攻という一学部一学科及び一研究科一専攻を構成する本学教員は、多方面にわたる各自の専門領域を横断的に融合し発展させることで独自の“人間文化学”の構築を目指すべきとする研究環境に置かれているといえる。しかし、現状にあつては個々の専門領域内にとどまり、相互交流の不足から本来の特質が十分に発揮されていない。

今後は“個々の専門領域が全体の中で相互に関連しあい存在する”ことを強く意識し、総合化及び学際化を図る一環としての共同研究の拡充を実現する。研究対象として、本学の特性を生かした人間教育、国際交流、地域貢献などに力点を置き、「学内共同研究制度」を積極的に活用する。また、共同研究推進の方策として、FDの一部と位置づけたうえで、2008年度から試行的に取り組み始めた「FD研究会」と絡めてその展開を図るとともに、2009年度から設置を予定して

いる一学科におけるグループ（専門的学問分野を横断した教員の小集団）による会合の場などを活用し、FDの一部としての共同研究の萌芽を見出すこととする。

また、研究環境改善の一方策として、大学運営に係る業務全般にわたる合理化を推進するとともに、「在外・内地研究員制度」の活用を図るうえで、海外の相互交流協定校との交流などの具体的取り組みを検討することとする。

本学における社会貢献としては、地域社会との文化交流、公開講座の開設並びに教育研究成果の市民への還元をあげることができ、チャペルセンター、エクステンションセンター及び心理臨床センターが、それぞれの役割を果たすべく開設以来積極的な取り組みを行っている。

チャペルセンターは本学が建学以来中心に据えてきた礼拝、キリスト教関連行事及び諸活動を、理念に基づく教育目標の実現を目指して実施している。最近の具体的成果としては、礼拝を学生のみで行なう学生チャペルの開催が彼らの共感を呼び、参加者の増加を促していることである。諸活動の内容を一層充実させるため、学生意識の向上を促し、一貫した取り組みを継続する方策として、本学院関係者や同窓生などの強い支援のもと、全国展開するYMCAを学内組織（学生YMCA）として確立する活動を開始する。

エクステンションセンターは地域貢献の一環としてのエクステンション活動を展開すべく、「メイプルカレッジ」の名称によるオープンカレッジを運営している。社会人及び“第2の人生”を迎える高年齢者層などの多様なニーズに対応した学習機会の提供及び展開により、高等教育機関として地域社会教育の礎になる使命を果たすことなどの一翼を担うとともに、山梨県内大学及び短期大学を構成員とする「大学コンソーシアムやまなし」における生涯学習事業に協力し、社会貢献への寄与のひとつとしている。一方で、「メイプルカレッジ」は確かに地域社会に浸透し、一定の成果を挙げているものの、利用者の多岐にわたるニーズには十分に答えきれていない。今後、全学的視点に立ち返って体制、運営方法などの基本方針を再確認し、一定の方向性を導くこととする。

心理臨床センターは、本大学院人間文化研究科臨床心理学専攻に所属する学生の臨床実習及び研究の場であるとともに、地域社会への研究成果の還元として実際の相談援助活動などを行っている。臨床心理士有資格者のカウンセラーなどが外来の相談希望者（子どもの発達、子育て、学校生活、対人関係、ストレスなどが主な内容）に対応するとともに、医療などの関係諸機関との連携体制の構築を通じて、心理的サポートを多面的に実施している。今後は、利用者増加に伴う相談従事者の質的・量的向上を目指す方策の策定及び関係諸機関とのより望ましい連携体制を再構築するとともに、企業などからの要請に応じて新たなコンサルタント機能を強化することで社会貢献の拡充を図る。

一学部一学科の教育研究組織によって、“人間文化学”に基づく教育課程の展開を教育目標に沿って実施するため、専門分野が多岐にわたる教員が一体となって円滑な運営を実現すべく、様々な機会を通じて相互理解・共通認識・目標確認などを深めることに努めてきている。

2009年度から開設予定の新しい教育課程においては、従来以上に異分野科目間の融合とコースの専門性を両立することを目指したカリキュラムを展開することから、本教育課程を円滑に運営

するためには、教員組織としても専門領域を超えて総力を結集して取り組むことが必要であり、そのための方策として従来の教員の専門分野単位による運営への関与はこれを廃止し、一学科としての効果的運営に資するための専門性の枠を超えた小集団（「グループ」と称する）を設置することとした。つまり、教員組織にあっては“人間文化学”を専門とするすべての教員が教育目標の実現に向けて全学的運営にあたることを任務とするものである。

また、教員組織における年齢構成の適正化のため、ここ数年間に予定している教員退職に伴う後任補充にあたっては、45歳以下の教員を補充することにより、特定世代への偏りのない年齢構成を実現すると考えている。

さらに教育研究支援職員の充実にあたっては、財務状況との関連を無視できないことから、適正な整備計画を先行策定し、同時に教育研究環境に大きな支障を生じないように配慮しつつ業務の効率化に努めながら取り組みを推進する。

加えて、教育研究活動の教員間相互評価については試行を開始したばかりであるが、教育目標の実現、そのための教育研究水準の向上及び教育研究活動の一層の活性化には、教育研究能力や実績を適切に評価するシステム構築が不可欠である。組織的な検討の場として、「教育研究能力等の評価方法に関する検討会」（仮称）の設置を急ぐこととしている。

本大学院人間文化研究科臨床心理学専攻は、教育現場などにおける心理的危機への介入を通じて、地域の要請に応えることのできる臨床実践を行う高度の専門的職業人を養成するという教育目標に基づく一研究科一専攻の教育研究組織であると同時に教員組織であり、ほとんどの教員を学部教員が兼担している。また、開設後の社会情勢や地域からの要請の変化に伴い、教育現場中心の臨床心理学的支援を行う人材養成から、医療、福祉に加えて企業の各現場において実践を行う専門的職業人の養成へと拡充すべく組織構築に努めており、引き続き計画的な人的整備を図る。

組織的な教育の実施にあたっては、学内においては研究指導教員及び研究指導補助教員並びに科目担当教員を配置し、学外においては大学附置施設である心理臨床センター所属のカウンセラー及び県内外の臨床実習協力機関（医療または教育機関）との連携・協力体制を確保し展開している。

大学院担当教員の教育活動及び研究活動の評価については、研究指導教員または研究指導補助教員に関する資格審査を除けば、検証的かつ明確な評価システムが確立していないことを問題視し、システム構築のための検討会を設置し、2010年度からの実現を目指すこととした。

また、大学院担当教員の教育研究能力の質的向上及び教育研究活動の充実を図るため、学内外の教育研究機関などとの人的交流を従来以上に活性化させる具体策を展開する。

本学の事務組織は教員が兼務職を担う部所の長と職員が連携することで業務にあたっている。また、教学組織及び事務組織はそれぞれ独自性を持っているが、役割分担を意識しつつ有機的に一体性を確保している。具体的には、「カリキュラム等検討会」においては事務職員（教務部及び事務部庶務所属）が庶務を担当し、必要に応じて学生部、進路支援室及び入試部の事務職員も陪席して、発言の機会などを持っている。また平素の業務においても、事務組織は教授会、大学院研究科委員会及び各種委員会などの教学組織の意思決定が適切に機能するよう支援業務を行

っている。

しかしながら、大学においてはカリキュラムを改革する必要が生じたり、“大学全入時代”に入り多様な学生が入学してくることにより、新たに対応しなければならない課題が発生するなど、業務幅の拡大及び処理量の増加が顕著になる傾向がある。

こうしたなか日常業務に追われ、大学の将来を見据えた中・長期的な課題に対する企画を立案することが困難な状況に陥ることのないよう、各種会議の整理統合など可能な限りスリム化を図り、業務遂行の効率化を目指すとともに、事務職員の職務遂行能力向上のため、階層別研修及び専門業務研修を通してスタッフ・ディベロップメントの一層の強化を図ることとする。また、事務職員のインセンティブやモチベーションの向上のために、評価制度を確立するための人事考課制度の推進及び適材適所を実現する人事異動を実行する。

本学においては、四年制大学設置を視野に入れて 1995 年に短期大学を総合移転したことに伴い、校地校舎の基本的整備はひとまず完了した。校地にあつては大学設置基準面積の約 5 倍、校舎にあつては約 3 倍を有しており、いずれも基準を充足している。キャンパスは甲府市横根地区の 1 箇所に集中しているので、移動を要しない効率的な教育研究環境であるといえる。校舎施設は、講義棟、研究棟、大学院・学生食堂棟、附属図書館、体育館及び事務棟から成っている。施設（講義室、演習室、実験・実習室）における学部及び大学院の区別は、講義室及び実習室の一部と観察室が大学院専用となっているほかはほとんどが学部との共用となっている。

施設に関しては建築時から 13 年が経過しており、メンテナンスの実施により現在目立った支障はないが、中・長期的な展望に立った維持管理計画を準備する段階に来ている。

設備に関しては、情報処理教室などへのコンピュータ配備及びネットワークの敷設により、授業及び学術研究における活用並びにメディア教材の作成などに寄与している。また、講義室のマルチメディア化にあつてはほぼ 6 割程度の進捗状況であるが、これを推進する予定であり、情報処理機器にあつては量的な整備とともに、時代に相応したシステムやコンテンツの拡充が必要なことから、中・長期的な整備計画を立案することとする。

キャンパス・アメニティの形成や支援を充実するうえで、運動施設などハード面での拡充を検討するほか、学生食堂・売店に関しては 2008 年度中に担当委託業者が交代する予定なので、より充実した学生サービスを実現する方向での内容検討を急いでいる途上である。

施設設備における障がい者への配慮については、段差解消のためのスロープ整備、専用トイレの設置や専用駐車場の確保などを主な取り組みとしているが、今後は聴覚障がい者のための緊急時伝達装置の設置や視覚障がい者のための点字による危険物表示などを検討し、順次実現する予定である。

本学附属図書館は、学部及び大学院の教育研究に必要な図書及び資料を系統的に収集・整備し、地域社会に対しては、生涯学習活動における知的拠点としての役割を実現すべく運営している。2008 年 5 月現在にあつて蔵書総数は 126,000 冊余りであり、一学部一学科の大学ではあるものの、カリキュラムの多様性を考えると質量ともに必ずしも十分とは言い難く、2009 年度から開設予定の新教育課程の展開にあわせて購入方法を見直しつつ、一層の充実を図る必要がある。

大学における図書館の使命を考えれば、開館日数の拡張などの利用環境整備やサービスの質的向上は当然であるが、今後ますます加速するであろう情報化に対応するための設備及び機器のさらなる充実が必要となろう。特に、学生からの希望が強いインターネット使用環境の整備（無線LANの設置）は、学習活動上からも重要である。併せて、具体的な学習支援プログラムを積極的に提案する必要がある。そのためには、スタッフの質的向上を図る措置を実行しなければならない。

図書館に対する在学生の評価が最近高くなりつつあることとそれに伴う利用者数の増加は、十分に評価してよい。しかし、慢心することなく、自己研鑽や能力開発を通して、図書館の使命を果たすための努力を引き続き行うことはいうまでもない。

大学図書館として、今後、地域社会に果たす役割は一層重要なものとなる。地域社会への開放は、利用者数の実態を見る限り依然十分とはいえない。効果的な情報発信とともに、地域社会に向けた新たな事業または企画の提供などにより、積極的なアプローチを展開することとする。

「私立学校法」の2005年改正を受け、本学でも大学運営のあり方に変化がもたらされ、経営に関する執行機関としての経営協議会並びに教育研究に関する執行機関としての教学協議会を理事会の下に設置することとなった。このことにより、学部教授会及び大学院研究科委員会を教育に関する審議機関として位置づけ、執行機関と審議機関の協調・協同によって大学の管理運営を展開する体制が確立しつつある。

特に、2009年度新教育課程の企画立案にあつては、教学協議会大学部会の主導による理事会と大学合同による教育課程検討会を開催し、新たなカリキュラムや組織体制を開発するに至ったことは、理事会側と大学側とのコラボレーションの成果として評価できるものである。

また、大学運営を担う機関として、大学運営委員会及び大学運営協議会を設置している。前者は管理運営に関する基本的方針、カリキュラムに関すること、教員の任免に関することなどを審議し、後者は運営に関する重要事項、将来計画に関する事項及び学長の諮問した事項について協議し、重要案件にあつては、これらの審議・協議を経て、教授会に上程することになっている。このように、学部教授会、大学院研究科委員会、大学運営委員会、大学運営協議会及び各種委員会が、本学の理念、教育目標に照らして、それぞれの役割及び責任の所在を認識していることを前提に、全学的な意思形成及び一体的な自治運営を実現している。

キリスト教による人間形成を教育の根幹に据える大学として、建学の精神を象徴する学長は福音主義教会に属するキリスト教の信徒であり、教学及び管理運営の最高責任者である。学長は学内外に対して大学を代表し、理事会、経営協議会及び教学協議会の構成員として重要事項全般を掌握するとともに、学長に直属する大学運営委員会並びに大学運営協議会、学部教授会及び大学院研究科委員会において議長を務め、全学的な管理運営の場において学長権限を発揮している。同時に各教学関連部所間の調整機能をも担っており、相互連携を図りつつ組織が一体となって任にあたることについて権限及び責任を有している。

意思決定プロセスにおいては、1教員が複数の会議に参集して審議することが多く、一学部一学科の少人数で構成する組織としては、より効率的な意思決定の枠組みを検討すべきである。併せて、個々の教員が必要な情報を的確に共有し、課題への対処に応分に貢献するためにも、従来

の分野というカテゴリーを越えた教員交流を図ることが望ましい。2009年度開設予定の新教育課程の展開にあたっては、一学部一学科としての運営組織のあり方を見直し、これらの課題に対処することとなる。

法令等の遵守にあっては、「学校教育法」ほかの主要関係法令に基づき、本学院及び大学における諸規程を整備・遵守しつつ管理運営を行っている。しかしながら、規程集の最新版を教職員全員が常時確実に閲覧できるシステムとはなっていないことから、文書のデジタル化によって迅速かつ容易に閲覧を可能とする環境を整備する必要がある。

個人情報の保護及び不正行為の防止に関しては、必要に応じて実施している単発的取り組みにとどまっており、これらに関する制度と審査体制のあり方について検討する組織を2009年度中に立ち上げることとする。

本学は、1995年度に総合移転した短期大学を2002年度に四年制大学に改組転換し設置したものである。大学の設置に要する経費の財源は短期大学時代に積み立てていた特定預金及び山梨英和学院教育施設整備寄付金を中心としたものであった。大学の完成年度の翌年（2004年）4月には引き続き大学院を設置した。大学院設置経費の財源は、本学院内の内部取引（法人本部から大学への資金貸与）に拠ったものであった。このように大学設置及び大学院設置を僅か3年の間に行ったことに伴い、設置に要する経費を自己資金で賄わなければならなかったため、特定預金の相当額を取り崩すこととなったのである。

したがって、教育目標及び研究目的を実現するために必要な財政基盤作りは、2006年度在籍学生数（1,072名）が収容定員数（1,040名）を初めて上回ったことにより、資金収支上の黒字初年度となった。よって、健全な財政基盤作りを継続し安定した財務状況を維持するためには、いうまでもなく収入の確保と支出の抑制を図らなければならない。

収入の確保については、特色ある教育課程の展開及び効果的な学生募集などに基づいた学生数の確保により学生納付金の安定化を実現するとともに、国庫補助金における特別補助の一層の獲得を目指し、本学における特色のひとつとしての国際交流事業をはじめとして教育研究活動のさらなる活性化を行い、併せて山梨英和学院維持協力会による募金活動の積極的推進及び学生会館（クラブハウス）建設寄付金の収納率向上を図ることとする。

一方、支出の抑制については、2007年度から1年次入学定員（250名）の定員割れが起きていることに鑑み、入学者数200名、在籍学生数840名の収入規模で収支均衡を図ることができるような抑制策を柱として財務体質の改善を図る。具体的には一般経費のさらなる削減と教職員の人事計画（退職者の後任不補充を原則とする）の実行である。借入金返済の目途が概ねつくとして予定している2013年度までは新規事業を原則として控えることとし、返済に重点を置くこととする。

これらの推進のため、本学院財務委員会において学院全体の中・長期財務シミュレーションを作成し、教学計画と財務計画のリンクを強化し、大学においては中・長期財務計画の策定を支援する環境作りを行う。

本学の自己点検・評価委員会は、2002年度の開学以来、大学（及び2004年度からは大学院）の教育研究活動及び管理運営の現状を建学の理念や教育目標に基づき点検・評価することにより、

教育研究活動の質的向上並びに管理運営の効率化を図りつつ、大学の社会的使命を遂行し、もって時代の要請に応えることを目指して活動している。

点検・評価の結果、当該委員会が提起した改善に向けた方策にあっては、全学的な基本方針の策定などを行う大学運営委員会または教学組織の運営などに関わる各種委員会において検討・具体化され、教授会において審議されるシステムとなっている。

一方で、点検・評価のプロセスにおいて第三者的立場からの意見を反映する余地には乏しく、また、点検・評価結果に客観性及び妥当性を与える学外者検証は十分ではない。さらに、委員会自体に改善方策の実施状況に対するチェック機能が十分に備わっていないことから、PDCA サイクルとしての機能を十分に発揮しているとはいえない。

以上のことから、自己点検・評価委員会の重要な役割として、提案した改善に向けての方策の実施状況に関して関係部所に対するチェック機能を付加して権限強化を図り、さらに 2009 年度からの新教育課程開設に伴う教員組織の再編過程に伴い、当該委員会の構成員全員を学長指名とする規定に改めることとなったので、従来以上に機動性の高い組織（従来のように役職者にこだわらず中堅及び若手教職員を含める）を早急に検討し実現することとする。

そのうえで、評価指標構築のための学内検討会を設置し、点検・評価活動の一層の質的向上と客観性及び妥当性を確保するための一助とし、今回の大学評価初受審を契機として、学外有識者による定期的検証を受けるためのシステム作りを目指した全学的な取り組みを、2010 年度を目途に開始する。

本学における財政公開については、学院広報誌と本学院ホームページにより、学生、保護者、教職員及び社会に向けて実施するとともに、大学教職員に対しては財務説明会を定期的に開催しているが、財産目録、事業報告書及び監事監査報告書にあってはほとんど公開をしていない。

また、利害関係者からの閲覧請求があった場合には、「本学院財務情報公開規程」に基づき、収支計算書（資金、消費）、貸借対照表、財産目録、事業報告書及び監事監査報告書に関して対応することとしている。

公的資金を受けている私立大学としてより積極的な対応が必要であるとの認識に立ち、2009 年度以降においては学院広報誌及び本学院ホームページにおいて財政（財産目録、事業報告書、監事監査報告書を含む）の積極的な公開と財務諸表の理解に資するための資料等の添付を行うとともに、利害関係者からの閲覧請求に対しては規程に基づき円滑にかつ適切に運用していく。

点検・評価結果の公表については、学内特定関係者並びに学外特定機関及び関係者に向けての報告書の送付という形で実施しているのみであり、本学ホームページ上での掲載など不特定多数への公表には至っていない。具体的には、直近の利害関係者である在学生または保護者が自由な閲覧または配付の対象となっていないこと並びに学外にあっては、県内だけに限っても教育機関などへの公表にとどまっている現状であることから、まずは本学ホームページ上での掲載についての検討と結論を急ぎ、2010 年度前半までには在学生及びその保護者への積極的かつ的確な情報発信と併せて実現する。

四年制大学として開学 7 年目を経過した本学は、「異文化尊重の姿勢」、「自主独立の開拓者精

神」、「献身と奉仕への情熱」を独自の個性とするカナダ・メソジスト教会と山梨県のキリスト者及び教育者による女子教育事業立ち上げへの想いが、相互理解及び国際的友好関係を通じて形となった120年前にその源流を辿ることができる。「キリスト教信仰に基づく人間形成」は、時代の変遷を経てもなお首尾一貫した国際性を特色とし、地域社会への貢献とともに国際的に活躍できる人材の育成を目指すための礎である。本学が、新たな世紀を迎えるにあたって建学の精神を遵守しつつ教育目標を具現化するには、「人間文化学」という独自のコンセプトにおいてこそ、複雑化・多様化・国際化する現代社会の諸問題に対応できる有能な人材を養成しうると判断したのである。

こうした観点からの教育研究組織の設置並びに教育課程の展開は方向性として適切であるといえる。特に2009年度からの開設に向けて、教学組織と理事会が総力を結集し準備を進めてきた新しい教育課程及びその円滑な実施のための教員組織の再編は、本来あるべき姿としての「人間文化学」を根底に据えた教育目標の実現に不可欠な組織的一体的取り組みの実現なくしては成立しない。従来から確立している狭義の専門性を並立させて、それぞれの枠の中で際立たせても、われわれが真に求めている「人間文化学」に基づく人間形成も人材養成も実現し得ないのである。

2008年度から漸く試行的に始まったFDの組織的取り組みは、一義的には教員個々の教育研究能力の質的向上を目指すものではあるが、その向かうべきは本学独自の「人間文化学」を実現し発展させるところにある。それこそが建学の理念・教育目標の具現化であるとともに、将来に向かって進むべき道標となることを共通認識としたい。

大学院にあっては、社会的・地域的な喫緊の要請に応えることを前提に、高度の専門的職業人を育成することを教育目標に掲げており、当該専攻を担当する教員の教育研究能力の向上は学部にも増して力を注ぐべき重要課題である。また開設時当初に比べて、広範囲にわたる実践現場からの人材養成のニーズに応じていくことが急務となりつつある。今回の点検・評価などを通じて明確となったこれら課題に対し全教員が一丸となって早急に対策を講じなければならない。

いうまでもなく教育研究能力の向上には研究環境の充実が欠かせない。制度の活用が滞っている背景には管理運営業務の過重や財政事情があることも否めないが、時間の確保だけが資質の向上に寄与するわけではない。「人間文化学」の発展を志向する組織の一員として、研究目標をどのように位置付けるのかが問われているのである。そうした前提に立っての相互理解相互協力があればこそ研究環境の充実に貢献できるはずである。

大学運営の根幹を成す教育研究環境の充実とともに、学生生活及び施設・設備の整備拡充は欠くことのできない課題である。「大学全入時代」における学生の多様化は個性や能力といった内的な面だけではなく、経済的状況などの外的な面にも及んでいる実情を踏まえ、受け入れ態勢を従来以上に強固なものとしていかななければならない。学びたくても学ぶことのできない学生を作ってはならないことはいうまでもなく、ましてや疾病や障がい、言葉の壁など学生自身の責任に負えない理由をもって学ぼうと望む機会を提供し得ないことなど有り得ないのである。このことは、われわれの持っている歴史ある理念に照らせば自明である。施設・設備の充実もまた同様の視点に立って施策を講じる必要がある。限られた財政状況下にあっては、あらゆる面において満足のゆくものとなるには困難を伴うであろうが、中・長期的プランニングの中で、本学キャンパ

スを利用するすべての人々がその恩恵にあずかることができる方策を優先しつつ、着実に実行に移すことが望ましい。同時に、使い古された言葉ではあるが、ユニバーサルデザインの発想を忘れるべきではない。

開学からの7年間であって、われわれは必ずしも常に“ゆとり”を持ちつつ、また一体感を共有しつつ教育研究に携わってきたわけではない。これが正直なところである。眼前に突きつけられた課題（学生募集やカリキュラム改編など）への対応に精一杯となるような場面があったことも否めない。しかし、本学に集う全教職員は常に学生側の目線に立って、今、そしてこれから何を為すべきかについて知恵を絞り工夫を凝らすことを忘れてはいない。未だ十分でないことといえば、個々の力を結集するための明確なビジョンと強力なリーダーシップであろう。120年の歴史の重みは決して軽んじられるべきものではないが、われわれは従来の概念や方法に必要以上にとらわれることなく、未来に向かって歴史を積み上げていかなければならない。現在この時に重きを置いて、よりよい教育研究を実現すべく惜しみのない努力を注ぐとともに、後の世代に本学の理念と目標を継承するため、本点検・評価結果をもって厳正なる審査に臨むことを好機とし、従来にも増して不断に果敢に実のある改革を断行することをここに明記する。